

昭和24年支以降

援業要覧

小樽商科大学学生部学生課

昭和二十四年度

授業要覽

札幌商科大学

7. 特殊専門科目は原則として第三学年度以上の課程に属し専攻によって次の二つの系列に分ける
 経済学科 商業学科

x金融経済論(4)	x金融経済論(4)
国際金融論(4)	国際金融論(4)
国際経済論(4)	国際経済論(4)
x貿易論(4)	x貿易論(4)
交通論(4)	交通論(4)
保険論(4)	保険論(4)
市場論(4)	市場論(4)
経済地理(4)	経済地理(4)
x会計学(4)	x会計学(4)
x簿記学(4)	x簿記学(4)
国際法(4)	国際法(4)
x商法(4)	x商法(4)
経済法及労働法(4)	経済法及労働法(4)
経済学史(4)	商学(4)
工業経済学(4)	原価計算(4)
農業経済学(4)	監査論(4)
商業経済学(4)	商業数学(2)
社会政策(4)	工場経営(4)
日本経済史(2)	財務管理(4)
x演習 第二(12)	x演習 第二(12)

8. 体育は必修としその単位数は講義二単位実技二単位とする

9. 授業は一学年を三十週とし講義及び演習については毎週一時間十五週をもつて一単位とし数学演習語学演習の如きは毎週二時間十五週をもつて一単位とし実験実習実技については毎週三時間十五週をもつて一単位とする

3. 授業並に試験

10. 学生は一取教養科目のうち必修科目を含めて人文科学社会科学及び自然科学関係の各系列につきそれぞれ二科目以上合計十三科目以上並に専門科目については必修科目を含めて一取専門科目のうちより十課目以上特殊専門科目のうちより

1. 学制の一取方針

1. 本学は産業の興隆並に文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする
2. 学科目は一取教養科目と専門科目をもつて体系的に編成し適必要に應じ特別講義乃至講演によりこれを充実する
3. 本学の修業年限は四年とし学生は第三学年度以後においては商業学科或は経済学科の何れかを専攻しなければならない

2. 講座及び学科目

4. 一取教養科目及び単位数は次の通りである

() 内の数字は単位数を示し、×印は必修科目を示す

A. 人文科学関係

x哲学概論(4)
 倫理学(2)
 心理学(2)
 飲高学(4)
 歴史学(4)
 人文地理学(4)
 大 学(4)

B. 社会科学関係

x法学概論(4)
 政治学(4)
 x経済学概論(4)
 社会学(4)

x外国語

英語(8)
 西語(8)
 独語(8)
 葡語(8)
 併語(8)
 露語(8)

C. 自然科学関係

x数学(4)
 x物理学(4)
 化学(4)
 生物学(4)

5. 専門科目は一取専門科目と特殊専門科目とに分ける

6. 一取専門科目及びその単位数は次の通りである

x経済原論(4)	x経営経済学(4)
x経済史概論(4)	憲 法(4)
x経済政策(4)	民 法(4)
x財政学(4)	社会科学概論(4)
x統計学(4)	x演習 第一(4)

5. 昭和24年度開教予定学科目

学科目	単位	担当 者	備考	
一般教養科目				
哲学概論	4	川村三千雄		
歴史学	4	上原 真彦	短期講義	
外国文学	4	松尾 正路		
日本文学	4	峯村 文人		
外国語	英語	小林 象三		
	"	木曾 栄作		
	"	渡川 浩		
	"	玉井 武		
	西語	4	花村 哲夫	
	独語	2	川村三千雄	
	"	2	フランス・ジャック	
	葡語	4	川上 久壽	
併語	4	松尾 正路		
法学概論	4	木部 林二		
政治学	4	板垣 与一	短期講義	
経済学概論	4	早川三代治		
数学	4	武隈 良一		
化学	4	川原 鳳策		
一般専門科目				
経営経済学	4	室谷賢治郎		
社会科学概論	4	板垣 与一	短期講義	
特殊専門科目				
金融経済論	4	天利 長三		
会計学	4	木村 重義		
簿記学	4	石河 英夫		
商業経済学	4	岡本 理一		
体育				
体育(講義)	2			
臨 時 講 義				
近代経済学		杉本 栄一		

リ各系列毎に十八科目以上(計二十八科目)を履修し一般教養科目五十単位以上専門科目一〇単位以上を履修しをなければならない

- 11 一般専門科目は前二年間において履修し特殊専門科目は後二年間において履修するを原則とする
右の外学生は前二年間に体育を履修し第二学年度より演習に参加しをなければならない
 - 12 学生は各学年度において三十単位以上を履修しをなければならない
右所要単位数を履修できなかった場合は修業年限をその都度一年延長される
 - 13 学生は毎学年初その学年度において履修する科目を選択し所定の期間内に届出て学長の承認を受けなければならない
 - 14 試験を分けて科目試験と卒業論文試験とする
科目試験は履修した学科目につき毎学年末にこれを行う
卒業論文試験は四年以上在学した者につき毎年三月に行う
 - 15 試験の成績は科目試験及び卒業論文試験共に秀、優、良、可、不可に分け可以上を合格とする
 - 16 試験に缺席した者に対する追試験は原則としてこれを行わない
 - 17 入学生は本学より学生票の交付を受け毎学年初並に学年末においてこれを提出しをなければならない
学年初においてはその学年度に履修を承認した学科目を記入し学年末においては試験の結果を記入してそれぞれ本人に返付する
4. 学士称号
- 18 本学に四年以上在学し科目試験及び卒業論文試験に合格し所定の単位数を履修したときは学士試験に合格したものとす
本学の学士試験に合格した者は商学士と称することができる
学士試験に合格した者には証書を授与する

(一) 数学
 (二) 英語
 (三) 英語
 (四) 英語
 (五) 英語
 (六) 英語
 (七) 英語
 (八) 英語
 (九) 英語
 (十) 英語
 (十一) 英語
 (十二) 英語
 (十三) 英語
 (十四) 英語
 (十五) 英語
 (十六) 英語
 (十七) 英語
 (十八) 英語
 (十九) 英語
 (二十) 英語
 (二十一) 英語
 (二十二) 英語
 (二十三) 英語
 (二十四) 英語
 (二十五) 英語
 (二十六) 英語
 (二十七) 英語
 (二十八) 英語
 (二十九) 英語
 (三十) 英語
 (三十一) 英語
 (三十二) 英語
 (三十三) 英語
 (三十四) 英語
 (三十五) 英語
 (三十六) 英語
 (三十七) 英語
 (三十八) 英語
 (三十九) 英語
 (四十) 英語
 (四十一) 英語
 (四十二) 英語
 (四十三) 英語
 (四十四) 英語
 (四十五) 英語
 (四十六) 英語
 (四十七) 英語
 (四十八) 英語
 (四十九) 英語
 (五十) 英語
 (五十一) 英語
 (五十二) 英語
 (五十三) 英語
 (五十四) 英語
 (五十五) 英語
 (五十六) 英語
 (五十七) 英語
 (五十八) 英語
 (五十九) 英語
 (六十) 英語
 (六十一) 英語
 (六十二) 英語
 (六十三) 英語
 (六十四) 英語
 (六十五) 英語
 (六十六) 英語
 (六十七) 英語
 (六十八) 英語
 (六十九) 英語
 (七十) 英語
 (七十一) 英語
 (七十二) 英語
 (七十三) 英語
 (七十四) 英語
 (七十五) 英語
 (七十六) 英語
 (七十七) 英語
 (七十八) 英語
 (七十九) 英語
 (八十) 英語
 (八十一) 英語
 (八十二) 英語
 (八十三) 英語
 (八十四) 英語
 (八十五) 英語
 (八十六) 英語
 (八十七) 英語
 (八十八) 英語
 (八十九) 英語
 (九十) 英語
 (九十一) 英語
 (九十二) 英語
 (九十三) 英語
 (九十四) 英語
 (九十五) 英語
 (九十六) 英語
 (九十七) 英語
 (九十八) 英語
 (九十九) 英語
 (一百) 英語

土	金	木	水	火	財	限	
						時	限
天利	天利	天利	天利	天利	天利	8.30	1
武蔵	武蔵	武蔵	武蔵	武蔵	武蔵	9.20	2
武蔵	武蔵	武蔵	武蔵	武蔵	武蔵	9.30	3
						10.20	4
						10.30	5
						11.20	6
						11.30	7
						12.20	8
						13.10	9
						14.00	10
						14.10	11
						15.00	12
						15.10	13
						16.00	14
						16.10	15
						17.00	16

科川
 大橋
 学
 不
 業
 日
 間
 割
 昭和
 二十
 五年

昭和二十五年度

授業要覧

小樽商科大学

社会政策(4)
日本経済史(2)
演習第二

工場経営(4)
財務管理(4)

共通科目
X金融経済論(4)
X国際経済論(4)
X国際貿易実務(4)
X文通論(4)
X保険論(4)
X市場論(4)
X会計学(4)
X簿記学(4)
X商法(4)
X経済法及労務法(4)
X演習第二(12)

8. 体育は必修としその単位数は講授2単位実技2単位とする。
9. 授業は一学年で30週とし講授及び演習については毎週1時間1.5週をもつて1単位とし数学演習、語学演習の如きは毎週2時間1.5週をもつて1単位とし実験実習実技については毎週3時間1.5週をもつて1単位とする。

3. 授業並に試験

10. 学生は一般教養科目のうち必修科目を含めて人文科学、社会科学等、及び自然科学関係の各系列につきそれぞれ2科目以上合計13科目以上、並に専門科目については必修科目を含めて一般専門科目のうちより10科目以上、特殊専門科目のうちより各系列毎に18科目以上(計28科目以上)を履修し、
一般教養科目 50単位以上
専門科目 110単位以上
を履修しなければならぬ。
11. 一般専門科目は前2年間に於いて履修し特殊専門科目は後2年間に於いて履修するを原則とする。
12. 学生は各学年末において30単位以上を履修しなければならぬ。
上記所要単位数を履修できなかった場合は修業年限をその部度1年延長される。
13. 学生は11項の外前2年間の体育を履修し若し2学年末より演習に参加しなければならぬ。
14. 学生は毎学年始め、その学年末において履修する科目を選択し所定の期間内に届出て学長の承認を受けなければならぬ。
15. 試験を分けて科目試験と卒業論文試験とする。
科目試験は履修した科目につき毎学年末にこれを行ふ。
卒業論文試験は四年以上在学した者につき毎年3月に付す。
16. 試験の成績は科目試験及び卒業論文試験ともに
秀、優、良、可、不可
に分け可以上を合格とする。
17. 試験に缺席した者に対する再試験は原則としてこれを行わぬ。
18. 入学生は本学より学生票の交付を受け毎学年始並に学年末においてこれを提出しなければならぬ。

昭和二十五年年度要綱

教育部

1. 学部の一般方針

1. 本学は産業の発展並に文化の発展に貢献すべく、実践知識を備えた人材の養成を目的とする。
2. 学科目は一般教養科目と専門科目をもつて体系的に編成し、特別講義乃至講義を併せ行ふこととする。
3. 本学の卒業年限は四年とし学生は第三学年末以後においては商業学科或は経済学科のいずれかを選び専攻しなくてはならぬ。

2. 履修及び学科目

4. 一般教養科目及び単位数は次の通りである。
()内の数字は単位数を示しX印は必修科目を示す。

A. 人文科学関係

X哲学概論(4)
倫理学(2)
心理学(2)
教育学(2)
歴史学(1)
人文地理学(2)
文学(4)
X外国語(8)
X英語(8)
X西語(8)
X中国語(8)
X佛語(8)
X露語(8)

B. 社会科学関係

X法学概論(4)
政治学(4)
X経済学概論(4)
社会学(4)

C. 自然科学関係

X数学(4)
X物理学(4)
化学(4)
生物学(4)

5. 専門科目は一般専門科目と特殊専門科目に分ける。
6. 一般専門科目及びその単位数は次の通りである。

X経済学(4)
X簿記論(4)
X経済政策(4)
X政治学(4)
X統計学(4)

X経営経済学(4)
憲法(4)
民法(4)
社会科学概論(4)
X演習第一(4)

7. 特殊専門科目は原則として第三学年末以上の課程に履修し専攻によって次の二つの系列に分ける。

経済学科

経済学史(4)
工業経済学(4)
農業経済学(4)
商業経済学(4)

商業学科

商品学(4)
簿記論(4)
商業論(4)
商業数学(2)

独 語	2	講 師	ゲルハルト・フーベル
單 語	4		川 上 久 壽
仏 語	4	教 授	松 尾 正 路
法 学 概 論	4		木 部 林 二
経 済 学 概 論	4		早 川 三 代 治
教 育 学	4	助 教 授	武 展 良 一
化 学	4	教 授	川 泉 鳳 策
物 理 学	4	講 師	小 宮 天 太 郎
生 物 学	4		倉 林 正 尚
一 般 勇 門 科 目			
経 済 学 論	4	教 授	早 川 三 代 治
経 営 経 済 学	4		室 谷 賢 治 郎
民 法	4		木 部 林 二
演 習 第 一	4		
特 殊 勇 門 科 目			
金 融 経 済 論	4	教 授	天 利 長 三
市 場 論	4	助 教 授	岡 本 理 一
産 業 記 号	4		石 河 英 夫
経 済 地 理	4	教 授	川 泉 鳳 策
原 価 計 算	4		木 村 重 長
体 育			
実 技	2	講 師	坂 井 一 郎
特 別 講 義			
政 治 学			坂 垣 与 一 (予 定)
歴 史 学			上 泉 善 敏 ()

学年毎においてはその学年度に履修を承認した学科目を記入し学年末においては試験の結果を記入してそれぞれ本人に返付する。

4. 学士称号

19. 本学の四年以上在学し科目試験及び卒業論文試験に合格し所定の単位数を修得したときは学士試験に合格したものとす。
本学の学士試験に合格した者は「商学士」と称することができる。
学士試験に合格した者には証書を授与する。

5. 昭和二十五年年度研究演習(演習第一)担当教官氏名

木 部 林 二 教 授
室 谷 賢 治 郎 教 授
木 村 重 長 教 授
木 曾 栄 作 教 授
早 川 三 代 治 教 授
川 泉 鳳 策 教 授
天 利 長 三 教 授
岡 本 理 一 助 教 授
石 河 英 夫 助 教 授
武 展 良 一 助 教 授

6. 昭和二十五年年度開設予定学科目

学 科 目	単 位	担 当 教 官	備 考
一 般 教 養 科 目			
哲 学 概 論	4	助 教 授 川 村 三 千 雄	
倫 理 学	2	" "	前 科
外 国 文 学	4	教 授 松 尾 正 路	
日 本 文 学	4	助 教 授 木 村 文 人	
英 語	2	教 授 木 曾 栄 作	
"	"	助 教 授 速 川 浩	
"	"	薩 埵 王 井 武	
"	"	安 齊 七 之 介	
西 語	4	" 花 村 哲 夫	
国 語	2	助 教 授 川 村 三 千 雄	

昭和二十六年年度

授業要覽

(昭和二十六年度生)

小樽商科大学教務部

昭和26年度授業要覧

教務部

1. 学制の一般方針

1. 本学は産業の興隆並に文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする。
2. 本学の修業年限は四年とする。
3. 本学々生は第三年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなげねばならない。

2. 講座及び学科目

4. 学科目はこれを一般教養科目・専門科目・外国語及び体育に分ける。
5. 一般教養科目及びその単位数は次の通りとする。

A. 人文科学関係

哲学 (4)
倫理 (4)
心理 (4)
文学 (4)
歴史 (4)

B. 社会科学関係

社会科学概論 (4)
社会学 (4)
教育 (4)
地理学 (4)
法学概論 (4)
経済学概論 (4)
商業概論 (4)
政治学 (4)

C. 自然科学関係

数学 (4)
物理 (4)
化学 (4)
地学 (4)
生物 (4)

() 内の数字は単位数を示す。

6. 専門科目の系列・その科目及び単位数は次の通りとする。

経済学科

民法 (4)
憲法 (4)
商法 (4)
国際法 (4)
産業法及労働法 (4)
統計学 (4)
数理統計学 (4)
経済学論 (4)
経済変動論 (4)
経済史概論 (4)

商業学科

民法 (4)
憲法 (4)
商法 (4)
国際法 (4)
産業法及労働法 (4)
統計学 (4)
数理統計学 (4)
経済学論 (4)
経済変動論 (4)
経済史概論 (4)

(1)

経済政策 (4)
財政学 (4)
国際経済論 (4)
貿易論 (4)
経済地理 (4)
金融経済論 (4)
国際金融論 (4)
市場論 (4)
交通論 (4)
保険論 (4)
経営経済学 (4)
簿記学 (4)
会計学 (4)
経済学史 (4)
日本経済史 (4)
工業経済学 (4)
農業経済学 (4)
社会政策 (4)
研究指導 (卒業論文を含む)(12)

経済政策 (4)
財政学 (4)
国際経済論 (4)
貿易論 (4)
経済地理 (4)
金融経済論 (4)
国際金融論 (4)
市場論 (4)
交通論 (4)
保険論 (4)
経営経済学 (4)
簿記学 (4)
会計学 (4)
商業英語 (4)
商品学 (4)
工場経営 (4)
財務管理 (4)
東価計算 (4)
商業数学 (4)
監査論 (4)
研究指導 (卒業論文を含む)(12)

7. 外国語の単位数はそれぞれ入単位ずつとする。

外国語
英語 (8)
独語 (8)
華語 (8)

西語 (8)
仏語 (8)
露語 (8)

8. 体育の単位数は講義二単位実技二単位とする

9. 授業は一学年を三十週とし講義及び研究指導については毎週一時間十五週をもつて一単位とし、数学演習、語学演習等は毎週二時間以上十五週をもつて一単位とし、実験・実習・実技は毎週三時間十五週をもつて一単位とする。

3. 履修規則

10. 数学・研究指導・外国語(英語を含め二ヶ国語)及び体育は必修とする。

11. 学生は一般教養科目のうち人文科学・社会科学及び自然科学関係の各系列につきそれぞれ三科目以上合計九科目三十六単位以上、並びに専門科目については原則として第三年度以降においてそれぞれ専攻学科につき八十四単位以上を履修しなげねばならない。

石の外外国語につき十六単位以上及び体育につき四単位を履修しなげねばならない。

(2)

12. 一般教養科目・外国語及び体育は前二年間に、専門科目は後二年間において履修するを原則とする。
研究指導は後二年間において受けなければならない。
13. 履修を届出て承認を受けた科目については、その履修の中止又は変更を認めない。
14. 一科目の併立講義についてはいずれかその一つのみを以て要意11項による所要最低単位数に算入する。その講義については予めその旨を届出なければならない。
15. 外国語の履修について英語を含めた二ヶ国語以外は所要最低単位数には算入されない。
16. 臨時講義及び特別講義を用く場合にはその都度単位数を決定する。

4 研究指導

17. 研究指導は後二年に亘って受けなければならない。
18. 研究指導を受ける場合は所定の期間までに担当教官の承認を受けてその旨を届出なければならない。
19. 学生は研究指導の中途において任意にその所履を変更することはできない。

5. 科目修了の認定

20. 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によってこれをを行う。
21. 科目試験は履修科目につき適宜これをを行う。
已むを得ない事情のため受験できない場合はその旨を届出なければならない。
22. 試験に欠席した者に対する追試験は原則としてこれをを行わない。
23. 科目試験に合格しなかった者で当該科目の再修を願った場合は前に当該科目を選択したものとして取扱う。
24. 試験の成績は科目試験及び卒業論文審査ともに秀・優・良・可・不可に分け、可以上を合格とする。

6. 昭和26年度開講科目

学 科 目	単 位	担 当 教 官	備 考
一 般 教 養 科 目			
西 学	4	教 授 川 村 三千雄	
倫 理 学	4	〃 〃	
外 国 文 学	4	〃 松 尾 正 路	
日 本 文 学	4	〃 峯 村 文 人	
法 学 概 論	4	〃 木 部 林 二	
経 済 学 概 論	4	〃 早 川 三代治	
商 業 概 論	4	〃 岡 本 理 一	前・期
教 学	4	助 教 授 武 隈 良 一	
物 理 学	4	講 師 小 宮 英 太郎	

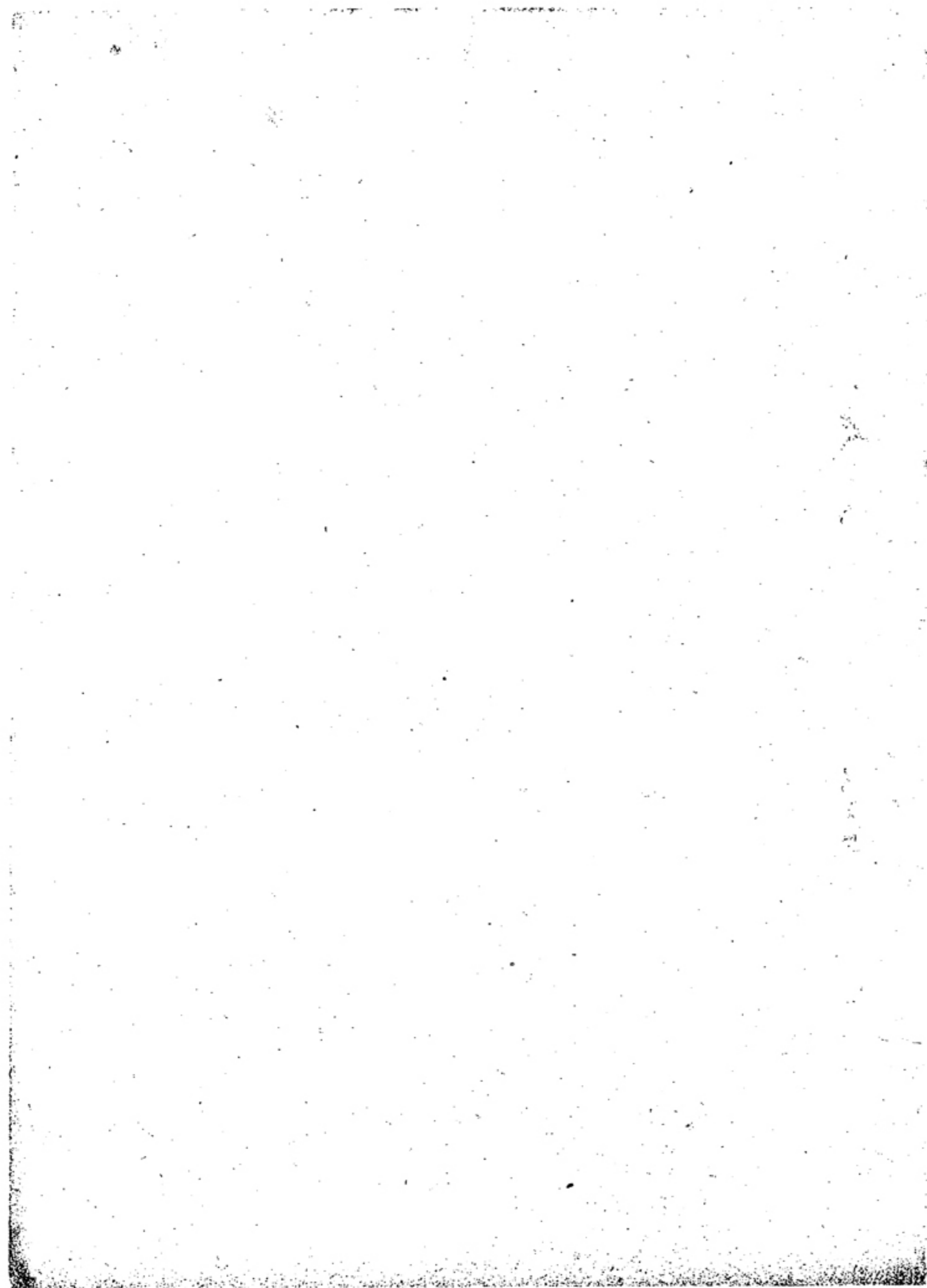
化 学	4	教 授 川 原 鳳 策	
地 学	4	講 師 漆 正 雄	
生 物 学	4	〃 倉 林 正 尚	
専 門 科 目			
民 法	4	教 授 木 部 林 二	
商 法	4	助 教 授 荒 多 了 祐	
統 計 学	4	講 師 長 谷 部 亮 一	
経 済 学 概 論	4	教 授 早 川 三代治	
経 済 史 概 論	4	講 師 浜 林 正 夫	
経 済 政 策	4	〃 麻 田 四 郎	
財 政 学	4	教 授 天 利 長 三	
貿 易 論	4	〃 木 曾 栄 作	
金 融 経 済 論	4	〃 天 利 長 三	
市 場 論	4	〃 岡 本 理 一	後 期
保 険 論	4	〃 久 木 久 一	
経 営 経 済 学	4	〃 室 谷 眞 治 郎	
法 記 学	4	〃 石 河 英 夫	
会 計 学	4	〃 木 村 重 義	
経 済 学 史	4	〃 早 川 三代治	
農 業 経 済 学	4	講 師 上 原 轍 三 郎	
商 業 実 務	4	教 授 木 曾 栄 作	
商 品 学	4	〃 川 原 鳳 策	
工 場 経 営	4	講 師 古 瀬 大 六	
商 業 教 学	4	助 教 授 武 隈 良 一	
監 査 論	4	教 授 木 村 重 義	
研 究 指 導	12		二ヶ年通算
外 国 語			
英 語		教 授 木 曾 栄 作	
〃		助 教 授 玉 井 武	
〃		〃 花 村 哲 夫	
〃	4	講 師 安 齊 七 之 介	
〃		教 師 A・M・クレーグ	
〃		〃 クレーグ夫人	
独 語	2	教 授 川 村 三千雄	
〃	2	教 師 フーベル	
仏 語	4	教 授 松 尾 正 路	
西 語	4	助 教 授 花 村 哲 夫	
華 語	4	〃 川 上 久 寿	
体 育			
実 技	2	講 師 坂 井 一 郎	
〃	2	〃 中 坊 茂 麿	
講 義	2	〃 坂 井 一 郎	

地理学	佐藤 弘	予定
憲法		々
国際法	大平 善禧	リ
産業法及労働法	実 万 正 雄	々

(5)

昭和26年度授業時間割 (小樽商科大学教務部)

曜日	時間	月	火	水	木	金	土
Monday	8.40	① 商業英語 木曾 ② 倫理学 川村 ③ 簿記学 石河	② 貿易論 木曾 ③ 概論 松尾 ④ 花村 華川上	① 商業数学 武隈 ② 英語 木曾 玉井 ③ 外国文学 松尾 ④ 日本文学 孝村	② 会计学 木村 ③ 畑山村 松尾 ④ 花村 華川上	③ 商 志 秀多 ④ 経営学論 早川 ① 数学 武隈 数学 武隈 ① A ① B	③ 金融経済論 天利 ② 商業概論 岡本 ① 数学 武隈 数学 武隈 ① B ① A
	9.30 9.35						
Tuesday	10.25	① 保険論 久木 ② 英語 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	④ 商品学 川原 ⑤ 概論 松尾 ⑥ 花村 華川上 ⑦ 生物学 松尾	① 監査論 木村 ② 民法 志 木部 ③ 英語 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① 工場経営 古藤 ② 畑山村 松尾 ③ 花村 華川上 ④ 経営学論 木部	① 経営経済 上原 ② 英語 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① 財政学 天利 ② 体 育 松尾 坂井 ③ 哲学 川村
	10.30						
Wednesday	11.20 11.25	① 統計学 長谷部 ② 英語 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	② 経済学概論 森本 ④ 化学 川原 ⑤ 体育 (実技) 坂井	② 経済学 早川 ③ 体育 (実技) 坂井 中坊	① 研究指導 ② 物理学 小宮 ③ 体育 (実技) 坂井 中坊	① 経済政策 麻田 ② 商業概論 岡本 ③ 英語 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	備考 ○の中の数字は教室番号を示す
	12.15						
Thursday	13.05						
	13.55 14.00						
Friday	14.50 14.55						
	15.45						
Saturday	16.35						



昭和二十七年度

授業要覽

(昭和二十七年度生)

小樽商科大学 教務部

一 學制の一般方針

- 一 本学は産業の興隆、並に文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする。
- 二 本学の修業年限は四年とする。
- 三 本学々生は第三年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなければならぬ。

二 講座・科目及び単位

区	一般		講 座 名	科 目 名	単 位	同 年 度 設	担 当 者 官 取 名
	社 会 科	文 学 科					
1	人文科等講座	倫理学、心理学、外国文学、日本文学	4	〇	〇	〇	川村三千雄
2	社会科学等講座	社会学概論、社会学、社会学概論	〇	〇	〇	〇	津久井 哲无男(専任教授)
3	社会科学等講座	社会学概論、社会学、社会学概論	〇	〇	〇	〇	上原 専 隆(専任教授)
		社会学概論	〇	〇	〇	〇	坂垣 与一()
		社会学	〇	〇	〇	〇	決 林 正 天
		社会学	〇	〇	〇	〇	佐 藤 弘(専任教授)
		社会学	〇	〇	〇	〇	木 部 林 二
		社会学	〇	〇	〇	〇	長 谷 部 亮 一
		社会学	〇	〇	〇	〇	岡 本 理 一

区	育		講 座 名	科 目 名	単 位	同 年 度 設	担 当 者 官 取 名
	自 然 科	学 科					
4	自然科学等講座	物理学、化学、生物学	〇	〇	〇	〇	坂垣 与一(専任教授)
5	法学第一講座	民法、商法	〇	〇	〇	〇	武 隈 良 一
6	法学第二講座	民法、商法	〇	〇	〇	〇	小 宮 英 太 郎(専任教授)
7	統計等講座	統計学	〇	〇	〇	〇	川 原 興 策
8	経済学第一講座	経済学概論	〇	〇	〇	〇	小 宮 英 太 郎(専任教授)
9	経済学第二講座	経済学概論	〇	〇	〇	〇	小 宮 英 太 郎(専任教授)
10	経済学講座	日本経済史	〇	〇	〇	〇	小 宮 英 太 郎(専任教授)
11	経済政策講座	経済政策	〇	〇	〇	〇	小 宮 英 太 郎(専任教授)

外	課	研究指導	育	体	語	目	外
語	守	(課外)		体育	(講座外)	20.	外国語講座
英語(三年度)	英語(四年度)	英語(四年度)	商業英語(一)		研究指導(講座外)	研究指導	英語(三年度)
					研究指導(講座外)		

科							
12.	財政学講座	E	社会政策	◎	講師	大河内一	(男東洋校)
13.	国際経済講座	C	国際経済論	◎	講師	麻田四郎	
14.	金融論講座		金融経済論	◎	講師	木曾栄作	
15.	商学第一講座	C	市場論	◎	講師	川東風策	
16.	商学第二講座		交通論	◎	講師	岡本理一	
17.	経営学講座	C	経営経済学	◎	講師	久木久一	
18.	会計学第一講座	C	簿記学	◎	講師	室谷賢治郎	
19.	会計学第二講座	C	商業計算	◎	講師	石河英夫	
					講師	武隈良一	
					講師	木村重義	
					講師	斎藤七之介	

- 備考
- 一、 学科目の上のEは経済学科専攻の固有科目を示し、Cは商業学科専攻の固有科目を示す。
 - 二、 Xは必修科目を示す。
 - 三、 27年度開設科目中◎は集中講義予定のものを示す。
 - 四、 教官の移動その他の都合により一部変更する場合がある。

三、履修方法

五、 授業は一単位を三十週とし、講義及び研究指導については毎週一時間十五週をもつて一単位とし、数学演習、語学演習等は毎週二時間以上十五週をもつて一単位とし、実験・実習・実技は毎週三時間十五週をもつて一単位とする。

六、 学生は四年間に少くとも次に示す単位数を、それぞれその系列に従つて取得しをなければならない。

合 計	人文科学関係	三科目以上 十二単位以上	計九科目・三十六単位以上	必修科目を含む
	社会科学関係 自然科学関係			
再 門 科 目	外国語		八十四単位以上	研究指導を含む
	体育		十六単位以上	英語を含めた二ヶ国語
合 計			四単位	
			一四〇単位以上	

七、 一般教育科目・外国語及び体育は前二年度に、専門科目は後二年度に履修すると原則とする。

八、 研究指導（卒業論文を含む）は後二年度において受けなければならない。

九、 科目の選択履修については、一定の期間内に届出て承認を受けなければならない。届出て承認を受けた科目については、その履修の中止と変更は認められない。

- 一、 英語を含めた二ヶ国語以外の外国語及び課外講義の単位は加算最低単位数に算入されない。
- 二、 一科目の併立講義については、いづれかその一つのみを以て所要最低単位数に算入する。
- 三、 その講義については予めその旨を届出なければならない。
- 四、 集中講義の場合はその都度単位数を定める。
- 五、 単位は科目修了の認定を経た上で与えられる。
- 六、 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつて行う。科目試験は履修科目につき適宜これを行う。
- 七、 科目試験に合格しなかつた者で当該科目の再修を願出た場合は新たに当該科目を選択したものと取り扱う。
- 八、 試験の成績は、科目試験及び卒業論文審査ともに、秀・優・良・可・不可に分け、可以上を合格とする。
- 九、 入学学生は本学より卒業の交付を受け毎学年初並に学年末においてこれを提出しをなければならない。
- 十、 学年初においてはその学年度に履修を承認した科目を記入し、学年末においては科目修了認定の結果を記入してそれぞれ本人に返付する。

四、学士称号

一七、 本学に四年以上在学し、所定の単位数を履修したときは、学士試験に合格したものとす。

一八、 本学の学士試験に合格した者は商学士と称することができる。

一九、 学士試験に合格した者には証書を授与する。

五、休業日

- 一、 春 等 休 業 三月二十一日—四月 十日
- 二、 夏 等 休 業 七月二十日—八月三十一日
- 三、 冬 等 休 業 十二月十日—一月二十日
- 四、 隔 周 休 業 その都度これを定める

樹大 昭和二十七年年度課程時間割

昭和二十七年年度

曜日	時間	科目	講師	備考
土曜日	8:40	① 商業概論 岡本 ② 数理概論 武蔵		
日曜日	9:30-10:35	① 英語(1) A 吉井 B 花村 C 白川		
月曜日	10:25	① 英語(2) 吉井・王井・白川		
火曜日	10:30	① 英語(3) 吉井・王井・白川		
水曜日	11:20-11:35	① 英語(4) 吉井・王井・白川		
木曜日	12:15	① 英語(5) 吉井・王井・白川		
金曜日	12:55	① 英語(6) 吉井・王井・白川		
土曜日	13:15-13:50	① 英語(7) 吉井・王井・白川		
日曜日	14:40-14:45	① 英語(8) 吉井・王井・白川		
月曜日	15:35-15:40	① 英語(9) 吉井・王井・白川		
火曜日	16:30	① 英語(10) 吉井・王井・白川		

昭和二十七年度

授業要覽

(昭和二十七年度生)

小樽商科大学 教務部

- 一 本学は産業の興隆、並に文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする。
- 二 本学の修業年限は四年とする。
- 三 本学々生は第三年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなければならぬ。

二 講座・科目及び単位

講座名	人文・文・理		単位	同設	担当者名
	文	理			
1. 人文科学講座	○	○	4	○	川村三千雄
2. 社会科学部講座	○	○	4	○	津久井 佐无男(専任教授)
	○	○			
3. 社会科学部講座	○	○	4	○	上原 専 隆(専任教授)
	○	○			

講座名	自然・理		単位	同設	担当者名
	理	自			
4. 自然科学講座	○	○	4	○	武限良一 (一橋教授)
5. 法学第一講座	○	○	4	○	小宮 英太郎(専任)
6. 法学第二講座	○	○	4	○	倉林 正 尚(北本講師)
7. 統計学講座	○	○	4	○	栗 正 雄(大塚教授)
8. 経済学第一講座	○	○	4	○	大平 善 梧(橋本校教)
9. 経済学第二講座	○	○	4	○	実 方 正 雄(大塚市教)
10. 経済学講座	○	○	4	○	長谷部 亮 一
11. 経済政策講座	○	○	4	○	早川 三代治

備考、一、学科目の上のEは経済学専攻の固有科目を示し、Cは商業学専攻の固有科目を示す。

二、Xは必修科目を示す。

三、27年度開設科目中◎は集中講義予定のものを示す。

四、教官の移動その他の都合により一部変更する場合はある。

三、履修方法

五、授業は一学年を三学期とし、講義及び研究指導については毎週一時間十五週をもち一単位とし、数学演習、語学演習等は毎週二時間以上十五週をもち一単位とし、実験・実習、実技は毎週三時間十五週をもち一単位とする。

六、学生は四年間に少くとも次に示す単位数を、それぞれ系列に従って取得しをなければならない。

再 門 科 目	人文科学関係	三科目以上 十二単位以上	計九科目・三十六単位以上	必修科目を含む
	社会科学関係 自然科学関係			
外 国 語		八十四単位以上 十六単位以上		研究指導を含む 英語を含めた二ヶ国語
体 育		四単位		
合 計		一四〇単位以上		

七、一般教育科目・外国語及び体育は前二年度に、専門科目は後二年度に履修するを原則とする。

八、科目の選択履修については、一定の範囲内に届出で承認を受けなければならない。届出で承認を受けた科目については、その履修の中止や変更は認められない。

九、英語を含めた二ヶ国語以外の外国語及び課外講義の単位は所要最低単位数に算入されない。

一〇、一科目の併立講義については、いずれかその一つのみを以て所要最低単位数に算入する。

その講義については予めその旨を届出なければならない。

二、集中講義の場合はその都度単位数を定める。

三、単位は科目修了の認定を基として与えられる。

四、科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつて行う。科目試験は履修科目につき適宜これを行う。

五、科目試験に合格しなかつた者で当該科目の再修を願出た場合は新たに当該科目を送戻したものととして取扱ふ。

六、試験の成績は、科目試験及び卒業論文審査ともに、秀・優・良・可・不可に分け、可以上を合格とする。

七、入学生は本学より学生票の交付を受け毎学年初めに学任末においてこれを提出しなければならない。

八、学任末においてはその学任度に履修を承認した学科目を記入し、学任末においては科目修了認定の結果を記入してそれぞれ本人に返付する。

四、学 士 称 号

一七、本学は四年以上在学し、所定の単位数を履修したときは、学士試験に合格したものとす。

本学の学士試験に合格した者は附設士と称することができる。

学士試験に合格した者には証書を授与する。

五、休 業 日

- 一八、春 季 休 業 三月二十一日—四月 十日
- 夏 季 休 業 七月二十日—八月三十一日
- 冬 季 休 業 十二月 十日—一月二十日
- 福 州 休 業 その都度これを定める

樹木 昭和二十七年年度業時同訓

昭和二十七年度

日	曜日	時間
土	Saturday	①新業死論 岡本 ②新業死論 岡本
		③新業死論 岡本 ④新業死論 岡本
金	Friday	①新業死論 岡本 ②新業死論 岡本 ③新業死論 岡本
		④新業死論 岡本 ⑤新業死論 岡本 ⑥新業死論 岡本
木	Thursday	①新業死論 岡本 ②新業死論 岡本 ③新業死論 岡本
		④新業死論 岡本 ⑤新業死論 岡本 ⑥新業死論 岡本
水	Wednesday	①新業死論 岡本 ②新業死論 岡本 ③新業死論 岡本
		④新業死論 岡本 ⑤新業死論 岡本 ⑥新業死論 岡本
火	Tuesday	①新業死論 岡本 ②新業死論 岡本 ③新業死論 岡本
		④新業死論 岡本 ⑤新業死論 岡本 ⑥新業死論 岡本
月	Monday	①新業死論 岡本 ②新業死論 岡本 ③新業死論 岡本
		④新業死論 岡本 ⑤新業死論 岡本 ⑥新業死論 岡本

8.40	①英語(4) 安井 ②英語(4) 安井 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村 ⑤倫理学 川村 ⑥倫理学 川村
9.30-9.35	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
10.15	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
10.30	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
11.20-11.25	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
12.15	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
12.55	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
13.45-13.50	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
14.40-14.45	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
15.35-15.40	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村
15.30	①倫理学 川村 ②倫理学 川村 ③倫理学 川村 ④倫理学 川村

1. 英語の授業 A組 ① B組 ② C組 ③
 英語の授業 安井 ④ 三井 ⑤ 白川 ⑥
 ⑦ 花村 ⑧
 2. ①の数字は授業番号を示す。Aは講室
 3. ①-⑥の数字は別Cを示す
 4. 授業日数変更する場合同様

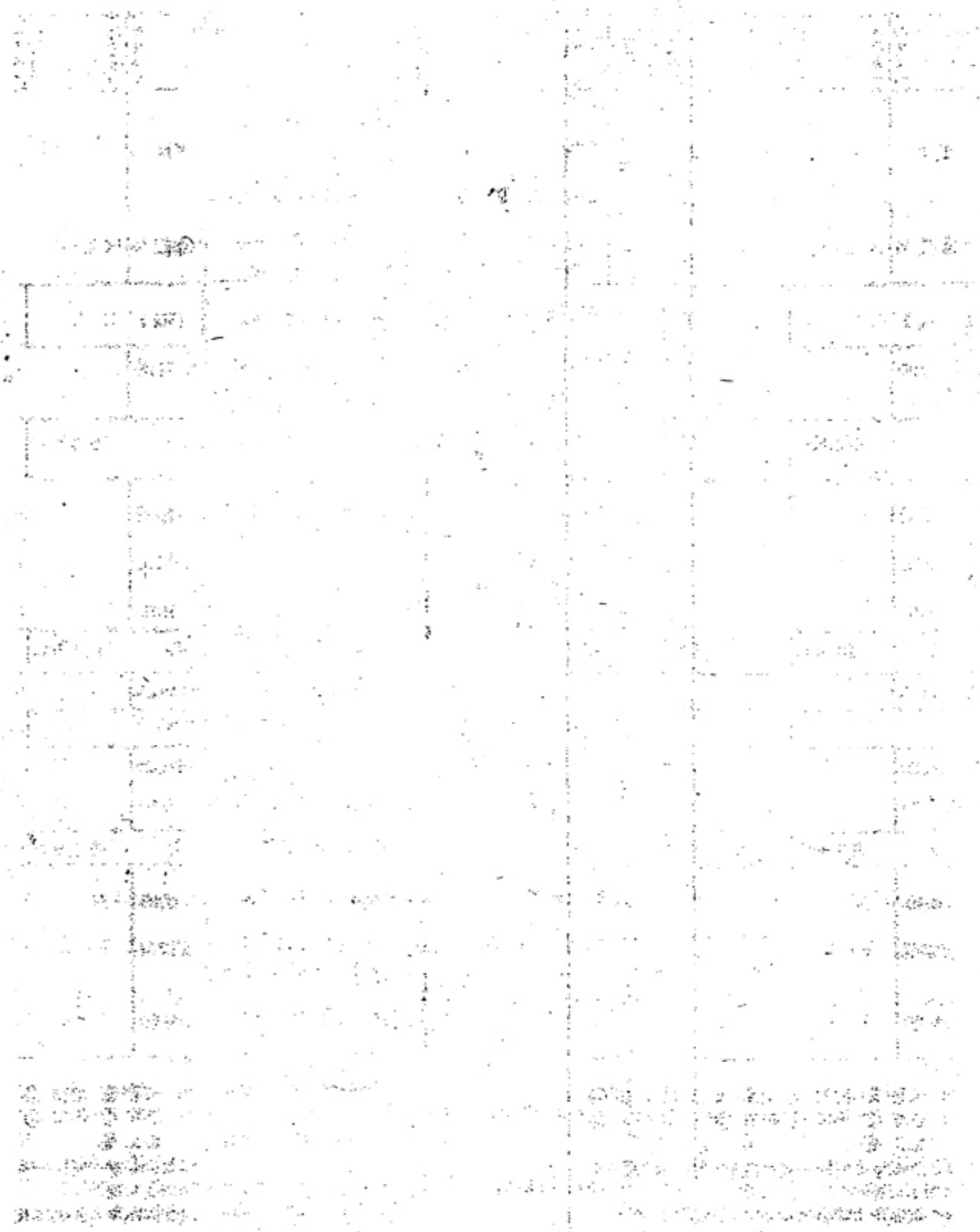
昭和十七年度		昭和十八年度		昭和十九年度		氏名		
履修届		履修届		履修届		氏名		
区		区		区		区		
分	※	科目名	単	分	※	科目名	単	
専	門	国際経済論	2	西語	1	西語	2	
		E工業経済学		西語	2	西語	1	
		E日本経済史		西語	2	西語	1	
		経済史論		西語	1	西語	2	
		経済学論		西語	1	西語	2	
		数理統計学		西語	1	西語	2	
		統計学		西語	2	西語	1	
	専	門	商法		仏語	1	仏語	2
	民法			仏語	2	仏語	1	
	地学			仏語	1	仏語	2	
	生物学			仏語	2	仏語	1	
	化学			仏語	1	仏語	2	
	物理学			仏語	2	仏語	1	
	数学			仏語	1	仏語	2	
	商業概論			仏語	2	仏語	1	
専	専	経済学概論		仏語	1	仏語	2	
思考概論			仏語	2	仏語	1		
社会学			仏語	1	仏語	2		
日本文学			仏語	2	仏語	1		
心理学			仏語	1	仏語	2		
倫理学			仏語	2	仏語	1		
哲学		4	仏語	1	仏語	2		
専		門	英語2	4	仏語	1	仏語	2
英語1			4	仏語	2	仏語	1	
英語0			4	仏語	1	仏語	2	
専	門	英語2	4	仏語	1	仏語	2	
英語1		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
専	門	英語2	4	仏語	1	仏語	2	
英語1		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
専	門	英語2	4	仏語	1	仏語	2	
英語1		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		
英語0		4	仏語	2	仏語	1		
英語0		4	仏語	1	仏語	2		

体育等は履修する科目に記入すること

備考
 ※欄に履修希望科目について印をつけること
 二種在学中に履修した科目・取得単位数を多く選択し、各自の履修計画を立て、それに基づいて科目の選択をすること
 ※科目の下の数字は特記される数字を示す
 ※英語の各コースの相違は左の通り
 Aコース 玉井・澤村・白川
 Bコース 玉井・花村・白川
 Cコース 木曾・白川・澤村
 但し、一方に履修する場合は兼業の關係上教務部において適宜決定する場合があるからその承認すること(来々もこれに準ずる)
 ※Eは経済学専攻科目、Cは商學科専攻科目を示す、他専攻及科目の履修単位は所定履修単位数の外とする
 ※履修希望の履修方法についてはその都度示す

科目外
 体育 2
 " 無系 2
 課外英語 玉井
 " 等 等
 " 等 等
 " 4 等 等
 " 等 等
 課外商業簿本
 課外仏語 34 花尾

提出期限 5月13日
 担当教員名



昭和二十七年度

授業要覽

(昭和二十七年度生)

小樽商科大學 短期大學部

一 目的及び使命

一 本短期大学部は産業に因する実際的な専門教育を施すと共に、高き教養を授け、産業の興隆並びに文化の発展に貢献すべき人材を育成することを目的とし、併せて教育の機会均等の精神に鑑み、各地の勤労青年の熱烈なる要請に應え、大学教育の普及を期することを使命とする。

二 修業年限及び学生定員

二 本学部の修業年限は三年（夜間課程）とする。

三 本学部の学生定員は二四〇名とする。

三 専攻科自及び単位数

四 本学部は左の専攻科を置く。(一)内の数字は単位数を示す。

一般教育科目

人文科学関係

哲学(4) 倫理学(2) 文学(4) 英語(6) 独語(3) 仏語(3) 軍語(3) 西語(3)

社会科学関係

心理学(4) 社会学(4) 法学(憲法二単位を含む)(4)

自然科学関係

数学(4) 物理学(2) 化学(2)

専門科目

経済学論(4) 経済史(4) 経済地理(2) 経済政策(2) 貿易論(4) 統計学(4) 行政学(4)

商工経営(4) 工場経営(4) 財務管理(2) 金融論(4) 商業学(4) 市場論(4) 商品学(2)

交通論(4) 保険論(4) 貿易実務(4) 商業英語(4) 簿記(4) 原価計算(4)

会計学(監査論を含む)(4) 民法(4) 商法(4) 産業関係法規(4) 商業実務(2)

体育

実技(1) 講義(1)

四 履修方法

五 左に掲げる科目は必修科目とする。

英語 経済学論 商業学 簿記 商法 簿記(実技・講義)

六 学生は一般教育科目のうちから英語を含め人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の三系列から各四単位以上合計二〇単位以上を履修し、専門科目については三〇単位以上を履修しなければならない。

右の外、学生は体育二単位及び一般教育科目と専門科目中より更に十単位以上を履修し、合計六十二単位以上を履修しなければならない。

七 一般の講義については毎週一時間十五題をもって一単位とし、数学演習・簿記演習等は毎週二時間以上十五題をもって一単位とし、実験・実習・実技は毎週三時間十五題をもって一単位とする。

八 一般教育科目及び体育は第一・二学年及び、専門科目は第二・三学年において履修するを原則とする。

九 科目の選択履修については一定の期間内に届出て承認を受けなければならぬ。履修を届出て承認を受けず履修した科目についてはその履修の中止や変更は認めない。

- 一七 本学部の校舎は本学経済研究所に施工中であつて完成は七月中と予定されている。従つてそれまでは本館の一部を利用して授業を行うことになつてゐる。
- 一八 使用する教室は1番教室・23番教室・24番教室・11番教室・13番教室の五教室である。他の教室には立入を禁止する。

短期大学の性格について

短期大学は米国の1890年、1900年、1910年に範をとり昭和二十五年度から我国に採用された新しい教育制度である。米国内に於てこの制度が誕生したのは一八九六年のことであるが、当初に於ては全米で僅か八校、学生数も一〇〇名に過ぎなかつたものがその後五十年度の間に、学校数六五二、学生数四十五万に達するといふ驚異的發展を遂げたのである。我国に於ても現在二〇〇有餘の短期大学が設立せられ更に將來發展してゆく大勢にある。乍然国家の短期大学は昭和二十七年度発足の大学を加えて僅か七校、しかも何れも初等青年を主たる対象とする夜間課程の短期大学である。

短期大学は円満な人格の発達と社会人としての教養のための一般教育を重視しながら、これと密接な関係において職業に直接役立つ専門の教育を放授する高等教育機関である。従つて一般教育だけを授ける四年制大学への進学準備のための教育機関でもなければ、専

門教育だけを授ける機関でもないのであつて新しい教育制度の中に生れた一つの完成教育機関である。

短期大学部時間割(27年度)

日曜前	日曜	月	火	水	木	金	土
17:30	17:30	英語 A B C 白井 濱本	商業学 岡本	数学 萩原	社会学 木部	経済学 早川	外国文学 松尾 日本文学 美村
←18:15 →	←18:15 →						
19:00	19:00	英語 記 石河	独語 佐藤 西語 佐藤 軍語 川上	英語 A B C 本倉 濱本 萩原	心理学 澤谷 体育実技 野村	社会学 川村 体育実技 野村 須賀	統計学 長谷部
19:15	19:15						
←20:00 →	←20:00 →						
20:45	20:45						

教室割

英語 A-13 B-11 C-24

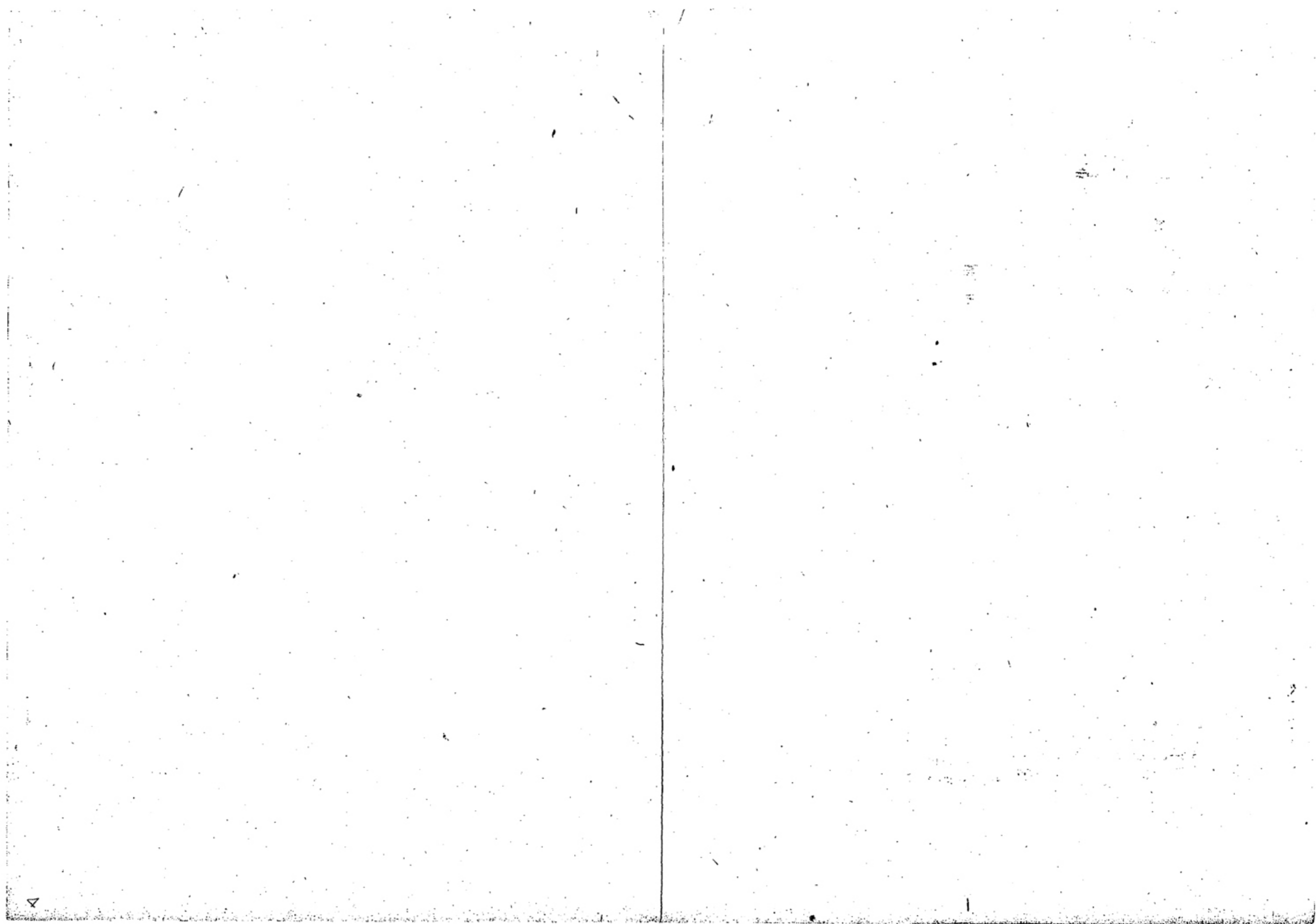
独語-23 仏語-13 軍語-11 西語-24

日本文学-13

他の科目は全部1番教室とする。

昭和27年度 履修届		氏名			印	
士	金	木	水	火	月	
日本文学 外国文学	経済学	法学	数学	商業学	英語 A 自由 B 昇 C 清泉	
統計学	体育学 哲学	心理学 体育	英語 A 不曾 B 清泉 C 客	平西 独 語 語 語	仮 肥	

履修届は各自の上記の印をこけ五月六日までに総務部に提出すること
 但し各節の規則は本館前に添付する



昭和十八年度授業時間割(商大)

日	時	日	時
8.40	1	8.40	1
10.20	2	10.20	2
10.30	3	10.30	3
12.10	4	12.10	4
12.50		12.50	
14.30		14.30	
15.20		15.20	

四月五日

昭和十八年度授業時間割(商大)

四月五日

日	時	日	時
8.40	1	8.40	1
10.20	2	10.20	2
10.30	3	10.30	3
12.10	4	12.10	4
12.50		12.50	
14.30		14.30	
15.20		15.20	

四月五日

昭和二十八年庚辰	修 届	月入号	学科番号	氏名	印
1	1	A 倫理学(2) B 経済学 C 英語(1)	B 工場経営 B 経営学 C (1) 独 C (1) 西	B 経済学 B 統計学 D 体育史	
2	2	E 英語(1) C 英語(2) A 経済学	B 金庫学 B (2) 独 A 生物 A 肥学	B 政治学 A 物理学 D 体育史	
3	3	B 経済学 E 英語(1) C 英語(2)	B 保険論 B 市場論 C (2) 独 A 日本文学	A 数学 E 金庫学 A 外国文学 A 倫理学(1)	
4	4	B 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 商業数学 B 経済学 A 数学 B 英語(2)	E 英語(4) B 商業学 A 心理学 D 体育史	
5	5	B 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 商業数学 E 取引所論 C 英語(2) A 化学	B 商業学 B 日本経済史 D 体育史 C 英語(1)	一科は四単位(但し 語学は二科八単位 体育は各段講義各 二単位)で二年 軍位では二年 合訂 単位 課外科目を 体 育(1)
6	6	B 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 商業数学 E 取引所論 C 英語(2) A 化学	B 商業学 B 日本経済史 D 体育史 C 英語(1)	一科は四単位(但し 語学は二科八単位 体育は各段講義各 二単位)で二年 軍位では二年 合訂 単位 課外科目を 体 育(1)

6 提出期は五月六日であるから必ずその日までに教務に提出せよ

5 有して記入すること 不明の点は教務に問合せよ

4 倫理は月が二年用、水が一五反用と準備されたものであるからこの欄に使うこと

3 体育史は希望の曜日のだけ一に限りで書くこと

2 天語の組別は教務で決定して発表するが、履修希望は科目名を記入して書くこと

1 履修希望の科目を記入すること

左表中 Aは一般教養、Bは専門科目、Cは経済学、Dは英語、Eは課外科目を記入すること

次、Bは商業学、Cは天語、Dは天語、Eは外国語

Dは体育、Eは課外科目を記入すること

昭和二十八年庚辰	修 届	月入号	学科番号	氏名	印
1	1	A 倫理学(2) B 経済学 C 英語(1)	B 工場経営 B 経営学 C (1) 独 C (1) 西	B 経済学 B 統計学 D 体育史	
2	2	E 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 金庫学 B (2) 独 A 生物 A 肥学	B 政治学 A 物理学 D 体育史	
3	3	B 経済学 E 英語(1) C 英語(2)	B 保険論 B 市場論 C (2) 独 A 日本文学	A 数学 E 金庫学 A 外国文学 A 倫理学(1)	
4	4	B 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 商業数学 B 経済学 A 数学 B 英語(2)	B 商業学 B 日本経済史 D 体育史 C 英語(1)	一科は四単位(但し 語学は二科八単位 体育は各段講義各 二単位)で二年 軍位では二年 合訂 単位 課外科目を 体 育(1)
5	5	B 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 商業数学 E 取引所論 C 英語(2) A 化学	B 商業学 B 日本経済史 D 体育史 C 英語(1)	一科は四単位(但し 語学は二科八単位 体育は各段講義各 二単位)で二年 軍位では二年 合訂 単位 課外科目を 体 育(1)
6	6	B 英語(1) C 英語(2) A 英語(3)	B 商業数学 E 取引所論 C 英語(2) A 化学	B 商業学 B 日本経済史 D 体育史 C 英語(1)	一科は四単位(但し 語学は二科八単位 体育は各段講義各 二単位)で二年 軍位では二年 合訂 単位 課外科目を 体 育(1)

6 提出期は五月六日であるから必ずその日までに教務に提出せよ

5 有して記入すること 不明の点は教務に問合せよ

4 倫理は月が二年用、水が一五反用と準備されたものであるからこの欄に使うこと

3 体育史は希望の曜日のだけ一に限りで書くこと

2 天語の組別は教務で決定して発表するが、履修希望は科目名を記入して書くこと

1 履修希望の科目を記入すること

左表中 Aは一般教養、Bは専門科目、Cは経済学、Dは英語、Eは課外科目を記入すること

次、Bは商業学、Cは天語、Dは天語、Eは外国語

Dは体育、Eは課外科目を記入すること

短期大学部昭和二十八年年度授業時間割

曜日	時間	月	火	水	木	金	土
	17:40						
	19:10						
	19:15						
	20:45						
	1	①商工経営 室谷 英語 (1) A 清水 B 玉井	①商業英語 ②物理学 小宮 (1) 独 前田 仏 松尾 西花村 幸川上	①工場経営 吉瀬 ④民法 不部 ②法記 石河	①市場論 岡本 ②心理学 津久井 体育実技 坂井、須賀	①経済原論 早川 ②哲学 川村 体育実技 坂井	①取引所論 木村 ④交通論 久木 ②商業学 相沢
	2	英語 (2) A 清水 B 玉井 ②経済学 長谷部	(2) 独 前田 仏 松尾 西花村 幸川上 英語 (1) A 白川 B 清水	④社会学 浜林 ①京価計算 石河 ②法学概論 不部	①商法 元多 ②数学 武隈	④倫理学 川村 ①金融論 木村 ②外国文学 松尾 ③日本文学 幸村	英語の教室 1A 1 3 1B 1 4 英語2A 以外 3 2B 1 4 以外 3 2B 1 4 2A 1 3 2A 1 4 2A 1 1 2A 1 2 草面は別に示す

経二年度の経済政策の講義、草西語は第一学期を以て終了し第二学期より
 体育実技の講義は別に示す
 物理学、倫理学は第一学期を以て終了し

- 一 本学部は産業に因する実際的る大学教育を及び産業の興隆並に文化の発展に貢献すべき放養識見を備えたる人格者の養成を目的とする
- 二 修業年限は夜間課程の三ヶ年である
- 三 学位科目並に単位

三 本短期大学の学位科目は次の通りである

分科	一般教育			科目	単位数	開講年度	担当	備考
	人	社	自					
哲	倫	日	文	倫理学	2	○	商大教授 川村三千雄	
外	日	本	文	日本文学	2	○	商大教授 川村三千雄	
文	日	本	文	日本文学	2	○	商大教授 松尾正路	
理	社	会	理	社会学	2	○	商大教授 津久井佐志男	
社	会	理	学	社会学	2	○	商大講師 沢林正夫	
法	学	目	本	法学(日本国憲法を含む)	2	○	商大講師 長谷部亮一	
教	育	自	然	物理学	2	○	商大教授 武隈良一	化学入講師
理	物	理	学	物理学	2	○	講 師 小宮英太郎	
経	済	学	論	経済学	2	○	商大教授 早川三代治	

専 門 科 目																																							
経	済	政	策	統	計	学	商	工	場	管	理	金	融	学	商	市	場	学	交	通	学	買	入	学	商	業	実	務	学	原	価	計	算	学	法	商	民	法	
2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師	商大講師
麻田四郎	宇谷賢治郎	古瀬大六	木村増三	相沢正美	岡本理一	久木久一	菅木曾栄作	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫	石河天夫

(備考)
 ×印は必修科目を示す
 ○印は二十八年度開設科目を示す

課外	育休	語	国	外		産業関係法規 商業実務 産業総論
引所論	×調 養	×実 反	西 語 1 2	仏 語 1 2	独 語 1 2	×英 語 1 2
4	1	1	3	3	3	6
。	。	。	。	。	。	。
講 師 。木 村 増 三	商大講師 坂井一郎	商大講師 坂井一郎	商大助教授 花村哲夫	商大助教授 川上久壽	商大助教授 松尾正路	商大助教授 前田利道
						助教授 清水春雄
						商大助教授 王井武
						商大講師 白川芳郎

三 履修方法について

四 学生は三年間に左表に基いて単位を取得しなければならぬ

一般教育科目 人文系列・社会学系列、自然科学系列の三系列から各四単位以上、計十二単位以上

専門科目 三十六単位以上

外国語 六単位以上

体育 実技一単位、講義六単位

合計 六二単位以上

備考 六二単位のうちには必修科目の単位が含まれなければならない。又別に定めるところにより放棄免許状の取得を希望する者は一般教育科目について各系列六単位計十八単位以上履修しなければならない

五 単位の取得は科目修了の認定による。認定は科目試験によって行われ科目試験は履修科目につき適宜行うことになっている

成績は秀、優、良、可、下可に分け可以上を合格とする

四 履修届について

六 履修届は五月八日まで事務室に呈出すること。用紙は事務室に請求された

七 英語は一、二年次各二組編成としその所定は教務部に於て決定する

八 履修届は中途に於て変更することはできないから履修届書に於て決定すること。教務部において相談に供する予定である

12000 —

4400 —

—————

19000 —

12400 —

—————

14600 —

W 2
S 2

I 7021 - Ewen

I 1527

昭和二十八年履修届

昭和二十八年		氏名		印	
月	日	履修科目	履修単位数	履修希望の有無	履修希望の有無
月	日	商工経営 英語(1)	2	英語(2) 経済学	有
火	日	商業英語 物理学 (1) 独仏西学	2	独仏西学 英語(1)	有
水	日	工場経済 民法 法記	3	社会学 簿価計算 法学概論	有
木	日	市場論 体育実技	2	商法 数学	有
金	日	経済原論 哲学 体育実技	3	倫理学 金融論 外国文学 日本文学	有
土	日	取引所論 交通論 商業学	3	教職課程履修希望の有無 有 無	有 無

履修希望単位数(各自で計算し記入のこと)

一般教育 単位 課外科目 単位
 専門科目 単位 体育実技 単位
 外国語 単位 合計 単位

1. 履修希望の希望する科目を○で囲むこと
 2. 履修希望の希望する科目を○で囲むこと
 3. 履修希望の希望する科目を○で囲むこと
 4. 履修希望の希望する科目を○で囲むこと
 5. 履修希望の希望する科目を○で囲むこと
- 提出期限は五月十二日(月)であるが、その日より前事務室に提出し、不明の点は事務室に問合せたい。

一 本学の目的並びに学制

- 一 本学は産業の興隆並びに文化の発展に貢献すべき教養識見を備えたる人格者の養成を目的とする。
- 二 本学の修業年限は四年とする。但し休学の期間は在学年数には算入されず。
- 三 学科専攻は商学科専攻と経済学専攻の二系列に分れておつて第三年度目からその何れかに所属しなければならぬ。

二 講座・科目及び単位

四 本学の講座・科目及び単位数は次の通りである

A 一般教養科目

a 人文科学系列

- 1 人文科学講座（哲学、倫理学、心理学、外国文学、日本文学、歴史学）
- 2 社会科学系列

3 社会科学第一講座（社会科学概論、社会学、教育学、地理学）

3 社会科学第二講座（法学概論、経済学概論、商業概論、政治学、憲法）

c 自然科学系列

4 自然科学講座（数学、物理学、化学、生物学、地学）

B 専門科目

5 法学第一講座（憲法、民法）

6 法学第二講座（民法、国際法、産業法及労務法）

7 統計学講座（統計学、数理統計学）

8 経済学第一講座（経済学論、経済変動論）

9 経済学第二講座（経済学史）

10 経済史講座（経済史概論、日本経済史）

11 経済政策講座（経済政策、工業経済学、農業経済学、社会政策）

12 財政学講座（財政学）

13 国際経済講座（国際経済論、貿易論、商業英語、経済地理）

14 金融講座（金融経済論、国際金融論）

15 商学第一講座（市場論、商品学）

16 商学第二講座（交通論、保険論）

17 経営学講座（経営経済学、工場経営、財務管理）

18 会計学第一講座（簿記学、原価計算、商業数学）

19 会計学第二講座（会計学、監査論）

C 外国語

20 外国語講座（英語、独語、仏語、葡語、西語）

D 体育（講座外）

実技二 講義二

備考 1 専門科目系列に右の外第三年度よりの科目として研究指導（卒業論文を含む）十二

が加わる

2 専門科目中左の科目は商業学科専攻のため準備された科目である

商業英語、商品学、工場経営、財務管理、原価計算、商業数学、監査論

3 専門科目中左の科目は経済学科専攻のため準備された科目である

経済学史、日本経済史、工業経済学、農業経済学、社会政策

4 右表以外に随時課外に必要と見られる科目が併講される

5 更に別に教員希望者のための教取課程、専門科目が準備されている

三 昭和二十八年度開設科目

専 門 科 目															一 般 教 育					正 分																		
全	商	東	経	保	交	商	市	金	商	政	農	経	日	経	経	統	産	国	商		民	地	生	化	物	教	学	科	然	自	学	科	会	社	文	人	倫	
計	業	価	記	場	管	経	保	交	商	市	金	商	政	農	経	日	経	経	統	産	国	商	民	地	生	化	物	教	学	科	会	社	文	人	倫			
学	学	算	学	管	学	論	論	学	論	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論	学	論
3	3	3	2	4	2	4	3	4	3	4	3	4	4	4	3	3	4	2	2	3	3	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	2	2	
放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放
木	武	石	石	古	室	久	久	川	岡	阪	木	阪	藤	麻	室	決	早	早	長	実	大	老	木	。瀨	。倉	。川	。小	。武	。岡	。長	。不	。佐	。佐	。次	。峯	。秘	。津	。川
村	隈	河	河	瀬	谷	木	木	京	不	口	管	口	沢	田	谷	林	川	川	谷	方	平	多	部	。瀨	。倉	。川	。小	。武	。岡	。長	。不	。佐	。佐	。次	。峯	。秘	。津	。川
重	良	英	英	大	賢	久	久	鳳	理	仲	宋	仲	正	四	眞	正	三	三	亮	正	善	了	林	正	正	鳳	英	良	理	亮	林	秀	正	文	正	佐	三	
義	一	夫	夫	六	治	一	一	策	一	六	作	六	巴	郎	郎	夫	治	治	一	准	梧	拓	二	雄	尚	栗	太	一	一	二	弘	一	夫	人	路	千	涯	
															語 国 外					正 分																		
															仏	独	英	西	仏		独	英																
															目 科 外 課					正 分																		
															仏	独	英	取	金		講																	
															備 考					正 分																		
															語	語	語	論	論		表																	
															1 各科目の単位は左記に示す以外は全部四単位である					正 分																		
															3	3	3	3	3		2																	
															2 履修学年は大略の基準を示したものである					正 分																		
															4	4	4	4	4		1																	
															3 Eは経済学科 Cは商業学科各々固有の専門科目で他の専門科目は両学科共通の科目である					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															4 X印は集中講義を示し O印は非常勤講師を示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															5 放取に関する科目については別に示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															備考					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															外国語 各八単位(二ヶ年合計)					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															研究指導 十二単位(3,4年合計)					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															体育 各二単位					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															集中講義 別に示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															X印は集中講義を示し O印は非常勤講師を示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															5 放取に関する科目については別に示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															備考					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															外国語 各八単位(二ヶ年合計)					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															研究指導 十二単位(3,4年合計)					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															体育 各二単位					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															集中講義 別に示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															X印は集中講義を示し O印は非常勤講師を示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	
															5 放取に関する科目については別に示す					正 分																		
															放	放	放	放	放		放																	

五、履修上の注意事項

1. 履修時間割について

- イ、(イ)内の数字は特に指定する履修学年を示し、(ロ)内の数字は使用教室番号を示す。但し教室の使用区分は履修者数確定後一部変更する場合がある。
- ロ、外国語の使用教室区分は左表による。(各外国語共一、二年度共通とし時間割に指定してあるものを除く)

英語	A-31	B-32	C-33	独-31	仏-32	西-24	重-20
研究指導の教室使用区分は次の通りとする							
石河	セミ	33	早川	セミ	24	長谷部	セミ
							32
室谷	セミ	19	石瀬	セミ	12	麻田	セミ
							21
木部	セミ	13	阪口	セミ	23	久木	セミ
							10
							20
							22
							11
							31

2. 履修方法について

- 1. 卒業の条件としては左記各頂並びに備考欄を満すよう単位を取得することが必要である

部	科	卒業のため必要な履修単位数		備考
		単位	科目	
教	一般	三科目十二単位以上	三科目	1. 専攻科目八十四単位には研究指導(卒業論文を含む)十二単位が加算される
	社会科学系	三科目十二単位以上	三科目	
	自然科学系	三科目十二単位以上	三科目	
専	門	専攻科目の系列につき八十四単位以上	二科目	2. 教学、研究指導、英語を含める
	外	英語を含め二ヶ国語	計十六単位以上	ア、国語、体育は必修科目であるから上記の履修単位に必ず含まれていなければならぬ
体	育	実技二単位講義二単位計四単位	一四〇単位以上	
合	計		一四〇単位以上	

尚、他学科専攻の特殊専門科目、英語を含めた二ヶ国語以外の外国語、課外科目は卒業の条件たる一四〇単位の最低所要単位数には算入されない。又外国大学と日本文学については、

がれが一般科目及び最低所要単位数に算入される。

- ロ、一般教育科目、外国語及び体育は在学四年の前半に、専門科目は後半に履修することを原則とする。又研究指導は後の二年度に継続して履修することになっている。

- ハ、最低所要単位数に算入されない科目も各自の専攻科目に深い関連を有する科目であり、課外科目の如きものも各自の専攻科目の補強手段として又科目構成上直ちに正規の学科課程に組入れることはできない。是非諸君の履修を希望する科目として開設されるのであるから事情の許す限り履修されるよう希望する。

- ニ、単位は科目修了の認定を経て与えられる。科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつて行われる。又科目試験は適宜これを行うことになっている。

- ホ、成績は秀・優・良・可・不可に分け、可以上を合格とする。

- ヘ、退試験は原則として行わないことになっているから注意を要する。

3. 履修計画の参考

- 1. 昭和二十八年年度開設の科目のうち左記に示す科目は明年度休講の予定である

経済学史 商学等 原価計算 商業数学

その他の科目についても全証明年度開設されると決っている訳ではないから今年度には履修希望科目は単位を取得しておくことが望ましい。

- ロ、教職課程については別に示す

- ハ、本学年度中に於て実施される予定の集中講義は次の通りである

地理学(一、二年度生) 国際法(三、四年度生) 産業法及び労務法(三、四年度生)

会計学(三年度生)

4

履修届の呈出について

- イ. 届は五月六日まで放務部に呈出された。用紙は放務部に請求すること
- ロ. 履修届の呈出に当っては、担当の研究指導教官又はその他の本学教官に相談して履修科目の送定に慎重を期すること。放務部に於ても相談に廻る。
- ハ. 英語の組分は教室その他の関係上放務部に於て決める
- ニ. 倫理学は、二年度生は月、一年度生は水であるから注意すること

昭和二十九年度

授業要覧

水樽商科大學 庶務部

						5.00
						10.40
						10.50
						1230
						1310
						4.50
						15.00
						15.50
						16.40

備考ノ○内の数字は教室番号を示す

2 英語の教室使用区 A-31 B-32 C-33 (二在共通)

3 英語以外の外国語の教室使用区分
独-1 仏-31 西-24 葡-20 露-23 (二在共通)

4 セミナール教室の使用区分は別に示す

専		門		科	
民法	商法	統計学	数理統計学	E 社会学	政治学
		E 経済学	E 経済学	C 商業	経済学
		E 日本経済学	E 工業経済学	国際	経済学
		E 経済学	E 農業経済学	金融	経済学
		E 経済学	国際	市場	経済学
		E 経済学	国際	市場	経済学
		E 経済学	国際	市場	経済学
		E 経済学	国際	市場	経済学
		E 経済学	国際	市場	経済学

岡本 教授	坂口 助教	川口 助教	木曾 助教	木曾 助教	麻田 助教	坂口 助教	藤沢 講師	石河 助教	麻田 助教	空谷 助教	淡林 助教	地主 講師	早川 助教	早川 助教	武隈 助教	長谷部 助教	窪多 助教	木師 助教	
予定																			

一般教育科目			区分
自然科学系	社会科学系	人文学系	
物理学	政治学	歴史学	哲学
化学	商学	日本文学	倫理学
地学	社会学	外国文学	心理学
生物学	経済学	文学	哲学
数学	政治学	文学	倫理学
	社会学	文学	心理学
	社会学	文学	哲学
	社会学	文学	倫理学
	社会学	文学	心理学
	社会学	文学	哲学
	社会学	文学	倫理学
	社会学	文学	心理学
	社会学	文学	哲学

名原 講師	磯原 講師	岡本 助教	長谷部 助教	桑原 講師	木部 助教	佐々木 講師	沢林 助教	坂垣 講師	上原 講師	広田 助教	松尾 助教	澤久井 助教	川村 助教	川村 助教
北大講師		北大助教		北大助教										

一、昭和二十九年年度の開設科目・担当教官等について

備考

- 備考
1. 科目の下の数字は単位数を示す。記載なき科目は全部各4単位とする。
 2. 科目の上のEは経済学専攻の専攻科目、Cは商学専攻の専攻科目を示す。

目 科 脳 放	自 体	語	国	外	目
放 育 哲 学 放 育 統 計 放 育 社 会 学 放 育 実 習 英 語 科 放 育 法 商 業 科 放 育 法 放 育 心 理 学 放 育 家 長 学	講 義 2 実 験 2	露 語 8 西 語 8 軍 語 8 仏 語 8 独 語 8	英 文 学	英 語	C 商 品 学 交 通 論 保 険 論 経 営 学 C 工 場 経 営 C 販 売 管 理 C 簿 記 学 産 業 心 理 学 金 融 機 関 論 取 引 所 論 研 究 指 導 12
佐々木 講 師 長谷部 助 教 授 浜 杯 助 教 授 放 育 法 担 当 放 官 英 語 担 当 放 官 久 木 助 教 授 津 久 井 助 教 授 近々木 講 師 坂 井 講 師 杉 山 講 師 坂 井 講 師 新 谷 講 師 花 村 助 教 授 川 上 助 教 授 マ チ ル ド 松 尾 助 教 授 フ イ ベ ル 前 田 助 教 授	坂 井 講 師 杉 山 講 師 坂 井 講 師 新 谷 講 師 花 村 助 教 授 川 上 助 教 授 マ チ ル ド 松 尾 助 教 授 フ イ ベ ル 前 田 助 教 授	兼 北 大 講 師	兼 北 大 放 授	兼 北 大 講 師 水 樽 短 大 助 教 授 北 大 講 師	川 泉 放 授 久 木 放 授 久 木 放 授 定 谷 放 授 古 瀬 助 教 授 古 瀬 助 教 授 石 河 助 教 授 木 村 講 師 津 久 井 助 教 授 藤 沢 講 師 木 村 講 師 専 門 科 目 担 当 放 官
北 大 助 教 授	水 樽 短 大 助 教 授	兼 北 大 講 師 独 仏 軍 西 露 とも各一 二 年 通 算 して 八 単 位 づ っ と し、 独 仏 34 年 度 用 は 各 4 単 位 と す る	兼 北 大 放 授	兼 北 大 講 師 水 樽 短 大 助 教 授 北 大 講 師	水 樽 短 大 講 師

3. 1. 2年度用英語、数学、英語以外の外国語のうち一ヶ国語（1. 2年度用）、研究指導、体育、体育実技及び講義、は必修とする。
- 放取課程履修者として入学を許可された者は石の外、教育原理、教育心理、教科教育法、教育実習、憲法（一般教育）を必修とする。

1. 卒業の条件となる最低所要単位数は次の通りである。

区分	一般				専門科目	外国語	体育	放取科目	備考
	種別	一般学生	放取履修者	種別					
人文系列	12以上	12以上							放取履修者は憲法2単位を含む 数学4単位を含む
社会科学系列	12	12							
自然科学系列	12	12							研究指導を含む。他学科専攻の専攻科目はそれぞれ上記の計算に入らない。 英語及びその他の外国語一ヶ国語。 いづれも1. 2年度用 実技及び講義
計	36	36							
計	84	84							必修科目四を含む
計	160	160							
計	140	140							

2. 履修計画立案上の指針

1. 一般教育科目
1. 1. 2年度用外国語、体育は前半に、又専門科目は後半に履修すること。本原則になつており、この原則に従つて時間割が編成されているのであるから、若しこの原則を全々無視する場合は学年が進むに従つて履修上の困難が生じてくる。
- 又履修したことが不合格科目が下された場合、この科目の再履修によつて次の年度の履修計画が非常に窮屈になるから履修しようとした科目の単位は必ず取得しよう努めをとりねばならない。
- 各学年毎の履修単位数が平均を欠いたりすることは決して望ましいことではない。かりでなく学習効果も低下せざるを得ない。但し卒業年度の履修単位数は若干少くても己むを得ないと思ふが卒業の条件である。一口の単位だけ履修することは単位数不足の結果を招き、未し易いから必ず二三科目程度は余分に履修しておく必要がある。勿論開設される科目は皆本学学生がこれを履修するものと希望し、のであるから放取の本旨に鑑み、できるだけ多くの科目を履修すること。この点から考へても卒業条件の一四〇単位を目標として履修計画を立てることは容易過ぎるといふことはならない。
- ハ 履修を届出で承認を受けた科目についてはその履修の中止や変更を認めないことになつてゐるから届出に際しては十分に検討してあとから中止や変更のないように心懸けなければならぬ。又一旦履修を志した科目は必ずその単位を取得しよう努めるべきである。履修計画について放務室は諸君のよき相談相手である。遠慮なく相談に来ることをお奨めする。
- ニ 今正開設された科目がすべて、明年開設されるとは限らない。故に今年履修すべき科目を明年度に遅しめたりしないようにして貰いたい。

三 試験制度について

- 1 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつて行われる。又科目試験は履修科目につき適宜行うことになっている。
- 2 試験は履修した科目について行われるのであるから、いくら履修を届けてある科目でも実際に授業に出席せず履修しないと認められた場合は試験は受けられないのが当然であり又諸君としても学習の効果を考えそのような科目については次の機会に実際に履修した後に試験を受けるべきである。云々換えれば届出科目は必ず授業に出席し実際に履修した後に試験を受ける様に懸けるべきである。
- 3 試験に欠席した者に対する追試験は原則として行わない。又科目試験に合格しなかつた者で当該科目の再履修を願出た場合は新に当該科目を送戻したものととして取扱う。
- 4 試験は適宜行うことになっているから一定の試験期向を設けて予告して行う場合以外に予告なしに随時行われることもあり又科目によつてはレポートの提出を求められることもあり得る訳である。
- 5 試験の成績は科目試験・卒業論文審査ともに、秀・優・良・可・不可に分け、可以上も合格とする。

四 授業時間割について

- 1 憲法は九月から開講する。
- 2 日本文学と外国文学はいづれか一つのみを卒業の条件となる所要最低単位数に算入する。
- 3 教育哲学は隔週講義とする。又教育統計・教育社会学は隔週を交互に行う。但し教育統計は統計学と、教育社会学は社会学の履修を条件としてその履修を認める。
- 4 12年度用英語は通算して英語二科目八単位とし各年度とも六時間授業とし全授業に出席しなければならぬ。又各教官毎に試験に合格しなければ英語八単位を取得したことはまらなければならぬ。
- 5 組別(12年とも)各ABCの三組編成は放務部で決定する。
- 6 英語以外の外国語も12年通算してそれぞれ八単位とする。
- 7 体育実技の履修日は放務部で決定する。
- 8 課外科目の単位は卒業条件の単位数には算入されないがその重要性については正規の科目と同等扱ふところがあるのであるから、出来得る限り履修することを目望し、集中講義の予定は次の通りである。

- | | | | |
|----|------------------------------------|--------------|-------------|
| 1 | 海運論 | 5月1日より約10日間 | 毎日2時間 |
| 2 | 社会科学概論 | 9月1日より9月11日迄 | 毎日各2時間 |
| 3 | 国際金融論 | | |
| 4 | 監査論 | | |
| 5 | 社会政策 | | |
| 6 | 教育心理学 | 7月20日より5日間 | 毎日3時間 |
| 7 | 商業科教育法 | | 12月10日より5日間 |
| 8 | 歴史学 | | 毎日3時間 |
| 9 | 英語科教育法の担当教官は 木曾 速川 玉井 石村 清水の各教官とする | | |
| 10 | 右の外秋期に教育実習を行う予定である | | |

五 その他

- 1 学生は本学より学生票の交付を受け毎学年初め並に学年末にこれを提出しなければならぬ。

- 2 学生諸君に付する連絡は主として掲示の方法による。但し個人に対する連絡や特殊な用件の場合は放務部に出頭して申し渡すこととなる。
- 3 掲示を見なかつたり、出頭に乗りこまかつたりして、科目を取扱を受けないことのないよう注意することが必要である。
- 4 書類の提出期限等期限の定められた件については必ずこれを厳守してもらいたい。期限におくれず不利を招来した例も過去において少くない。
- 5 履修届は五月八日迄に放務部へ提出することになっているから期限におくれまいように提出して下さい。
- 5 放修課程は放修希望者として入学を許可された者以外の学生でも履修することができるから希望者はその旨を履修届に記入して届出るとよい。この場合は放修科目の履修は卒業の条件とはならないが単位数が免許法別表1に定められた単位数に充たないときは免許状を受けることができない。

Vertical line separator

昭和二十九年年度 限修届		昭和 年 月入学		学科専攻 名		印			
曜日	時間	1	2	3	4				
月		農業経済学 財政学 官理 倫理学(2)	経済政策 税計学 英語(1)	英語3,4 金融経済論 体育講義 経済学概論	英大 学				
火		産業心理学 貿易論 (1) 中露仏 西	国際経済論 生(2) 中租 地物 生物学 学	研究指導(4) 金融経済論 心理経済論 体育実技					
水		経済変動論 急記学 英語(1)	日本経済史 工場経営 英語(2) 経済概論	経済心理学 官理学 体育実技	教育 泉理				
木		保険論 市場論 日(2) 本西 文中 仏	工業経済学 英語(3) 民(1) 中露 仏西 日	研究指導(4) 研究指導(3) 外国文学 体育実技					
金		商業英語 経済学 教	管理会計学 英語(2) 化	教育社会学 英語(1) 経済地理	英語科 教育法				
土		交通論 哲学 社会学	政治学 経済史概論 商業概論	教育社会学 教育社会学 教育社会学	教 育 課 程 履 修 希 望 の 有 無	有 無			
		体育実技、体育講義、英語は各二単位 語学は通算(三年間)六単位 デシム、ベッ、)十二単位 その他は一科目四単位		履修希望単位数(合計単位) 一般教育 単位 専門科目 単位 外国語 単位 体育 単位 講義 単位 実技 単位 合計 単位					
〇履修希望の科目を〇で囲むこと 〇英高租別は教務で決定するから科目を〇で囲むこと 〇提出期限は五月十日(月)であるから必ず期日迄教務に提出のこと 〇不明の点は教務に同封より欲しい									

昭和三十年度

授業要覧

水樽商科大學庶務部

	研究指項	12		
経済系	経済学	4	地主講師	
	日本経済史	4	室谷教授	
	工業経済学	4		
	農業経済学	4	藤沢助教授	
	社会政策	4		
	商業英語	4	不智教授	
	商学	4	川原教授	
	工場経営	4	古瀬助教授	
	財務管理	4	古瀬助教授	
	算術	4	石河教授	
外国語	英語1	8	英語担当 教官	
	英語2	12	英語担当 教官	
	大文	4	速川助教授	
	独語	8	前田助教授・フーベル	
	仏語	8	松尾教授・マチルド	
	西語	8	花村助教授	
	中国語	8	川上助教授	
	露語	8	折谷講師	
体育	体育	2	坂井講師・杉山講師	
	道義	2	坂井講師	
応用科目	応用物理	4	津久井助教授	
	応用化学	4	鈴木講師	
	商業科 数学	4	久木教授	
	英語科 数学	4	白川講師	
	数学実習	4	久木教授・英語担当教官	
	教育社会学	4		
課外	教育統計学	4	竹内講師	
	教育哲学	4		
	独語	4	前田助教授	
	仏語	4	松尾教授	
	中国語	4	川上助教授	

備考

1. 英語担当教官は次の通りである
不智教授 坂井助教授 速川助教授 花村助教授 前田(加)講師 白川講師
清水教授 野尻講師(北大)
2. 担当者氏名記載の科目は昭和30年度の開設科目であつて担当者氏名の記載されていぬ科目は本年度休講の科目とする
3. △印の科目は集中講義を示し、そのうち「地理学」、「産業法及労働法」、「会計学」は上の表に拘らずそれぞれ2単位とする
4. 英語1は毎週6時間、2ヶ年継続授業、独仏西中露(正課)は毎週4時間、2ヶ年継続授業とする
5. 研究指項は3・4年度の継続授業とし卒業論文を含む 又毎週3時間の指導を受けるものとする
6. 体育は毎週3時間の授業とする
7. 上記以外の全部毎週2時間授業である
8. 毎週2時間授業で正科を通じて開講される科目は4単位であつて前期又は後期のみで終る講義は2単位とする
この意味における2単位の科目は昭和30年度に於いては、「国際経済論」、「経済政策」、「商法」である(上の表に拘らず)

4. 履修方法

1. 数学・研究指項・外国語(英語1を含め2ヶ国語)及び体育は必ず履修しなくてはならない
2. 一般教育課程は人文関係・社会科学及び自然科学関係の各系列につきそれぞれ3科目以上(12単位以上)合計9科目36単位以上、並次に専門科目については両系列ごとに8単位以上を履修しなければならない
3. 上記のほか外国語1.6単位以上、及び体育実技講義計4単位を履修しなければならない
4. 商業教育課程の併修を条件として入学を許可された学生は上記各頂に亘る一般学生の卒業条件を具える外、高専学校の商業に関する二級普通免許状取得の資格を得ることと卒業の条件に加えられるから注意を要する
教育職員免許法及び関係法規は昭和二十九年十二月三日に改正されたので昭和29年度生以前の在學生は改正以前の免許法でも改正された新法でも適用されるが昭和30年度の新入生は必ず改正された新法による免許状取得の資格を具えることが必要である。

5. 以上の各頁を表にまとめ、補定してみると下記の通りとなる

区分	一般教育	専門科目	外国語	体育	教職科目	合計
A 一般の商 学部学生 の卒業の ための最 低所要單 位数	人文系列 12単位 社会系列 12単位 自然系列 12単位 自然系列の数学は必修	84	16	4		140
B 商業教員 養成課程 併修を條 件として 入学を許 可された 者	人文系列 1.2 社会系列 1.2 自然系列 1.2 自然系列の数学・社会系列 の憲法2単位必修	84	16	4	14	154

備考 上の表のBは新定評法によるものであり昭和30年度の新入生め
うらの該当者は必ずこれによりなればならない。但し29年度迄
に入学した在学生のうらの該当者はこのB表の外下に示す旧定評法
に基く資格を得ても差支ないことになっている

一般教育	専門科目	外国語	体育	教職科目	合計
36 (Bに同じ)	84 (Aに同じ)	16 (Aに同じ)	4 (Aに同じ)	20 (Aに同じ)	160

6. 本学において以上に示した商業科の高校二級普通免許状取得の資格が得られる。
外、英語科の高校二級普通免許状・中学校一級普通免許状が得られるように
授業計画が編成されている。詳細は放務部に向合せらるべし
7. 文学は日本文学・外国文学のいずれか1科目のみ卒業のための最低所要單位
数に算入される

8. 1・2年度用の必修英語は通算して英語1科目8単位であつて各年度とも毎
週6時間授業で全授業に出席しなければならない。又各教官毎に試験に合格
しなければならない。英語8単位を取得したことはない。
9. 英語以外の外国語も1・2年継続授業で8単位が与えられる
10. 英語の組別は放務部で決定する。又体育の履修日は放務部で指定する場合が
ある
11. 昭和30年度における集中講義は下記の通り予定されている。()内の数字
は單位数を示す
国際経済論(2) 経済政策(2) 地理学(2) 会計学(2)
産業法及労働法(2) 教育心理(4) 教育統計(4) 商業科教育
法(4) 教育実習(4)
12. 一般教育科目、1・2年度用外国語、体育は前期に、又専門科目は後期に履修
することによ原則的であつてこの原則に則つて授業計画が編成されているの
であるから、この原則による場合は学年が進むに従つて履修上の困難が
生じて来る
又履修はしるが不合格科目ができればこの科目の再履修によつて次の年度の
履修計画が窮乏になる場合があるから履修を及した科目の單位は必ず取得す
るように心懸けることが必要である。
13. 各学年度における履修單位数に著しい不同があるのは望ましいことではない
卒業年度の履修單位数は若干少くても己むを得ないが大体各学年度平均して
履修單位を取得することを目指す。
開校科目はどれも本学々生がこれを履修することを目指すのである。又
卒業のための条件である最低所要單位数に甘んじていると種々の事情から卒
業のための必要單位の不足を来す場合が起り易いから、できるだけ多くの科目
履修に努めるべきである。少くとも卒業のための最低所要單位数に甘んじる
履修計画は安易に過ぎるといふよう
14. 今年度の開講科目がすべて前学年度開講されるものと限らぬから今年履修
すべき科目を明年度に延期しなれないようにすべきである

5 試験制度

1. 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつて行われる。又科目試験
は履修した科目について適宜行うことになっている
2. 試験は履修した科目について行われるのであるから、いくら履修を届けてある
科目でも実際に授業に出席せず履修していないと認められた場合は試験を受

けることはできない。履修を届出した科目は必ず授業に出席し実際に履修した
後受験すべきである。

3. 試験に欠席した者に対する追試験は原則として行わない。
4. 試験は適宜行われることになっているから一定の試験期を設け予告して行う
場合の外、予告なしに随時行われることもあり、又科目によってはレポート
の提出を求められることもあり得る訳である。
5. 試験の成績は科目試験・卒業論文審査ともに 秀・優・良・可・不可 に分
け、可以上を合格とする。

6 履修届の提出

1. 学生は5月10日(火)迄に放務部に提出しなければならぬ。
2. 履修届を提出した以後にその科目を変更したり、又中途に於て履修を中止し
たりすることは認めないから履修届を提出する場合は十分考えてからにすべ
きである。

7 その他

1. 学生は本学より学生票の交付を受け翌年殆ど並に守正票にこれを提出しな
ければならぬ。
守正票には科目修了の認定の結果を記入して本人に交付する。
2. 学生諸君に対する連絡は主として掲示の方法による。但し 特殊な用件の場
合の面談を必要とする場合は放務部に申請してもらったこともある。
掲示を見逃したり、申請に遅れをきたりして不利な取扱を受けることの
ないように注意されたい。
3. 書類の提出期限は必ず厳守されたい。
4. 履修上、不明の点や疑問の点がある場合、その他放務部管について質疑等の
希望がある場合は速速なく放務部に相談に求められる。

学生便覧

昭和30年度

小樽商科大学

小樽商科大学校歌

時雨音羽 作詩
杉山長谷夫 作曲

1. 金鱗をとる渺々の
あけぼの橋ふ浪の唄
イルムの花に若人の
涯なきのぞみ数々秋めて
夢うるはしの緑ヶ丘よ
2. 夕陽映ゆる白桦の
梢をわたる風の唄
慈愛の山のふところに
銀翼みがき駿足秋めて
唄ほがらかの緑ヶ丘よ
3. 蒼穹はてす道つまず
はるかに仰ぐ北斗星
兼冠迎ふこの腕に
飛躍の力ひととき秋めて
花咲き匂ふ緑ヶ丘よ
4. 健腕拓く五大洲
凱歌任あがる我母校
感激みてる若人の
血潮に清き放へを秋めて
春永遠の緑ヶ丘よ

昭和30年度学生~~手~~便覧目次

第1. 本学諸規程	1.
1. 小橋商科大等學則	1.
2. 學則に関する細則(抄)	8
(1) 授業細則	8
(2) 研究指導細則	8
(3) 科目修了の認定に関する細則	9
(4) 入学休学及び退学に関する細則	9
(5) 授業料減免並びに分割納入に関する細則	11
(6) 學攻料に関する細則	12
3. 附属図書館規程(抄)	14
4. 事務規程(抄)	15
事務分掌	15
第2. 指導, 厚生	17
1. (指導課関係)	17
(1) 身分証明書	(2) 欠席
(3) 休学	(4) 學生団体
(5) 集會	(6) 掲示, 出版物, 宣伝
(7) 金銭物品の募集	(8) 課外体育
(9) 諸証明書の発行	
2. (厚生課関係)	19
(1) 保健衛生	(2) 學生生活実態調査
(3) 寄宿舎及び宿所	(4) 奨學制度
(5) 医療施設	(6) その他の厚生施設
第3. 諸手続 (付様式)	21

第1 第1 本学諸規程

1. 川樽商科大学学則

第1章 總 則

- 第1条 本学は産業の興隆並びに文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする。
- 第2条 本学の修業年限は4年とする。
- 第3条 本学学生は第3年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなければならない。
- 第4条 本学に専攻科を置く。
- 第5条 本学に附属図書館及び産学研究所を置く。

第2章 学年・学期及び休業日

- 第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第7条 学年を2学期にわり、学年の始めより9月30日までを第1学期とし、10月1日より学年の終りまでを第2学期とする。
- 第8条 学年中授業を行わない日(休業日)は国の定める休日・日曜日・本学創立記念日のほか次の通りとする。
- 春季休業 3月21日より4月10日まで
 夏季休業 7月20日より8月31日まで
 冬季休業 12月10日より翌年1月20日まで
 臨時休業 その都度これを定める

第3章 講座及び学科目

第9条 本学に次の講座及び学科目を置く。

講 座 名	科 目 名
1. 人 文 講 座	哲学,倫理学,心理学,文学,歴史学
2. 社会科学第1講座	社会科学概論,社会学,教育,地理学
3. 社会科学第2講座	法学概論,憲法,経済学概論,商業概論,政治学
4. 自然科学講座	数学,物理学,化学,地学,生物学
5. 法学第1 講座	憲法,民法
6. 法学第2 講座	商法,国際法,産業法及び労働法
7. 統計学 講座	統計学,数理統計学
8. 経済学第1 講座	経済学原論,経済変動論

9. 経済学第2 講座	経済学史
10. 経 済 史 講座	経済史概論,日本経済史
11. 経 済 政 策 講座	経済政策,工業経済学,農業経済学,社会政策
12. 財 政 学 講座	財政学
13. 国 際 経 済 講座	国際経済論,貿易論,商業英語,経済地理
14. 金 融 講 座	金融経済論,国際金融論,金融機関論
15. 商学第1 講座	配給論,証券市場論,商品学
16. 商学第2 講座	交通論,保険論
17. 経 営 学 講座	経営経済学,工場経営,財務管理,産物工学
18. 会計学第1 講座	簿記学,原価計算,商業数学
19. 会計学第2 講座	会計学,監査論
20. 外 国 語 講座	英語,独語,佛語,華語,西語,露語
体 育(講座外)	実 技,講 義
研究指導(講座外)	研究指導

P. 2

第10条 学科目はこれを一般教育科目,専門科目,外国語及び体育に分ける。

第11条 一般教育科目及びその単位数は次のとおりとする。

A 人文関係	B 社会科学関係	C 自然科学関係
哲 学 [4]	社会科学概論 [4]	教 学 [4]
倫 理 学 [4]	社 会 学 [4]	物 理 学 [4]
心 理 学 [4]	教 育 学 [4]	化 学 [4]
文 学 [4]	地 理 学 [4]	地 学 [4]
歴 史 学 [4]	法 学 概 論 [4]	生 物 学 [4]
	憲 法 [2] (教職志望者に限る)	
	経 済 学 概 論 [4]	
	商 業 概 論 [4]	
	政 治 学 [4]	

()内の数字は単位数を示す。

第12条 専門科目の系列,その科目及び単位数は次のとおりとする。

経済学科	商業学科
憲 法 [4]	憲 法 [4]
民 法 [4]	民 法 [4]
商 法 [4]	商 法 [4]
国 際 法 [4]	国 際 法 [4]
産業法及び労働法 [4]	産業法及び労働法 [4]

P.3 統計学 [4]
 数理統計学 [4]
 経済原論 [4]
 経済変動論 [4]
 経済史概論 [4]
 経済政策 [4]
 財政学 [4]
 国際経済論 [4]
 貿易論 [4]
 経済地理 [4]
 金融経済論 [4]
 国際金融論 [4]
 金融機関論 [4]
 配給論 [4]
 証券市場論 [4]
 交通論 [4]
 保険論 [4]
 経営経済学 [4]
 産業心理学 [4]
 簿記学 [4]
 会計学 [4]
 経済学史 [4]
 日本経済史 [4]
 工業経済学 [4]
 農業経済学 [4]
 社会政策 [4]
 研究指導(卒業論文含む) [12]

統計学 [4]
 数理統計学 [4]
 経済原論 [4]
 経済変動論 [4]
 経済史概論 [4]
 経済政策 [4]
 財政学 [4]
 国際経済論 [4]
 貿易論 [4]
 経済地理 [4]
 金融経済論 [4]
 国際金融論 [4]
 金融機関論 [4]
 配給論 [4]
 証券市場論 [4]
 交通論 [4]
 保険論 [4]
 経営経済学 [4]
 産業心理学 [4]
 簿記学 [4]
 会計学 [4]
 商業語 [4]
 商品学 [4]
 工場経営 [4]
 財務管理 [4]
 原価計算 [4]
 商業数学 [4]
 監査論 [4]
 研究指導(卒業論文含む) [12]

第13条 外国語の種類及びその単位数は次のとおりとする。 P.4

英語(1) [8] 英語(2) [10]
 独語 [8] 佛語 [8]
 華語 [8] 西語 [8]
 露語 [8]

第14条 体育の単位数は講義2単位、実技2単位とする。

第15条 授業は1学年を30週とし講義及び研究指導については毎週1
 時間15週を占めて1単位とし、数学演習、語学演習等は毎週2
 時間以上15週を占めて1単位とし、実験・実習・実技は毎週3
 時間15週を占めて1単位とする。

第4章 履修規則

第16条 数学、研究指導、外国語(英語(1)を含め2ヶ国語)及び体育は
 必修とする。

第17条 学生は一般教育科目のうち人文関係、社会科学及び自然科学関
 係の各系列につきそれぞれ3科目以上合計9科目36単位以上、
 並びに専門科目については原則として第3年度以降においてそ
 れぞれ専攻学科につき84単位以上を履修しなければならない。
 上記のほか外国語につき16単位以上、及び体育につき4単位を
 履修しなければならない。
 英語科教員免許状の取得を希望するものは更に英語(2)10単位
 を履修しなければならない。

第18条 商業教員養成課程の学生及び商業又は英語の教員免許状の取得
 を希望する者は、前条の単位の外更に教育取資免許法による所
 定の教取科目の単位を修得しなければならない。

教取に關する専門科目及び単位数は次のとおりとする。

教取に關する専門科目(免許教科は商業・英語)			
必修科目	単位数	選択科目	単位数
教育心理	4	教育社会学	4
教育原理	4	教育哲学	4
教科教育法	4	教育統計	4
教育実習	4		

P. 5 第19条 学生は科目の送次履修については一定の期間内に届け出て承認を受けなければならない。

第20条 科目終了の認定を経て単位を取得せしめる。

第21条 授業・研究指導及び科目終了の認定に関する細則は別にこれを定める。

第5章 学 士 稱 号

第22条 本学に4年以上在学し所定の単位数を取得したときは学士試験に合格したものとす。

本学の学士試験に合格した者は商学士と稱することができる。

学士試験に合格した者には証書を授与する。

第6章 入 学、休 学、転 学、退 学 及 び 除 籍

第23条 入学の時期は毎学年の始めとする。

第24条 入学資格者は、高等学校以上の課程を修了した者若しくはこれと同等の学力があると認められた者と送考の上入学を許可する。

第25条 学生が休学、転学又は退学する場合には学長の許可を得なければならない。

第26条 学生は次の各号の1に該当する場合は除籍される。

1. 疾病その他の事由で成績の見込がないと認められたとき。
2. 授業料の納付を怠つたとき。

第7章 学生 学 生 の 収 容 定 員 及 び 取 員 組 織

第27条 学生の入学定員は次のとおりとする。

商 学 部 165名(内商業教員養成課程25名)
専 攻 科 10名

第28条 本学の取員組織は国立学校設置法及び同施行規則の定めるところによる。

第8章 専 攻 科

第29条 専攻科の専攻課程は経理経営専攻と経理経営に関する特別の専攻課程を養成し、もつて産業文化の発展に貢献することを目的とする。

第30条 修業年限は1年とする。

第31条 入学資格は次のとおりとし送考の上入学を許可する。 P. 6

1. 新制大学を卒業した者
2. 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
3. 外国において学校教育における16年の課程を終了した者

第32条 1年以上在学し所定の学科目について30単位を修得したときは修了証書を授与する。

第33条 学科目及び履修方法に関する細則は別に定める。

第34条 本章に定めるもののほか専攻科の学生に關し必要な事項は他章の規定を準用する。

第9章 聴 講 生

第35条 本学所定の学科目中の1科目又は教科目の履修を出願する者があるときは、その学力を審査し1年を限り聴講を許可することがある。

聴講生は1単位毎に聴講料を納めなければならない。

第36条 聴講生よりその履修した学科目の学業成績証明書の請求があつたときはこれを交付する。

第10章 公 南 講 座

第37条 本学に随時公南講座を設けることがある。

第11章 検 定 料、入 学 料、授 業 料 及 び 聴 講 料

第38条 入学を志願する者は、検定料金400円を納付しなければならない。

第39条 入学を許可された者は、入学料金400円を所定の期日までに納付しなければならない。

第40条 授業料は、年額金6,000円とする。但し、昭和~~25~~²⁶年度以前に入学した学生については、年額金3,600円とする。

第41条 授業料は、毎年4月、10月において年額の2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。但し、学長において特別の事由があると認められた学生については月割分納を認めることができる。

既納の授業料は、これを還付しない。

第42条 退学又は除籍の場合における授業料は、その納期に属する方を徴収する。

停学中の学生については、その期向分の授業料を徴収する。

第43条 休学中の学生については、その休学当分の翌月から復学当分の前月までの授業料は、これを徴収しない。但し、既納の授業料については第41条の第2項の規定を準用する。

第44条 学費の支拂が困難な学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶豫することがある。

第45条 前条の規定により授業料の免除又はその徴収の猶豫を受くべき学生は、每期ごとにこれを定める。

第46条 聴講生は聴講料として1単位金200円を納付しなければならない。

聴講生としての使定料及び入学科は第38条及び第39条の規定にかかわらず金250円とする。

第1項及び第2項に關する費用の徴収については授業料に關する規定を準用する。

第12章 賞 罰

第47条 学業又は他の業績の優秀な学生に対しては学長はこれを表彰することがある。

第48条 本学の規則に違背し又は学生の本分に反する行爲があつた学生に対しては学長はこれを懲戒する。

懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第13章 寄宿舎及び厚生施設

第49条 本学に寄宿舎、学生集会所及び学生食堂を置く。

第50条 本学に健康相談所を置く。

第14章 補 則

第51条 本則を改正せんとするときは教授会の議を経なければならない。

第52条 本則の施行に必要な細則は別にこれを定める。

- 1 本則は昭和24年6月1日からこれを施行する。
- 2 本則中の改定は昭和27年8月20日からこれを実施する。
- 3 本則中の改定は昭和26年4月21日からこれを実施する。
- 4 本則中の改定は昭和20年4月1日から実施する。

2. 学 則 に 関 す る 細 則

(1) 授 業 細 則

第1条 毎学年の開講科目、担当教員及び授業時間数は学年始めまでに教授会においてこれを定める。

第2条 一般教養科目、外国語及び体育は前2年間に、専門科目は後2年間に於いて履修することを原則とする。

研究指導は後2年間に於いて受けなければならない。

第3条 履修を届け出て承認を受けた科目についてはその履修の中止又は変更を認めない。

第4条 1科目の併立講義についてはいづれかその一つのみを以て学則第17条による所要最低単位数に算入する。その講義については予めその旨を届け出なければならない。

第5条 外国語の履修について英語を含めた2ヶ国語以外は所要最低単位数には算入されない。

第6条 臨時講義及び特別講義を向く場合にはその都度単位数を決定する。

附 則

1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。

(2) 研 究 指 導 細 則

第1条 研究指導は後2年に亘つて受けなければならない。

第2条 研究指導を受ける場合は所定の期日までに担当教官の承認を受けてその旨を届け出なければならない。

第3条 学生は研究指導の途中において任意にその所属を変更することはできない。

附 則

1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。

(3) 科目修了の認定に関する細則

- 第1条 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によってこれを行う。
- 第2条 科目試験は履修科目につき適宜これを行う。やむを得ない事情のため受験できない場合はその旨を届け出なければならない。
- 第3条 試験に欠席した者に対する追試験は原則としてこれを行わない。
- 第4条 科目試験に合格となつたもので当該科目の再修を願った場合は新たに当該科目を選択したものとて取扱う。
- 第4条の2 卒業年度における不合格科目が12単位以内で、その科目に合格することにより卒業できた者に限り、本人の申出によつて6月に再試験を受けることができる。但し、研究指導については再試験を行わない。(昭和29年4月1日追加)
- 第5条 卒業論文は最終学年度の1月31日までに担当教官に提出しなければならない。
- 第6条 試験の成績は科目試験及び卒業論文審査とどに、秀、優、良、可、不可に分け可以上を合格とする。
- 第7条 入学生は本学より学生票の交付を受け毎学年始の並びに学年末においてこれを提出しなければならない。学年始めにおいては、その学年度に履修を承認した学科目を記入し、学年末においては科目修了認定の結果を記入してそれぞれ本人に返付する。

附 則

- 1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- (4) 入学、休学及び退学に関する細則
- 第1条 次の各号の1に該当する者は本学に入学を志願することができる。
 - 1. 高等学校を卒業したもの
 - 2. 通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を終了したものを含む。)

- 3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 4. 文部大臣の指定した者
- 5. その他本学において高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認めたる者

- 第2条 入学者の選考は入学試験による。
- 第3条 入学を志願する者は次の書類に検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。
 - 1. 本学所定の入学願書
 - 2. 卒業又は卒業見込に関する当該学友長の証明書又は入学資格を証明する書類
 - 3. 卒業又は卒業見込の学校の校長の調査書
 - 4. 最近の半身手札型写真
 - 一旦納入した検定料は返還しない。
- 第4条 入学を許可された者は入学料を納付しなければならない。一旦納入した入学料は返還しない。
- 第5条 次の各号の1に該当する者が入学又は転学を志願したときは選考の上許可することがある。
 - 1 学士の称号を有する者
 - 2 本学の学籍を離れた者
 - 3 他の大学の学生
 前項の志願者は入学又は転学願書及び履歴書を提出しなければならない。但し、第1号に定める者は学士号試験合格証明書、第3号に定める者はその現に在学する大学の学長又は学部長の承認書及び履修科目の成績証明書を添えなければならない。この場合に入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき科目並びに単位数は教授会においてこれを定める。
- 第6条 前條の入学又は転学における検定料及び入学料については第3条及び第4条の規定を準用する。
- 第7条 本学の学生が他の大学に転学せんとするときは学長に許可願を提出しなければならない。

- 第8条 入学を許可された者はすべて保証人連署の誓約書及び戸籍抄本を所定の期日までに提出しなければならぬ。
- 第9条 保証人が遠隔の地に居住する場合には、小碓市、或は小碓市近郊に居住する副保証人を立てなければならぬ。
- 第10条 保証人及び副保証人はいずれも独立の生計を営み確実に保費の費を履行できる成手をしなければならぬ。
- 第11条 保証人又は副保証人が死亡し又は前條の資格を失ったときは速滞なく改めて保証人及び副保証人を立てて誓約書を差換えなければならぬ。
- 第12条 学生、保証人又は副保証人が氏名を改め又は転居したときは直にその旨を届け出なければならぬ。
- 第13条 疾病その他やむを得ざる事由で3ヶ月以上欠席できる学生は事由を具し保証人連署の上休学願を学長に提出し許可を得てその学年向休学することが出来る。
- 第14条 学生は8年を超えて在学することが出来ぬ。但し休学の期間は在学年数に算入しない。
- 第15条 学生が退学せんとするときはその事由を具して学長に許可願を提出しなければならぬ。

附 則

- 1 この細則は昭和24年9月1日から施行する。
- (5) 授業料減免猶豫並びに分割納入に関する細則
- 第1条 学術優秀で豊にやむを得ない事情で学資の支辨困難な学生に対しては(規定に定める金額の範囲内において)授業料の全部又は一部を免除する。但し奨学生及び新入学生に対しては原則として免除しない。
- 第2条 特別の事情のある学生に対しては願出により授業料の納付をその期の末まで猶豫又は分割納入を許可することができる。

- 第3条 第1条、第2条の許可はその期限りとする。
- 第4条 授業料の減免を受けようとする者は次の書類を学長に提出しなければならぬ。
 1. 授業料減免願書
 2. 市町村の証明書
 3. その他参考とせる資料
- 第5条 前条の願書はその期の授業料納付期限前に提出しなければならぬ。
- 第6条 授業料減免については学長は選考委員会に諮問の上これを決定する。
- 第7条 分割納入を許可された学生は毎月10日(休学期間中も)までに必ず納付しなければならぬ。
- 第8条 次の各号の1に該当した場合は許可を取り消しその金額を直に納付させる。
 1. 第4条の書類に虚偽の事実が判明したとき。
 2. 第7条の納付を怠ったとき。
 3. 第1条、第2条の事由のやんだとき。

附 則

- 1. この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- 2. この細則の改正は昭和27年8月15日から施行する。
- (6) 専攻科に関する細則
- 第1条 専攻科の科目及びその単位数は別表のとおりとする。
- 第2条 開設科目及び担当者はその学年始めまでに教授会の議を経てこれを定める。
- 第3条 専攻科学生は学年始めにおいて進捗履修しようとする科目を所定の期間内に届け出て学長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた科目についてはその履修の中止又は変更を認めない。

第4条 専攻科学生は経営学演習と会計学演習のいずれか一つに参加し所定の期間内に指導教官に論文を提出しなければならぬ。

第5条 演習参加については指導を受けようとする教官の承認を受け所定の時期内にその旨を届け出なければならぬ。演習は中途において任意にその所属を変更することはできない。

第6条 科目修習の認定については「科目修習の認定に関する細則」を準用する。

第7条 学部の専攻科目の受講を希望する者は学長の許可を受けなければならない。

別表 科目及び単位数

経営経済特殊問題	4	貿易特殊問題	4
工場経営	4	貿易為替特殊問題	4
財務管理	4	金融特殊問題	4
産業経済特殊問題	4	農業金融問題	4
産業心理学	4	産業統計	4
会計学	4	産業経済史特殊問題	4
監査論	4	商法特殊問題	4
工業誌記	4	経営学演習	10
商業経済特殊問題	4	会計学演習	10
市場論	4		
工業経済特殊問題	4		
交通保険特殊問題	4		
国際金融特殊問題	4		

附 則

- 1 この細則は昭和29年4月1日から施行する。

1. 本学学生に対しては、学年初めに図書閲覧票を交付する。
2. 閲覧票の提示がないと閲覧を許されぬから紛失せぬよう注意すること
3. 図書を閲覧しようとする時は備え付の用紙に図書名、著者名、図書番号、学年度、氏名等記入し閲覧票を添えて甲出ること
4. 一時に借覧を許されるのは三冊までである。
5. 閲覧は必ず所定の場所（閲覧室）ですること。
6. 閲覧図書は閲覧室外に持出くはならぬ。一時閲覧室を離れる時は借覧中の図書を館員に預け戻つての旨を告げることを要する
7. 閲覧図書は必ず借覧当日に返却しなければならぬ
8. 館外貸出（オーバーホリデー）は土曜日又は公休日の前日に貸出し月曜日又は次の開館日に返却するものとする。
9. 館外貸出は一回に三冊までとし備え付けの特定の用紙に、所要事項を記入し閲覧票を添えて甲出ること
10. 左記のものは館外貸出をくばぬ。
 - イ 洋書
 - ロ 貴重図書及び特定の図書
 - ハ 辞書類、統計表類及び雑誌類
 - ニ 受入後1ヶ月以内の図書
 - ホ 教養文庫として備付の図書
11. 一時に三冊以上の閲覧を希望する時は図書一部毎に一枚の用紙を使用すること
12. 借覧図書は戦貸をくはならぬ。
13. 開館は日曜、祝日及び臨時休館日を除き午前9時から午後7時まで（土曜日は午後4時まで）であるが図書の貸付は午後5時まで（土曜日は12時半まで）とする。

14. 閲覧室では静粛を旨とし、喫煙、音聲、談笑、食事などをくつはせられない。
15. 図書は丁寧に取扱い「書き入れ」「切り抜き」「破損」「汚損」「紛失」等のないよう注意しなければならぬ。
16. 閲覧者は常に掲示に注意しこれを守るべきものとする。
17. 以上の規程を守らばい時は罰則を適用する。
尚前記以外の詳細なこと、不明の点は館員に尋ねること。

4. 事務規程(抄)

1. 補導課においては次の事務をつかさどる。

○ 補導係

- (1) 学生累加記録に関する事
- (2) 学生の賞罰に関する事
- (3) 学生の出欠席、休学、退学、及び除籍に関する事
- (4) 学生の集會、掲示、出版に関する事
- (5) 学生の行事及び学生団体に關する事
- (6) 学生部に属する諸証明に関する事
- (7) 学生簡章に関する資料の収集、調査及び統計に関する事
- (8) その他学生の補導に関する事

2. 厚生課において次の事務をつかさどる。

○ 厚生係

- (1) 学生の保健衛生及び身体検査に関する事
- (2) 健康相談所に関する事
- (3) 学生生活調査等に関する事
- (4) 卒業生の就職及び学生の内取に関する事
- (5) 寄宿料及び学生の宿所に関する事
- (6) 学生の奨学資金に関する事
- (7) 授業料の減免猶豫及び分期付款に関する事

- (8) 厚生、保健に関する資料の収集、調査及び統計に関する事

- (9) その他学生の福利厚生に関する事

3. 教務課においては次の事務をつかさどる。

○ 教務係

- (1) 学生の学科目履修に関する事
- (2) 学科課程に関する事
- (3) 授業及び試験に関する事
- (4) 単位の認定及び放棄免許に関する事
- (5) 学生募集及び入学、卒業に関する事
- (6) 聴講生及び内地留學生に関する事
- (7) 社会教育講座に関する事
- (8) 教務に属する諸証明に関する事
- (9) 教務に関する資料の収集、調査及び統計に関する事
- (10) その他教務に関する事

4. 附属図書館事務部においては次の事務をつかさどる

○ 總務係

- (1) 図書の購入、受入並びに管理に関する事
- (2) 図書の調査研究、資料の収集及び統計に関する事
- (3) 図書館の運営の調査、研究に関する事
- (4) 寄託図書の保管に関する事
- (5) 良書の紹介、展示会、読書の指導に関する事
- (6) その他図書館に関する事

○ 司書係

- (1) 図書の選定に関する事
- (2) 図書の分類に関する事
- (3) 図書目録の作成に関する事
- (4) 図書の閲覧及び貸出に関する事
- (5) 閲覧室、書庫の管理に関する事

第 2 補 導, 厚 生

1 (補導課関係)

(1) 身分証明書

- イ. 学生は身分証明書の交付を受け次之を携行すること
- ロ. 身分証明書は本学直員の請求があった時はいつでも之を提示しなければならない。
- ハ. 身分証明書の有効期間を1か年とし毎学年初めの提示査証を受け取るものとする。
- ニ. 学生が改姓、改名、転籍等をした場合は本学規定により届出以外、身分証明書の再交付を受けること。
- ホ. 身分証明書を紛失又は毀損した場合は直ちに其旨届出で再交付を受けること
- ヘ. 身分証明書は卒業、転学、退学、除籍等の場合は直ちに之を返納するものとする。

(2) 欠 席

- イ. 引続き2週間以上欠席する場合は事由を詳記し(病気の場合は医師の診断書を添付して)係館人連署の上届出ること。

(3) 休 学

本学学則第25条、及び細則(4)の13により休学をしようとする場合は下記の事項に注意すること。

- イ. 休学の期間は当該年度限りとする。但し学長の許可を得てその期間を延長することが出来る。
- ロ. 休学の事由が止み次年度から復学をしようとする時はその旨届出で学長の許可を得なければならない。

(4) 学生団体

下記の場合はそれぞれ届出で認可を得なければならない。

- イ. 学生が団体を組織しようとする時(所定の様式による)
- ロ. 団体の規則又は届出事項を変更しようとする時
- ハ. 学生の学外団体への団体的参加をする場合。

(5) 集 会

学生が集会をしようとする時は所定の様式により遅くとも

前日迄に届出で認可を受け取るものとする。

(6) 掲示、出版物、宣伝

- イ. 学生が学内に掲示をしようとする時は団体名費収者名及び月日を記載の上届出で認印を受け所定の場所に提示するものとする。
- ロ. 掲示は特別の場合を除き1週間以内とする。
- ハ. 学生が学外に於て掲示する場合も前項の規定に準ずる。
- ニ. 無届の団体は掲示することが出来ない。
- ホ. 学生が複製其の他の印刷物を刊行頒布しようとする時は届出で認可を受けること。
- ヘ. 学生が宣伝又は講演をしようとする時は認可を受けること。

(7) 金銭、物品の募集

- イ. 学生が金銭物品の募集をしようとする時は届出で認可を得なければならない。

(8) 課外体育

学生各人が余暇を利用し健全なる心身の錬成に供するよう各種運動用具が整備されている。

○ 借用法

補導課において所定の用紙に氏名(年度別)及び、個数を記入の上提出し使用後返却と同時に借用書を係員から受取ること。

○ 備え付けの用具

野球用具各種、軟球、壘球、排球、卓球、ソフトボール、バドミントン、ゲートボール、乗道着、剣道防具、陸上競技用具各種。

○ 貸出時間

通常 午前9時から午後4時30分まで

土曜日 正午迄

休暇中 午前9時から午後3時まで

上記以外の時に借用する場合は其旨届出で、係員の指示により借用すること

(9) 諸証明書の発行

- イ. 諸証明書の交付を受けるには予め所定の不付用紙に所要事項を記入の上願出すること。
- ロ. 学生割引証は原則として年間各人当り10枚とする。
- ハ. 学生が休暇中に当って帰省用割引証を希望する場合は遅くともその休暇の開始10日前迄に願出すること。
- ニ. 時間外建に割引証の必要を生じた場合は本学当直員に申出で交付を受けるものとする。

2 (学生課関係)

(1) 保健衛生

イ 定期身体検査および健康診断

本学では「学校保健法」の第12条および「学校身体検査規程」に基づいて毎年在学生に対し定期身体検査(4月)および臨時身体検査(10月)を行う。また、随時レントゲン検査、ツベルクリ反応検査などを行うと共に保健上必要なる場合は各種の予防接種を実施する。

身体検査および健康診断の目的は学生の健康状態を調査して学生の保健衛生の改善を促進するの基礎資料とすると共に、疾病異常者、特に結核、伝染性疾患を早期発見して修学上の支障のないようするためであるので、すべての学生は必ず身体検査を受けなければならない。

(2) 学生生活実態調査

厚生、補給の基礎資料とするから年2回(6月末、10月末)必ず調査票を期日返に提出しなければならない。

(3) 入学料および学生宿舎

本学には回りの寮があり、その収容人数は下記の通りであるが年々入寮希望者が増加し、希望者を全部収容することは当面困難な状態である。

入寮を希望する学生は毎年3月に入寮の理由を具して、厚生課に申出で許可を得なければならない。進寮希望者は厚生課で用紙の交付を受け寮表、寮補給散居の認可を受け提出しなければならない。

尚進寮手続をせよと進寮しているものが同々にあるが、この場合進寮手続を終るまでの寄宿料月額100円は納入しなければならないから注意を要する。

以上の如く入寮は極めて困難であるので入寮の出来ない学生は自下宿を求めなければならないが、これ等の学生に対しこれが難航には、厚生課が協力している。

※1寮(北斗寮) 50名 ※2寮(正気寮) 70名 ※3寮(文行寮) 40名
 ※4寮(至之井寮) 40名

(4) 奨学制度

現在本学で取扱っている奨学金は日本育英会の奨学金と道内各市町村に基く奨学金、その他であるが、日本育英会の奨学金の手続とその貸付月額のみにつき備記するから読取願、手続等個々の場合における具体的な事項に関しては厚生課に問合せるとして、この制度を充分理解する必要がある。

1 日本育英会奨学金となるには

本学学生(専攻科生も含む)で品行方正、学術優秀、身体強健で且つ家庭の事情等から学費の支弁が困難と認められて本学より推薦された者が選ばれて奨学生となる。

ロ 奨学生出願の手続と奨学生決定まで

(1) 奨学生を志願する学生は所定期日までに(公系を以て募集する)厚生課の申込書に記入し、奨学生出願手続の説明会に出席して、所定の志願書、その他指定証明書用紙の既印を受け提出して学費の推薦を受けなければならない。

(2) 願書提出の志願者に対し、家庭事情につき個々面接を行い、人物、学業成績、健康、家庭状況等各方面から検討して推薦書を作り、選考委員会の選考を経て日本育英会に推薦する。

(3) 日本育英会では本人の願書および学費の推薦書に基づいて選考委員会の選考を経て奨学生として採用、不採用を決定する。採用者に対しては学費を経て奨学生採用通知書、および奨学生手帳が既印される。

ハ 奨学生の種別および貸付月額

一般奨学生 2,000円 採用の月から卒業まで

(5) 進寮施設

学生の厚生福利施設として、倶楽部、学生ホール(食堂および日用品販売)理髪室を置いて学生に対して便宜を与えている外に靴、洋服等の新調、修理などの指定商店が毎週来校して注同に定めている。

第3 納付書

学生生活に必要な納入 徴収、徴収、交付申請等の納付書は下記の通り各課係を通じておこなうこと。

1. 納入

項目	所属課	金額	納期	備考
授業料	学務課	前期 200円 後期 200円	4月中 10月15日まで	
学費	学務課	(17月)100円	4月10日まで	入学生のみ
学生会費	学務課	前期 500円 後期 500円	4月中 10月中	新入生は 1回払とする
公費納入費	学務課	300円	入学時	
休替費	学務課	新入生 300円 23年度は100円	入学時 毎年4月	
列外代	学務課	300円	4月中	

2. 徴収

項目	所属課	期限	備考
修学費	学務課	その都度	
徴収費	学務課	〃	
学生生活費	学務課	〃	
学外活動参加費	学務課	〃	
委員会費	学務課	〃	
印刷費	学務課	〃	
学生証費	学務課	年度毎に決めらる	
制服費	学務課	納付前	
入会費	学務課	3月中	
退会費	学務課	その都度	
徴収費	学務課	〃	

3. 提出

項目	所属課	期限	備考
学生調査書	学務課	入学時	
学生生活調査書	学務課	5月末 10月末	

4. 申込、交付

項目	所属課	期限	備考
身分証明書	学務課	入学時	
在学証明書	学務課	その都度	
退学証明書	学務課	〃	
推薦書	学務課	〃	
人財育成書	学務課	〃	
成績証明書	学務課	〃	
卒業証明書	学務課	〃	
学生証	学務課	年度毎に決めらる	

5. 届出

項目	所属課	期限	備考
欠席届	学務課	その都度	
本人退学届	学務課	〃	
保証人変更届	学務課	〃	
届出届	学務課	〃	
自休届	学務課	〃	
転居届	学務課	年度毎に決めらる	

欠席願

昭和 年 月 日

一 事由
昭和 年 月 日 から
昭和 年 月 日 まで

小樽商科大学長 殿
右本人
右保人

印

休学願
昭和 年 月 日 から
昭和 年 月 日 まで

一 休学の事由
一 休学の期間

小樽商科大学長 殿
右本人
右保人

印

此の渡先記の通り保人を変更しましたから新旧保人並居を以てお届けします

一 旧保人 住所
一 新保人 住所
一 変更した年月日

昭和 年 月 日

新保人 氏名
旧保人 氏名

小樽商科大学長 殿
右本人
右保人

印

住所 変更
昭和 年 月 日

此の通り住所変更しましたから新刷りします

一 旧住所
一 新住所

昭和 年 月 日

氏名

印

小樽商科大学長 殿

復学願

昭和 年 月 日

一 事由
昭和 年 月 日 から
昭和 年 月 日 まで

小樽商科大学長 殿
右本人
右保人

印

退学願
昭和 年 月 日 から
昭和 年 月 日 まで

一 事由 (詳細に)

小樽商科大学長 殿
右本人
右保人

印

此の渡先記の通り保人住所と変更をいたしましたから保人並居を以てお届けします

一 旧住所
一 新住所

昭和 年 月 日

右本人
右保人

印

住所 変更
昭和 年 月 日

此の渡先記の通り保人住所と変更をいたしましたから保人並居を以てお届けします

一 旧住所
一 新住所

昭和 年 月 日

氏名

印

小樽商科大学長 殿

保人変更願

昭和 年 月 日

一 旧保人 住所
一 新保人 住所
一 変更した年月日

昭和 年 月 日

新保人 氏名
旧保人 氏名

小樽商科大学長 殿
右本人
右保人

印

住所 変更
昭和 年 月 日

此の通り住所変更しましたから新刷りします

一 旧住所
一 新住所

昭和 年 月 日

氏名

印

小樽商科大学長 殿

転籍願 (改姓改名願も同様式による)

昭和 年 月 日

一 旧本籍
一 新本籍

昭和 年 月 日

右本人
右保人

印

住所 変更
昭和 年 月 日

此の渡先記の通り保人住所と変更をいたしましたから保人並居を以てお届けします

一 旧住所
一 新住所

昭和 年 月 日

右本人
右保人

印

住所 変更
昭和 年 月 日

此の渡先記の通り保人住所と変更をいたしましたから保人並居を以てお届けします

一 旧住所
一 新住所

昭和 年 月 日

氏名

印

小樽商科大学長 殿

学生団体結成願

左記により団体を結成致したいと思っております
願います

昭和 年 月 日
責任者(昭和 年次) 氏名 印
氏名 印

小樽商科大学長 殿

団体名	
結成年月日	
目的	
事務所	
集会所	
顧問(氏名)	
役員(氏名)	

会則添付のこと(団体委員会制の要項も同様
様式による)

集会願

左記により集会したいと思っております
願います

集会日時	
集会場所	
日次(氏名)	
集成人(氏名)	

昭和 年 月 日
団体名
責任者(昭和 年次) 氏名 印
小樽商科大学長 殿

学生団体解散願
左記の通り団体を解散したいと思っております
願います

昭和 年 月 日
責任者(昭和 年次) 氏名 印
小樽商科大学長 殿

- 一 団体名
- 二 解散年月日
- 三 解散の理由

印刷物刊行願

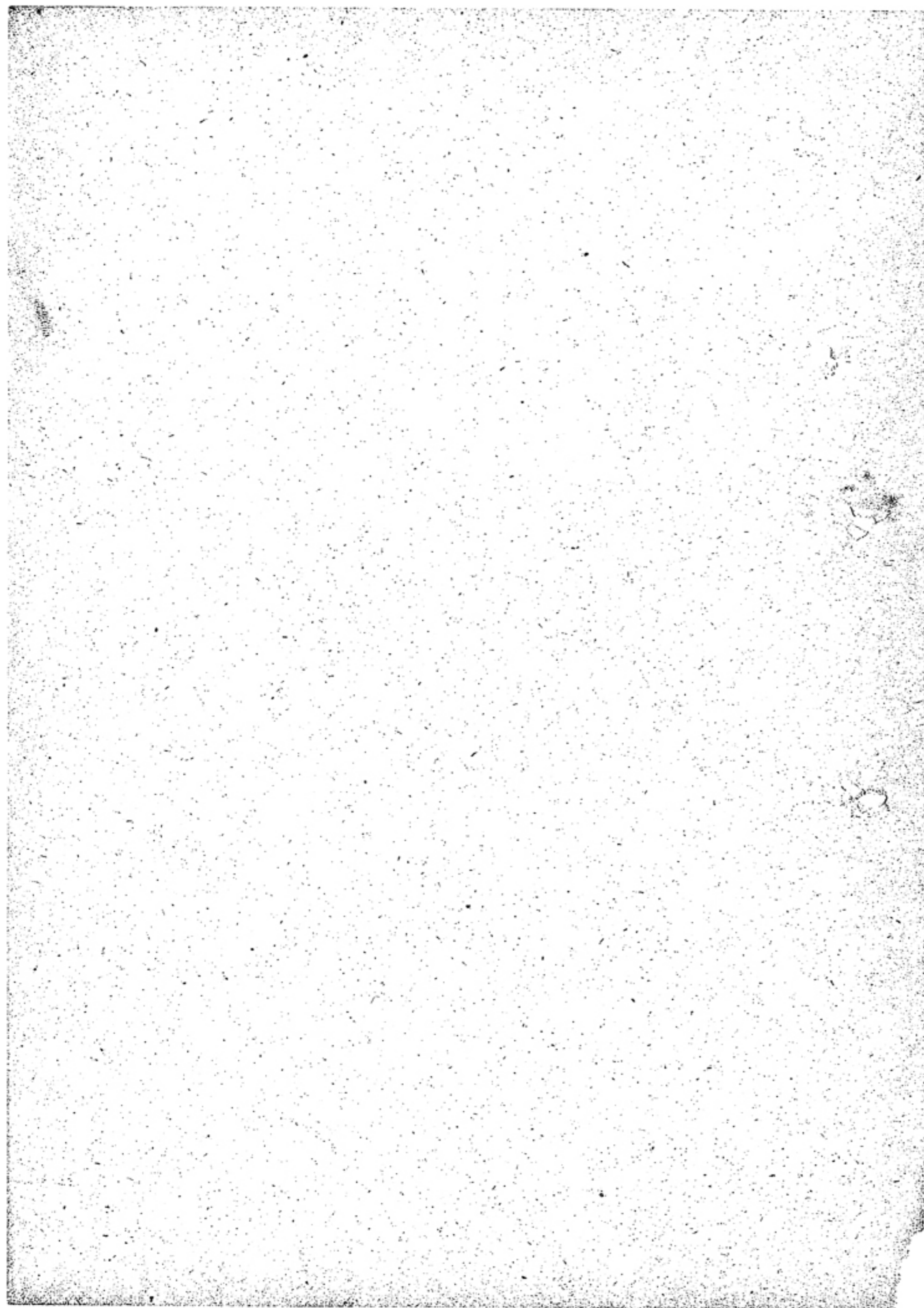
左記の通り印刷物を刊行(発行)したいと思
っております

- 一 印刷物名
- 二 刊行部数
- 三 発行(印刷所)

責任者(印刷部)の振替用(改姓改名用と同様
式による)

昭和 年 月 日
氏名 印
氏名 印

旧本籍
新本籍
昭和 年 月 日
右本人
右保証人
小樽商科大学長 殿
印 印



昭和三十一年度

授業要覧

川樽商科大学教務部

1 本学の目的並に学制

- 1 本学は産業の興隆並に文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする
- 2 本学の修業年限は4年とする。又学生は8年を超えて在学することができない。但し 休学の期間はいずれに算入しない。
- 3 本学々生は第3年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなればならない。又商業教員養成課程の学生として入学を許可された学生は更に所要の教養に関する専門科目を履修しなればならない。

2 学年・学期及び休業日

- 1 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 2 学年を2学期に分け、学年の始めより9月31日までを第1学期とし、10月1日より学年の終りまでを第2学期とする。
- 3 学年中授業を行わない日は国の定める祝日・日曜日・本学創立記念日のほか次の通りとする。

春季休業	3月21日～4月10日
夏季休業	7月20日～8月31日
冬季休業	12月10日～翌年1月20日
臨時休業	その都度これを定める。

3 学 科 目

区分	学 科 目	単 位	担 当 者	備 考
一般教育	哲学	4	川村 敬 授	担当教官は、示す 一橋大学教授 後期開講
	倫理	4	川村 敬 授	
	心理学	4	津久井 助教授	
	外国文学	4	松尾 敬 授	
	日本文学	4	広田 助教授	
	歴史	4		
	社会科学概論	4	板垣 講師	
	社会学	4	浜林 助教授	
	教育	4	鈴木 講師	
	憲法	4	桑原 講師	

科目	単 位	担当 者		備 考
		姓 名	職 名	
自然系列	経済学概論	4	長谷部 助教授	一橋大学教授
	商業概論	4	岡本 敬 授	
	地理学	4		
	法学概論	4	木部 敬 授	
	政治学		板垣 講師	
	数学	4	武隈 敬 授	
	物理学	4	川宮 講師	
	化学	4	川原 敬 授	
	生物	4	向川 講師	
	地学	4	向藤 講師	
専攻科目	憲法	4		後期開講予定 全上
	民法	4	木部 敬 授	
	商法	4	木部 助教授	
	国際法	4	桑原 講師	
	産業法及労働法	4		
	統計学	4	竹内 講師	
	数理統計学	4	武隈 敬 授	
	経済学概論	4	早川 敬 授	
	経済学動論	4	早川 敬 授	
	経済学概論	4	浜林 助教授	
	経済政策論	4	麻田 助教授	
	国際経済論	4	麻田 助教授	
	貿易論	4	木部 敬 授	
	経済地理学	4	川原 敬 授	
	金融経済論	4	阪口 助教授	
	国際金融論	4	川島 講師	
	金融機関論	4	藤沢 助教授	
	配給論	4	岡本 敬 授	
証券市場論	4	木部 講師		
財政学	4	阪口 助教授		

	交通論	4	久木教授	
	保険論	4	久木教授	
	経営経済学	4	室谷教授	
	産業心理学	4	津久井助教授	
	簿記学	4	石河教授	
	会計学	4	石河教授	
	実業指道	4		
	研究指道	12		
経済専攻	経済学史	4	比主講師	担当教官は進次利
	日本経済史	4	室谷教授	
	工業経済学	4		
	農業経済学	4	藤沢助教授	
商学専攻	社会政策	4	山中講師	一橋入学教授
	商業英語	4	木曾教授	
	商品学	4		
	工場経営	4	石瀬助教授	
	財務管理	4	石瀬助教授	
	東京価計算	4		
外国語	商業数学	4	木村講師	東大教授
	監査論	4		
	英語1	8	英語担当教官	
	英語2	12	英語担当教官	
	英英文学	4	日川講師	
	独語	8	前田助教授・フーベル	
	仏語	8	松尾教授・マルド	
	西語	8	花村助教授	
体育	中国語	8	川上助教授	
	露語	8	新谷講師	
	実技	2	坂井講師・杉山講師	
	講義	2	坂井講師	

教 科 目	教育心理学	4	津久井助教授	北大教授
	教育原理	4	鈴木講師	
	商業科教育法	4	久木教授	
	英語科教育法	4	速川助教授	
	教育実習	4	久木教授・英語担当教官	
	教育社会学	4	籠山講師	
	教育統計学	4		
	教育哲学	4	鈴木講師	
課 外	独語	4	前田助教授	
	仏語	4	松尾教授	
	中国語	4	川上助教授	

備考

- 英語担当教官は次の通りである
木曾教授 玉井助教授 速川助教授 花村助教授 白川講師
清水教授 野尻講師(マクラウド講師) ゴルゴロ講師
- 担当者氏名記載の科目は昭三1度の開設科目であつて担当者氏の記載されていない科目は本年度休講の科目とする
- △印の科目は集中講義を示し、そのうち「歴史学」「社会科学概論」「政治学」「社会政策」「国際金融論」「監査論」は上の表に拘らずで取組2単位とする
- 英語1は毎週6時間2ヶ年継続授業、独・仏・西・中・露(正課)は毎週4時間2ヶ年継続授業とする
- 研究指導は3・4年度の継続授業とし卒業論文を含む 又毎週3時間の指導を受けるものとする
- 体育実技は毎週3時間とする、又講義は毎週1時間
- 上記以外は全部毎週2時間授業である
- 毎週2時間授業で年間を通じて開講される科目は4単位であつて前期又は後期のみで終る講義は2単位とする、この意味における2単位の科目は昭和31年度に於いては、「経済政策」「国際経済論」「憲法」である(上の表に拘らず)

4. 履修方法

1. 数学・研究指導・外国語(英語1を含め2ヶ国語)及び体育は必ず履修しなければならない
2. 一般教育課程は人文関係・社会科学及び自然科学関係の各系列につきそれぞれ3科目以上(12単位以上)合計9科目36単位以上、並に専門科目については両系列ごとに84単位以上を履修しなければならない
3. 上記のほか外国語16単位以上、及び体育実技講義計4単位を履修しなければならない
4. 商業教員養成課程の併修を条件として入学を許可された学生は上記各項に亘る一般学生の卒業条件を異にする外、高等学校の商業に関する二級普通免許状取得の資格を得ることが卒業の条件に加えられているから注意を要する。29年度生以前の在学学生は改正以前の免許法(教育職員免許法及び関係法規が昭和29年12月3日に改正されております)でも改正された新法でも適用されるが昭和31年度生(新入生)は必ず改正された新法による免許状取得の資格を異にすることが必要である
5. 以上の各項を基に、補足してみると下記の通りとなる

区分	一般教育	専門科目	外国語	体育	教職	計
A. 一般の学生のため単位	人文系列 12単位 社会系列 〃 〃 自然系列 〃 〃 自然系列の数学は14修	84 研究指導 14修	16 英語 及び英語 以外の 1ヶ国語 14修	4 14修		140
B. 商業教員養成課程併修を条件として入学を許可された者	人文系列 12単位 社会系列 〃 〃 自然系列 〃 〃 自然系列の数学・社会系列の憲法2単位14修	84 研究指導 14修 職業指導 14修	16 Aに 同じ	4 14修	14	154

Bの教職科目で下記は必修とする

教育原理 教育心理 教育実習 商業科教育法

備考. 前頁の表のBは新免許法によるものであって昭和31年度の新入生のうちの該当者は必ずこれによらなければならない。但し29年度迄に入学した在学学生のうち該当者はこのB表の外に下に不す旧免許法に基く補修を得ても差支ないことになっている

一般教育	専門科目	外国語	体育	教職科目	合計
36 (Bに同じ)	84 (Aに同じ)	16 (Aに同じ)	4 (Aに同じ)	20 (14修科目はBに同じ)	160

6. 本学に於ては上に示した商業科の高等学校二級普通免許状取得の資格が得られる外、英語科の高校二級普通免許状・中学校一級普通免許状が得られるように授業計画が編成されている。詳細は教務部に問合せらるべし
7. 文学は日本文学・外国文学の1科目のみ卒業のための最低所要単位数に算入される
8. 1・2年度用の必修英語は通算して英語1科目8単位であつて各年度とも毎週6時間授業で全授業に出席しなければならない。又各教官毎に試験に合格しなければならない。英語8単位を取得したことに伴う。
9. 英語以外の外国語も1・2年継続授業で8単位が与えられる
10. 英語の組別は教務部で決定する。又体育の履修日は教務部で指定する場合がある
11. 昭和31年度における集中講義は下記の通り予定されている。
()内の数字は単位数を示す。
正史学(2)、社会科学概論(2)、政治学(2)、社会政策(2)
国際金融論(2)、監査論(2)、教育心理(4)、商業科教育法(4)
教育実習(4)、教育哲学(4)、教育社会学(4)、工業経済学(4)

12. 一般教育科目、1・2年度用外国語、体育は^前期に、又専門科目は後期に履修することが原則的であつてこの原則に則つて授業時間割が編成されているのであるから、この原則によらない場合は学年が進むに従つて履修上の困難が生じて来る。又履修はしたが不合格科目ができるとその科目の再度の履修によつて次の年度の履修計画が窮屈になる場合があるから履修を志した科目の単位は必ず取得するように努めることが必要である

13. 各学年度における履修単位数に着しい不同があるのは望ましいことではない卒業年度の履修単位数は若干少くてもむを得ないが大体各学年度平均して履修単位を取得することが望ましい。開設科目はいずれも本学々生がこれ履修することを望ましいのであるし又卒業のための条件である最低所要単位数に甘んじていると種々の事情から卒業のための必要単位の不足を来す場合が起り易いから、できるだけ多くの科目の履修に努めるべきである。少くとも卒業のための最低所要単位数に甘んじる履修計画は容易に過ぎるといえよう

14. 今年度の開設科目がすべて明学年度開設されるものと限らないから今年履修すべき科目を明年度に延期したりしないようにすべきである

5. 試験制度

1. 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつて行われる。又科目試験は履修した科目について適宜行うことになつていふ
2. 試験は履修した科目について行われるのであるから、いくら履修を届けてある科目でも実際に授業に出席せず履修していないと認められた場合は試験を受けることはできない履修を届けた科目は必ず授業に出席し実際に履修した後受験すべきである

3. 試験に欠席した者に対する追試験は原則として行われな

4. 試験は適宜行われることになつていふから一定の試験期を設け予告して行ふ場合の外、予告なしに随時行われることもあり、又科目によつてはレポートの提出を求められることもあり得る状である

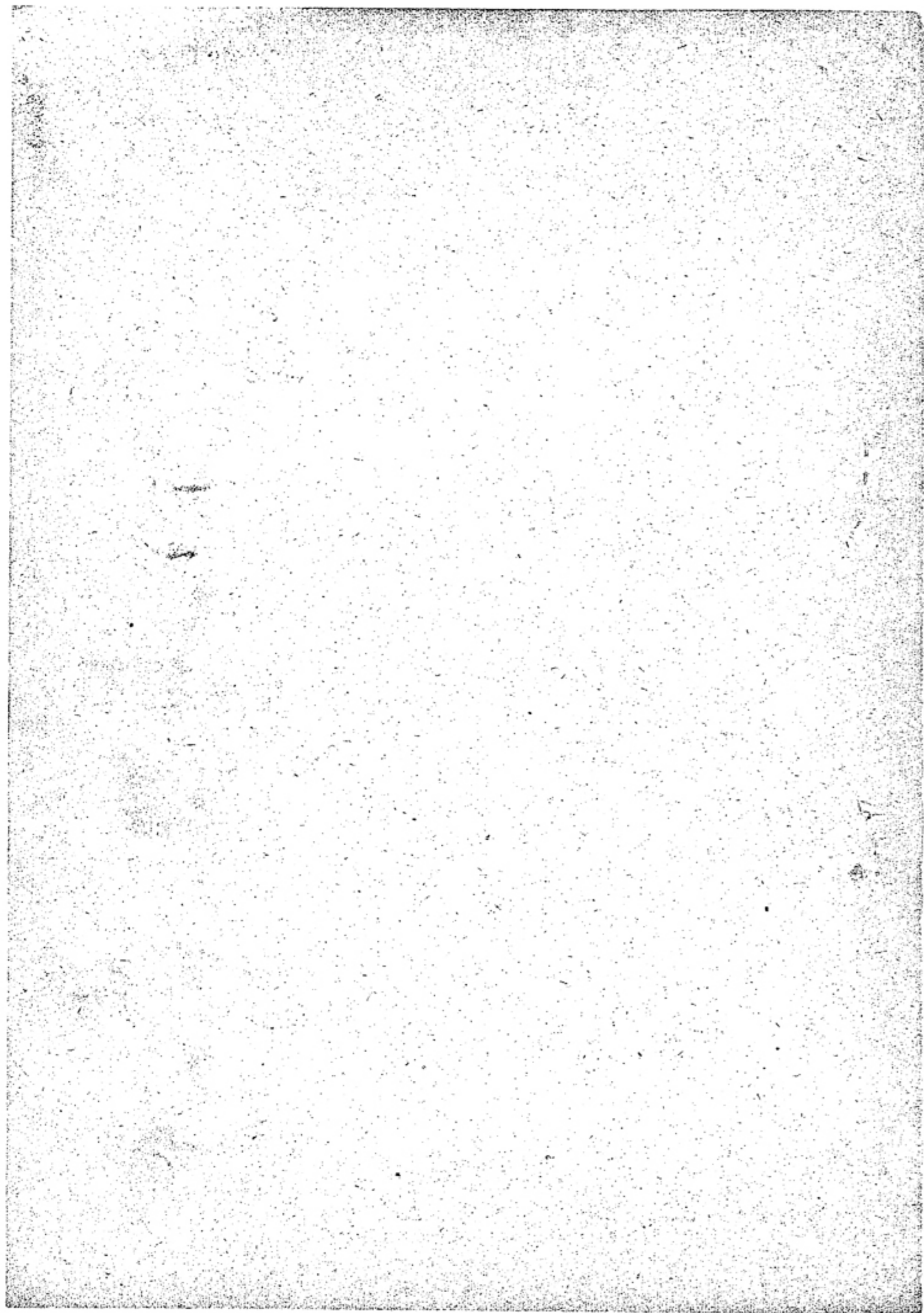
5. 試験の成績は科目試験・卒業論文審査ともに、秀・優・良・可・不可に分け、可以以上を合格とする

6. 履修届の提出

1. 学生は5月10日(木)迄に教務部に提出しなければならな
2. 履修届を提出した以後にその科目を変更したり、又中途に於て履修を中止したりすることは認めないから履修届を提出する場合は十分考えながらすべきである

7. その他

1. 学生は本学より学生票の交付を受け毎学年初め並に学年末にこれを提出しなければならな
2. 学生諸君に対する連絡は主として掲示の方法による。但し、特殊な用件の場合や面談を必要とする場合は教務部に出頭してもらうこともある。掲示を要なかつたり、出頭に依りなかつたりして不利な取扱を受けることのないよう注意されたい
3. 書類の提出期限は必ず厳守されたい
4. 履修上、不明の点や疑問の点がある場合、その他教務所管について質疑の希望がある場合は速慮なく教務部に相談に来られたい



學生便覽

昭和32年度

小樽商科大学

頁	行	誤	正
9	上から2行目	(1)授業細則	(1)授業細則
31	上から7行目	本校	本学
32	下から5行目	10. 保険及び...	10. 保健及び...
45	上から2行目	6...に關とることす	6...に關すること

小樽商科大学学生便覧

目 次

才1	沿革	1
才2	本学諸規程	2
1	小樽商科大学学則	2
2	学則に関する細則	9
(1)	授業細則	9
(2)	研究指導細則	9
(3)	科目修了の認定に関する細則	9
(4)	入学、休学及び退学に関する細則	10
(5)	授業料減免猶予並びに分割納入に関する細則	12
(6)	委託生及び聴講生に関する細則	13
(7)	専攻科に関する細則	13
3	教務委員会規程	14
4	補導委員会規程	15
5	図書委員会規程	16
6	附属図書館規程	16
7	附属図書館借覧細則	18
8	寄宿寮規程	20
9	寄宿寮規程細則	21
10	寄宿料徴収規程	21
11	経済研究所規程	22
才3	学科目履修方法	23
才4	厚生補導	28
1	休学、欠席等	28
2	諸証明書の発行	28
3	学生活動	29
4	課外体育	30
5	学生生活実態調査	31

6	奨学生制度	31
7	寄宿寮及び下宿	31
8	内職及び就職	32
9	授業料減免猶予及び分割納入	32
10	保健及び福利厚生	32
11	諸手続(附様式)	33
才5	学生部事務分掌	44
才6	小樽商科大学事務機構図	46
才7	職 員	47
1	教育職員	47
2	事務職員	49
才8	小樽商科大学学生自治会々則	51
才9	関係法規等	52
1	教育基本法(抄)	52
2	学校教育法(抄)	53
3	学校教育法施行規則(抄)	55
4	教育職員免許法(抄)	57
5	教育職員免許法施行規則(抄)	61
6	公認会計士試験(抄)	67
7	国家公務員(6級職)試験	71

才 1. 沿 革

本学は昭和24年5月法律 才150号国立学校設置法によつて新制大学として設置されたものであるが、その起源は遠く明治43年3月勅令才66号文部省直轄諸学校官制改正によつて小樽高等商業学校が設置されたのに始まる。

明治44年5月5日の開校にかかり、大正15年4月から(文部省告示 203号をもつて)昭和5年3月まで才14臨時教員養成所を併設、昭和19年3月勅令才165号 文部省直轄諸学校官制改正によつて4月1日小樽経済専門学校と改称した。

諸般の施設とともに内容の改善充実を図り、逐年拡充発展し、開校以来38年におたる古い歴史と伝統をもつこの校を母体とし、昭和24年5月小樽商科大学として新たに発足したものである。

なお、昭和27年3月法律才22号国立学校設置法の一部改正によつて本学に短期大学部が併設された。

才 2. 本学諸規程

1. 小樽商科大学学則

才1章 総 則

才1条 本学は産業の興隆並びに文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする。

才2条 本学の修業年限は4年とする。

才3条 本学学生は才3年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなければならない。

才4条 本学に専攻科を置く。

才5条 本学に附属図書館及び経済研究所を置く。

才2章 学年・学期及び休業日

才6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

才7条 学年を2学期に分け、学年の始めより9月30日までを才1学期とし、10月1日より学年の終りまでを才2学期とする。

才8条 学年中授業を行わない(休業日)は国の定める祝日・日曜日・本学創立記念日のほか次の通りとする。

春季休業 3月21日より4月10日まで

夏季休業 7月20日より8月31日まで

冬季休業 12月10日より翌年1月20日まで

臨時休業 その都度これを定める

才3章 講座及び学科目

才9条 本学に次の講座及び学科目を置く。

講 座 名	科 目 名
1. 人 文 講 座	哲学, 倫理学, 心理学, 文学, 歴史学
2. 社会科学才1講座	社会科学概論, 社会学, 教育, 地理学
3. 社会科学才2講座	法学概論, 憲法, 経済学概論, 商業概論, 政治学
4. 自然科学講座	数学, 物理学, 化学, 地学, 生物学

5. 法 学 才1講座	憲法, 民法
6. 法 学 才2講座	商法Ⅰ, 商法Ⅱ, 国際法, 経済法
7. 統 計 学 講 座	統計学, 数理統計学
8. 経 済 学 才1講座	経済原論, 経済変動論
9. 経 済 学 才2講座	経済学史, 計量経済学
10. 経 済 史 講 座	経済史概論, 日本経済史
11. 経 済 政 策 講 座	経済政策, 工業経済学, 農業経済学, 社会政策
12. 財 政 学 講 座	財政学
13. 国 際 経 済 講 座	国際経済論, 貿易論, 商業英語, 経済地理
14. 金 融 講 座	金融経済論, 国際金融論, 金融機関論
15. 商 学 才1講座	配給論, 証券市場論, 商品学
16. 商 学 才2講座	交通論, 保険論
17. 経 営 学 講 座	経営経済学, 工場経営, 財務管理, 産業心理学
18. 会 計 学 才1講座	簿記学, 原価計算, 商業数学
19. 会 計 学 才2講座	会計学, 監査論
20. 外 国 語 講 座	英語, 英文学, 独語, 仏語, 中国語, 西語, 露語
体 育 (講座外)	実技, 講義
研 究 指 導 (講座外)	研究指導
職 業 指 導 (講座外)	職業指導

才10条 学科目はこれを一般教育科目, 専門科目, 外国語及び体育に分ける。

才11条 一般教育科目及びその単位数は次のとおりとする。

A 人文関係	B 社会科学関係	C 自然科学関係
哲 学「4」	社会科学概論「4」	数 学「4」
倫 理 学「4」	社 会 学「4」	物 理 学「4」
心 理 学「4」	教 育「4」	化 学「4」
文 学「4」	地 理 学「4」	地 学「4」
歴 史 学「4」	法 学 概 論「4」	生 物 学「4」
	憲 法「2」	
	経 済 学 概 論「4」	
	商 業 概 論「4」	
	政 治 学「4」	

「」内の数字は単位数を示す。

オ12条 専門科目の系列, その科目及び単位数は次のとおりとする。

経済学科

憲法「4」 財政学「4」 経営経済学「4」
 民法「4」 国際経済論「4」 産業心理学「4」
 商法Ⅰ「4」 貿易論「4」 簿記学「4」
 商法Ⅱ「4」 経済地理「4」 会計学「4」
 国際法「4」 金融経済論「4」 経済学史「4」
 経済法「4」 国際金融論「4」 日本経済史「4」
 統計学「4」 金融機関論「4」 工業経済学「4」
 数理統計学「4」 配給論「4」 農業経済学「4」
 経済原論「4」 証券市場論「4」 社会政策「4」
 計量経済学「4」 交通論「4」 研究(卒業論文)「12」
 経済変動論「4」 保険論「4」 指導(を含む)
 経済史概論「4」 職業指導「4」
 経済政策「4」 (教職志望者に限る)

商業学科

憲法「4」 国際経済論「4」 簿記学「4」
 民法「4」 貿易論「4」 会計学「4」
 商法Ⅰ「4」 経済地理「4」 商業英語「4」
 商法Ⅱ「4」 金融経済論「4」 商品学「4」
 国際法「4」 国際金融論「4」 工場経営「4」
 経済法「4」 金融機関論「4」 財務管理「4」
 統計学「4」 配給論「4」 原価計算「4」
 数理統計学「4」 証券市場論「4」 商業数学「4」
 経済原論「4」 交通論「4」 監査論「4」
 計量経済学「4」 保険論「4」 研究(卒業論文)「12」
 経済変動論「4」 経営経済学「4」 指導(を含む)
 経済史概論「4」 産業心理学「4」 職業指導「4」
 経済政策「4」 (教職志望者に限る)
 財政学「4」

オ13条 外国語の種類及びその単位数は次のとおりとする。

英語(Ⅰ)「8」 英語(Ⅱ)「16」
 英文学「8」 独語「8」
 仏語「8」 中国語「8」
 西語「8」 露語「8」

オ14条 体育の単位数は講義2単位・実技2単位とする。

商業教員養成課程の学生については前項の外職指導を必修とする。

オ15条 授業は1学年を30週とし講義及び研究指導については毎週1時間15週をもつて1単位とし数学演習, 語学演習等は毎週2時間以上15週をもつて1単位とし実験, 実習, 実技は毎週3時間15週をもつて1単位とする。

オ4章 履修規則

オ16条 数学, 外国語(英語(Ⅰ)を含め2ヶ国語)及び体育は必修とする。

商業教員養成課程の学生については前項の外職指導を必修とする。

オ17条 学生は一般教育科目のうち人文関係, 社会科学及び自然科学関係の各系列につき, それぞれ3科目以上合計9科目36単位以上, 並びに専門科目については原則としてオ3年度以降においてそれぞれ専攻学科につき84単位以上を履修しなければならない。

上記のほか外国語につき16単位以上, 及び体育につき4単位を履修しなければならない。

英語科教員免許状の取得を希望するものは更に教育職員免許法による所定の教科科目の単位を修得しなければならない。

オ18条 商業教員養成課程の学生及び商業又は英語の教員免許状の取得を希望する者は, 前条の単位の外更に教育職員免許法による所定の教職科目の単位を修得しなければならない。

教職に関する専門科目及び単位数は次のとおりとする。

教職に関する専門科目 (免許教科は商業・英語)			
必修科目	単位数	選択科目	単位数
教育心理学	3	教育社会学	3
教育原理	3	教育方法論	3
教科教育法	3	教育統計	3
教育実習	2		

オ19条 学生は科目の選択履修については一定の期間内に届け出て承認を受けなければならない。

オ20条 科目修了の認定を経て単位を取得せしめる。

オ21条 授業・研究指導及び科目修了の認定に関する細則は別にこれを定める。

オ5章 学 士 稱 号

オ22条 本学に4年以上在学し所定の単位数を取得したときは学士試験に合格したものとす。

本学の学士試験に合格した者は商学士と称することができる。

学士試験に合格した者には証書を授与する。

オ6章 入 学、休 学、退 学 及 び 除 籍

オ23条 入学の時期は毎学年の始めとする。

オ24条 入学資格者は、高等学校以上の課程を修了した者若しくはこれと同等の学力があると認められた者とし選考の上入学を許可する。

オ25条 学生が休学、転学又は退学する場合には学長の許可を得なければならない。

オ26条 学生は次の各号の1に該当する場合は除籍される。

- 1 疾病その他の事由で成業の見込がないと認められたとき。
- 2 授業料の納付を怠つたとき。

オ7章 学生 の 収 容 定 員 及 び 職 員 組 織

オ27条 学生の入学定員は次のとおりとする。

商 学 部 165名 (内商業教員養成課程25名)

専 攻 科 10名

オ28条 本学の職員組織は国立学校設置法及び同施行規則の定めるところによる。

オ8章 専 攻 科

オ29条 専攻科の専攻課程は経理経営学専攻とし経理経営に関する特別の専門技能者を養成し、もつて産業文化の発展に貢献することを目的とする。

オ30条 修業年限は1年とする。

オ31条 入学資格は次のとおりとし選考の上入学を許可する。

1 新制大学を卒業した者

2 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

オ32条 一年以上在学し所定の学科目について30単位を修得したときは修了証を授与する。

オ33条 学科目及び履修方法に関する細則は別に定める。

オ34条 本章に定めるもののほか専攻科の学生に関し必要な事項は他章の規定を準用する。

オ9章 聴 講 生

オ35条 本学所定の学科目中の1科目又は教科目の聴講を出願する者があるときは、その学力を考査し1年を限り聴講を許可することがある。

聴講生は1単位毎に聴講料を納めなければならない。

オ36条 聴講生よりその履修した学科目の学業成績証明書の請求があつたときはこれを交付する。

オ10章 公 開 講 座

オ37条 本学に随時公開講座を設けることがある。

オ11章 検 定 料、入 学 料、授 業 料 及 び 聴 講 料

オ38条 入学を志願する者は、検定料1,000円を納付しなければならない。

オ39条 入学を許可された者は、入学金1,000円を所定の期日までに納付しなければならない。

オ40条 授業料は、年額金9,000円とする。但し、昭和26年度以前に入学した学生については、年額金3,600円とし、昭和30年度以前に入学した学生については、年額金6,000円とする。

オ41条 授業料は、毎年4月、10月において2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。但し、学長において特別の事由があると認めた学生については月割分納を認めることができる。

既納の授業料は、これを選付しない。

オ42条 退学又は除籍の場合における授業料は、その納期に属する分を徴収する。

停学中の学生については、その期間分の授業料を徴収する。

オ43条 休学中の学生については、その休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料は、これを徴収しない。但し、既納の授業料についてはオ41条のオ2項の規定を準用する。

オ44条 学資の支払が困難な学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

オ45条 前条の規定により授業料の免除又はその徴収の猶予を受くべき学生は、每期ごとにこれを定める。

オ46条 聴講生は聴講料としてI単位金 300円を納付しなければならない。聴講生としての検定料及び入学科はオ38条及びオ39条の規定にかかわらず金 500円とする。

オ1項及びオ2項に関する費用の徴収については授業料に関する規定を準用する。

オ12章 賞 罰

オ47条 学業又は他の業績の優秀な学生に対しては学長はこれを表彰することがある。

オ48条 本学の規則に違背し又は学生の本分に反する行為があつた学生に対しては学長はこれを懲戒する。

懲戒は譴責、停学及び退学とする。

オ13章 寄宿舎及び厚生施設

オ49条 本学に寄宿舎、学生集会所及び学生食堂を置く。

オ50条 本学に健康相談所を置く。

オ14章 補 則

オ51条 本則を改正せんとするときは教授会の議を経なければならない。

オ52条 本則の施行に必要な細則は別にこれを定める。

附 則

- 1 本則は昭和24年6月1日から施行する。
- 2 本則中の改正は昭和27年8月20日から施行する。
- 3 本則中の改正は昭和28年4月27日から施行する。
- 4 本則中の改正は昭和29年4月1日から施行する。
- 5 本則中の改正は昭和31年4月1日から施行する。
- 6 本則中の改正は昭和32年4月1日から施行する。

2. 学則に関する細則

(1) 授 料 細 則

オ1条 毎学年の開講科目、担当者及び授業時間数は学年始めまでに教授会においてこれを定める。

オ2条 一般教育科目、外国語及び体育は前2年間に、専門科目は後2年間に於いて履修することを原則とする。

研究指導については別に定める。

オ3条 履修を届出て承認を受けた科目についてはその履修の中止又は変更を認めない。

オ4条 1科目の併立講義についてはいずれかその一つのみを以つて学則オ17条による所要最低単位数に算入する。その講義については予めその旨を届け出なければならない。

オ5条 外国語の履修について英語を含めた2ヶ国語以外は所要最低単位数には算入されない。

オ6条 臨時講義及び特別講義を開く場合にはその都度単位数を決定する。

附 則

- 1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- 2 この細則の改正は昭和32年4月1日から施行する。

(2) 研究指導細則

オ1条 学生は所定の期日までに担当教官の承認を得て研究指導を受けることができる。

オ2条 前条によつて研究指導を受ける場合は後2年に亘るものとする。

オ3条 研究指導を受ける場合は最終期に當つて、所定の期日までに卒業論文を提出しなければならない。

オ4条 学生は研究指導の中途において任意にその所属を変更することができない。

附 則

- 1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- 2 この細則の改正は昭和32年4月1日から施行する。

(3) 科目修了の認定に関する細則

オ1条 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつてこれを行う。

オ2条 科目試験は履修科目につき適宜これを行う。

やむを得ない事情のため受験できない場合はその旨を届け出なければならない。

- オ3条 試験に欠席した者に対する追試験は原則としてこれを行わない。
- オ4条 科目試験に合格しなかつた者で当該科目の再修を願出た場合は新たに当該科目を選択したもとして取扱う。
- オ4条の2 卒業年度における不合格科目が12単位以内で、その科目に合格することにより卒業できた者に限り、本人の申出によつて6月の再試験を受けることができる。但し、研究指導については再試験を行わない。(昭和29年4月1日追加)
- オ5条 卒業論文は最終学年度の1月31日までに担当教官に提出しなければならない。
- オ6条 試験の成績は科目試験及び卒業論文審査ともに、秀、優、良、可、不可に分け可以上を合格とする。
- オ7条 入学生は本学より学生票の交付を受け毎学年始め並びに学年末においてこれを提出しなければならない。
- 学年始めにおいては、その学年度に履修を承認した学科目を記入し、学年末においては科目修了認定の結果を記入してそれぞれ本人に返付する。
- 附 則
- この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- (4) 入学、休学及び退学に関する細則
- オ1条 次の各号の1に該当する者は本学に入学を志願することができる。
- 1 高等学校を卒業した者
 - 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - 4 文部大臣の指定した者
 - 5 その他本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- オ2条 入学者の選考は入学試験による。
- オ3条 入学を志願する者は次の書類に検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。
- 1 本学所定の入学願書
 - 2 卒業又は卒業見込に関する当該学校長の証明書又は入学資格を証明する書類

- 3 卒業又は卒業見込の学校の校長の調査書
 - 4 最近の半身手札型写真
一旦納入した検定料は返還しない。
- オ4条 入学を許可された者は入学金を納付しなければならない。
- 一旦納入した入学金は返還しない。
- オ5条 次の各号の1に該当する者が入学又は転学を志願したときは選考の上許可することがある。
- 1 学士の称号を有する者
 - 2 本学の学籍を離れた者
 - 3 他の大学の学生
- 前項の志願者は入学又は転学願書及び履歴書を提出しなければならない。但し、オ1号に定める者は学士号試験合格証明書を、オ3号に定める者はその現に在学する大学の学長又は学部長の承認書及び履修科目の成績証明書を添えなければならない。
- この場合に入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき科目並びに単位数は教授会においてこれを定める。
- オ6条 前条の入学又は転学における検定料及び入学金についてはオ3条及びオ4条の規定を準用する。
- オ7条 本学の学生が他の大学に転学せんとするときは学長に許可願を提出しなければならない。
- オ8条 入学を許可された者はすべて保証人連署の誓約書及び戸籍抄本を所定の期日までに提出しなければならない。
- オ9条 保証人が遠隔の地に居住する場合には小樽市、或は小樽市近郊に居住する副保証人を立てなければならない。
- オ10条 保証人及び副保証人はいずれも独立の生計を営み確実に保証の責を履行できる成年者でなければならない。
- オ11条 保証人又は副保証人が死亡し又は前条の資格を失つたときは遅滞なく改めて保証人及び副保証人を立てて誓約書を差換えなければならない。
- オ12条 学生、保証人又は副保証人が氏名を改め又は転居したときは直にその旨を届け出なければならない。
- オ13条 疾病その他やむを得ざる事由で3ヶ月以上就学できない学生は事由を具し保証人連署の上休学願を学長に提出し許可を得てその学年間休学す

ることができる。

オ14条 学生は8年を超えて在学することができない。但し、休学の期間は在学年数に算入しない。

オ15条 学生が退学せんとするときはその事由を具して学長に許可願を提出しなければならない。

附 則

この細則は昭和24年9月1日から施行する。

(5) 授業料減免猶予並びに分割納入に関する細則

オ1条 学術優秀で真にやむを得ない事情で学資の支弁困難な学生に対しては(規定に定める金額の範囲内において)授業料の全部又は一部を免除する。但し、奨学生及び新入学生に対しては原則として免除しない。

オ2条 特別の事情ある学生に対しては願出により授業料の納付をその期の末まで猶予又は月割納入を許可することができる。

オ3条 オ1条、オ2条の許可はその期限とする。

オ4条 授業料の減免を受けようとする者は次の書類を学長に提出しなければならない。

- 1 授業料減免願書
- 2 市町村の証明書
- 3 その他参考となる資料

オ5条 前条の願書はその期の授業料納付期限内に提出しなければならない。

オ6条 授業料減免については学長は選考委員会に諮問の上これを決定する。

オ7条 月割納入を許可された学生は毎月10日(休暇期間中も)までに必ず納付しなければならない。

オ8条 次の各号の1に該当した場合は許可を取り消しその金額を直ちに納付させる。

- 1 オ4条の書類に虚偽の事実が判明したとき
- 2 オ7条の納付を怠つたとき
- 3 オ1条、オ2条の事由のやんだとき

附 則

1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。

2 この細則の改正は昭和24年8月15日から施行する。

(6) 委託生及び聴講生に関する細則

オ1条 委託生及び聴講生の入学は学年の始めとする。

オ2条 聴講生を志願する者は高等学校卒業程度以上の学力を有する者でなければならない。

オ3条 聴講生を志願する者は所定の期間内に聴講願書に履歴書及び所定の検定料を添えて提出しなければならない。

オ4条 聴講科目は学年始めにおいてその都度これを定める。

オ5条 聴講を許可された者は別に定めるところにより聴講料を納付しなければならない。

一旦納付した聴講料は返還しない。

オ6条 聴講生に対しては原則として試験を行わない。但し、学則オ9章オ36条に規定する学業成績証明書を必要とする者については願出により試験を行うことがある。

附 則

この細則は昭和24年6月1日から施行する。

(7) 専攻科に関する細則

オ1条 専攻科の科目及びその単位数は別表のとおりとする。

オ2条 開設科目及び担当者はその学年始めまでに教授会の議を経てこれを定める。

オ3条 専攻科学生は学生始めにおいて選択履修しようとする科目を所定の期間内に届け出て学長の承認を受けなければならない。

承認を受けた科目についてはその履修の中止又は変更を認めない。

オ4条 専攻科学生は経営学演習のいずれか一つに参加し所定の期間内に指導教官に論文を提出しなければならない。

オ5条 演習参加については指導を受けようとする教官の承認を受け所定の期限内にその旨を届け出なければならない。

演習は中途において任意にその所属を変更することはできない。

オ6条 科目修了の認定については「科目修了の認定に関する細則」を準用する。

オ7条 学部の学科目の聴講を希望する者は学長の許可を受けなければならない。

別表 科目及び単位数

経営経済特殊問題	4	貿易特殊問題	4
工場経営	4	貿易・為替特殊問題	4
財務管理	4	金融特殊問題	4
産業経済特殊問題	4	農業金融問題	4
産業心理学	4	産業統計	4
会計学	4	産業経済史特殊問題	4
監査論	4	商法特殊問題	4
工業簿記	4	経営学演習	10
商業経済特殊問題	4	会計学演習	10
市場論	4		
工業経済特殊問題	4		
交通・保険特殊問題	4		
国際金融特殊問題	4		

附 則

この細則は昭和29年4月1日から施行する。

3. 教務委員会規程

オ1条 本学の教育課程、授業、試験、教官補充計画その他教務に属する事項に関し学長の諮問事項及び委員の提議事項等を審議するため教務委員会（以下委員会という。）を置く。

オ2条 委員会は次に掲げる6名の委員をもって組織する。

1 教授会において教授、助教授及び専任講師のうちより選出した5名の教官

2 学生部長

オ3条 前条オ1号の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

オ4条 委員会の委員長はオ2条オ1号の委員の互選とし、学長が委嘱する。

オ5条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2 委員長事故あるときは委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

オ6条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことが出来ない。

2 議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

オ7条 委員会は必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聴くことが出来る。

オ8条 委員会は毎月1回開く。但し、委員長が必要と認めたとき、もしくは委員の2分の1以上から申出があつたときは臨時に招集する。

オ9条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は教務課長とする。

附 則

この規程は昭和31年10月1日より施行する。

4. 補導委員会規程

オ1条 本学学生の補導、厚生に関し、学長の諮問事項及び委員の提議事項等を審議するため補導委員会（以下委員会という。）を置く。

オ2条 委員会は次に掲げる6名の委員をもって組織する。

1 教授会において教授、助教授及び講師のうちより選出した5名の教官

2 学生部長

オ3条 前条オ1号の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

オ4条 委員会の委員長は学生部長とする。

オ5条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2 委員長事故あるときは委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

オ6条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことが出来ない。

2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

オ7条 委員会は必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

オ8条 委員会は毎月1回開く。但し、委員長が必要と認めるとき、若しくは委員の2分の1以上から申出のあつたときは臨時に招集する。

オ9条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は補導課長及び厚生課長とする。

附 則

この規程は、昭和31年10月1日から施行する。

5. 圖書委員會規程

オ1条 本学附属図書館の購入圖書の選定その他運営に関し学長の諮問事項、及び委員の提議事項等を審議するため圖書委員会（以下委員会という。）をおく。

オ2条 委員会は附属図書館長及び図書委員をもつて組織する。

オ3条 図書委員は教授会において教授、助教授及び専任講師のうちより3名を選出し学長が委嘱する。

オ4条 図書委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

オ5条 委員会の委員長は附属図書館長とする。

オ6条 委員会は委員長が招集し議長となる。

2 委員長事故あるときは委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

オ7条 委員会は必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

オ8条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は附属図書館事務長とする。

附 則

この規程は、昭和31年10月1日から施行する。

6. 附属図書館規程

オ1条 小樽商科大学附属図書館（以下単に本学図書館と称する。）は、小樽商科大学にこれを設置する。

オ2条 本学図書館は本学において研究及び教授上必要な図書及び資料を収集し、本学の職員及び学生の勉学に資するとともに学外の研究者の利用にも供し広く社会に貢献するものとする。

オ3条 本学図書館は、学内又は学外の者から、図書の保管の委託を受けることができる。

前項の保管については本学所属の図書に準じて取扱うものとする。

オ4条 本学図書館の図書を研究又は参考のため本学図書館以外の学内の場所に長期間借付けようとするときはその主管部課長から所定の借用証を館長に提出し、その承認を得なければならない。

前項の規定により館長が承認したときは、その管理をその主管部課長に委任するものとする。

オ5条 本学図書館の図書は所定の閲覧室で閲覧しなければならない。

オ6条 本学教官は館長に申出て、書庫内の図書を検索することができる。

オ7条 次に掲げる者に対して館長は日時を定め書庫内の図書の検索を許可することができる。

1 本学事務職員

2 本学学生で特に指導教官の保証した者

3 本学卒業生で特に本学教官の保証した者

オ8条 前条各号以外の者でも、学長の承認があれば館長は書庫内の図書の検索を許可することができる。

オ9条 次に掲げる者に対し、館長は、図書の館外貸出を許可することができる。

1 本学教官

2 本学事務職員

3 本学学生で特に指導教官の保証したもの

4 本学卒業生で小樽市内に居住し、特に本学教官の保証したもの

オ10条 前条各号以外の者でも、学長の承認があれば館長は図書館の館外貸出を許可することができる。

オ11条 前2条の規定にかかわらず、貴重図書、準貴重図書及び特定図書と指定してあるもの並びに館長が管理上必要ありと認めたものは、館外貸出を許可することができない。

オ12条 館外貸出中の図書及び管理を委任している図書で館長が管理上必要

ありと認めるときは随時これを点検し、又は返納させることがある。

オ13条 図書閲覧者は図書を汚染、破損、紛失したときは館長は図書閲覧者に対して代本を納付させるか又はこれに相当する代金を弁償させる。弁償金の額は、学長がこれを定める。

オ14条 図書閲覧者がこの規程又は館長の定める規定に違反したときは、学長はこれに対して図書の閲覧又は館外貸出を停止又は禁止し若しくはその他の処置をすることができる。

オ15条 本学図書館は時宜に応じて、良書の紹介、展示会又は読書指導等を行う。

オ16条 この規定の外、本学図書館運営について必要な事項は館長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和24年6月1日から施行する。

7. 附属図書館借覧細則

オ1章 閱 覧

オ1条 本学附属図書館備付の図書を閲覧できるのは次の者に限る。

- 1 本学教官
- 2 本学事務職員
- 3 図書閲覧票所持者
- 4 図書特別閲覧票所持者

オ2条 本学学生に対しては毎学年始め本館から図書閲覧票を交付する。

オ3条 つぎの者に対しては図書館長が承認の上、図書特別閲覧票を交付する。

- 1 本学卒業生で本学教官の保証ある者
- 2 公務員、教官及び会社、銀行等の役員で本学教官の保証ある者

オ4条 閲覧室は国民の祝日、日曜日及び臨時休館の場合を除き毎日開く。但し、臨時休館の日及び平日の開閉時刻の変更等はその都度掲示する。

オ5条 書庫に入つて図書検索のできる者は本学教官に限る。

オ6条 閲覧票所持者は図書館員の指図を受け閲覧室で図書を閲覧することができる。

オ7条 閲覧者は所定の図書借用証に閲覧図書の著者名、書名、番号、閲覧者氏名その他必要な記入をして図書閲覧票を添えて館員に提出しなければならない。

オ8条 一時に借覧出来るのは3冊までとする。但し、特に必要と認められた場合には適当冊数の閲覧を許すことがある。

オ9条 閲覧図書は必ず借覧当日中に返本するものとする。

オ10条 閲覧図書は閲覧室外に持出してはならない。

一時閲覧室を離れる時は、借覧中の図書を館員に預け、且つ、その旨を告げることを要する。

オ11条 閲覧図書の又貸は禁止する。

オ12条 閲覧室では静粛を守り、他人の妨げになるような行為を慎むのは勿論喫煙、音読、談話などは許されない。

オ13条 閲覧図書は丁寧に取扱い、一切「書き入れ」、又は「切り抜き」「汚損」「破損」「紛失」等のないよう注意しなければならない。

上記に反する行為があるときは、修繕、若しくは弁償を要求する。

オ14条 閲覧者は本館の掲示に注意し、これを守るべきものとする。

オ15条 以上の規定を守らない時は一定の期間閲覧を禁止する。但し、本学学生に対しては本学学則オ48条を適用する。

オ2章 館外貸出

オ16条 本学図書館備付図書の貸出は原則としては行わない。但し、次の者を除く。

- 1 本学教官
- 2 本学事務職員
- 3 研究指導上必要と認められた本学学生
- 4 その他図書特別閲覧票所持者で特に館長の許可を受けた者

オ17条 図書の貸出は次の要領による。

- 1 本学教官は6ヶ月を限度として30冊以内
- 2 本学事務職員は1ヶ月を限度として5冊以内
- 3 研究指導を受ける学生の場合は1ヶ月を限度として3冊以内

オ18条 次の図書は貸出を行わない。

- 1 貴重図書及び特定の図書

- 2 辞書類
- 3 統計表類
- 4 研究文庫及び教養文庫としての備付図書
- 5 受入後1ヶ月以内の図書

オ19条 貸出を受けた図書は期日までに必ず返却するものとする。

尚同一図書の貸出継続を望む者は他に貸出希望者が不在の場合に限り図書借用証の書替によつて再び貸出を受けることが出来る。

オ20条 貸出期間中でも、図書整理、製本、物品検査、其他のために一時、図書の回収を求めることがある。

オ21条 図書の貸出を受ける者は貸出図書一部毎に、図書借用証に著者名、書名、番号、借用者住所氏名（捺印のこと）、返済年月日、その他必要な事項をインク又は墨で記入の上、館員に提出しなければならない。但し、研究指導を受ける学生は更に各自の指導教官の保証を必要とする。

オ22条 前章オ11条、オ13条及びオ15条の規定は本章にも適用される。

オ3章 研究文庫及び教養文庫

オ23条 学生の研鑽に資するために研究文庫及び教養文庫を置く。

オ24条 研究文庫及び教養文庫の図書は簡単な手続によつて閲覧が出来る。

附 則

この細則は、昭和24年6月1日から施行する。

8. 寄宿寮規程

オ1条 本学に寄宿寮を置き、その管理は学生部長があたる。

オ2条 寄宿寮は協同生活を営み自治精神を養うことを目的とする。

オ3条 各寮に寮補導教官を置く。

寮補導教官は寮生の生活及び寮の運営について補導を行う。

オ4条 入寮又は退寮しようとするものは所定の願書を学生部長に提出しなければならない。

入寮は選考の上これを許可する。

オ5条 寄宿料は月額100円とし、その納入の方法は寄宿料徴収規程による。

オ6条 つぎの各号の1に該当する場合には退寮させることがある。

1 寄宿料の納付を怠つたとき。

2 オ2条の目的に添わないと認められたとき、その他寮生活に不適当と認められたとき。

オ7条 寄宿寮の建物及び施設を毀損又は紛失したのものには、これを賠償させることがある。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する

9. 寄宿寮規程細則

オ1条 本学に左の寄宿寮を置く。

オ1寮 (北斗寮)

オ2寮 (正気寮)

オ3寮 (文行寮)

オ4寮 (玉の井寮)

オ2条 寄宿寮の運営は寮生の自治による。その方法については各寮規程によるものとする。

オ3条 各寮の共通する運営事項については全寮協議会に計る。

全寮協議会規程は別に定める。

オ4条 入寮の許可は学生部長が行い、その選考には寮生代表が加わる。

オ5条 寄宿寮規程オ6条の退寮については審議の上きめる。

この審議に当つては寮生代表の意見を徴する。

附 則

この細則は昭和28年4月1日から施行する。

10. 寄宿料徴収規程

オ1条 寄宿料は毎月10日までに当月分を納めなければならない。

オ2条 長期休暇中の分はその休暇開始前に納めなければならない。

オ3条 寄宿料は入寮及び退寮当月の分はこれを徴収する。

- オ4条 休暇中のみの退寮は認めない。
 オ5条 長期休暇開始前2ヶ月以内の退寮願出はその休暇終了後6ヶ月以内に入寮しないことを条件とする場合にのみこれを許可することができる。
 オ6条 寄宿料の納付を怠つたときは退寮される。
 オ7条 一旦納付した寄宿料は返還しない。

附 則

この規程は昭和28年4月1日から施行する。

11. 経済研究所規程

- オ1条 本学に経済研究所を置く。
 オ2条 本所は経済商業に関する学術の進歩を図るため、その調査研究を行うと同時に、北海道産業の振興に必要な実証的研究をなすことを目的とする。
 オ3条 本所は次の事業を行う。
 1 経済商業に関する調査研究
 2 経済商業に関する資料の蒐集整理
 3 北海道産業に関する調査研究及びその資料の蒐集整理
 4 前記各号に関する調査研究の成果の刊行
 5 講演会、講習会その他集会の開催
 6 その他本所の目的を達成するに適當な事業
 オ4条 所員は本学の教授、助教授、講師中より学長が委嘱する。
 オ5条 所長には小樽商科大学長があたる。
 オ6条 本所に総務部、資料部、編集部を置く。
 オ7条 本所に北海道産業研究室、その他の研究室を特設する。
 オ8条 本学教職員、学生及びその他所長の許可を受けた者は本所々蔵の資料を閲覧することができる。
 附 則
 1 この規則は、昭和24年6月1日から施行する。
 2 この規程の改正は、昭和28年4月1日から施行する。

オ 3. 学科目履修方法

1 昭和32年度の開設科目は次の通りである。

区 分	学 科 目	単 位	担 当 教 官	備 考	
一 般 教 育 科 目	人 文 学 科	哲 学	4	川 村 教 授	
		倫 理 学	4	" "	
		心 理 学	4	野 沢 助 教 授	
		文 学	4	松 尾 教 授	
	社 会 学 科	外 国 文 学	4	松 尾 教 授	
		日 本 文 学	4	広 田 助 教 授	
		社 会 学	4	浜 林 助 教 授	(一橋大教授)
		地 理 学	2	佐 藤 講 師	
		法 学 概 論	4	木 部 教 授	
		憲 法	2	桑 原 講 師	
	経 済 学 概 論	4	藤 田 助 教 授		
	商 業 概 論	4	岡 本 教 授		
	自 然 学 科	数 学	4	武 隈 教 授	(北学大助教授) (北大助教授) (北大)
		物 理 学	4	小 宮 講 師	
		化 学	4	藤 目 講 師	
		生 物 学	4	向 川 講 師	
専 共	民 商 法 I II 国 際 法 統 計 学 計 量 経 済 学 経 済 史 概 論 経 済 政 策 財 政	法	4	木 部 教 授	(大阪市大教授) (早稲田大教授) (立正大助教授)
		法	4	喜 多 助 教 授	
		"	4	" "	
		法	4	桑 原 講 師	
		法	2	実 方 講 師	
		学	4	竹 内 講 師	
		論	4	地 主 講 師	
		学	4	古 瀬 助 教 授	
		論	2	早 川 講 師	
		論	4	浜 林 助 教 授	
		論	2	長 谷 部 講 師	
		学	4	阪 口 助 教 授	

門 科 目	通 科 目	国際経済論	4	麻田助教	(小樽商大短期 大学部助教授)
		貿易論	4	木曾助教	
		金融論	4	阪口助教	
		金融機関論	4	藤沢助教	
		証券市場論	4	岡本助教	
		交通論	4	木村助教	
		保険論	4	" "	
		経営学	4	室谷教授	
		簿記学	4	石河教授	
		会計学	4	石河教授	
		職業指導	4	阿部講師	
		研究	12	(専門科目)	
目	経済学専攻科目	経済学史	4	地主講師	(北学大教授)
		日本経済史	4	室谷教授	
		工業経済学	4	吉武講師	
		農業経済学	4	藤沢助教	
目	商学専攻科目	商業英語	4	木曾教授	(一橋大教授)
		商品学	2	石井講師	
		財務管理	4	古瀬助教	
		原価計算	4	久野講師	
		商業数学	4	武隈教授	
監査論	2	木村講師	(東大教授)		
外 国 語	英語	英語(1)	8	(備考参照)	(外人講師) (北大講師)
		英語(2)	16	(" ")	
		英文学	8	速川助教	
		独語	8	(前田助教)	
		仏語	8	(フーベル講師)	
		中国語	8	(松尾教授)	
露語	8	(マチルド講師)			
		川上助教	8		
		花村助教	8		
		松本講師	8		

体 育	実講	技義	2	坂井 講師	(桜陽高校)
			2	杉山 講師	
教 職 専 門 科 目	教育心理学		4	野沢助教	
	教育原理		4	鈴木講師	
	産業科教育法		4	久木助教	
	英語科教育法		4	玉井助教	
	教育実習		4	(久木助教)	
	教育統計		4	竹内講師	

備 考

- 1 寮を付した科目は集中講義を示す。
- 2 英語(1)の担当教官は次の通りである。
木曾教授、玉井助教、速川助教、花村助教、白川講師、清水講師(本学短大教授)、野尻講師(北大助教授)、ゾロブロッド講師・マクラウド講師(外人講師)
英語(2)の担当教官は次の通りである。
速川助教、ゾロブロッド講師、マクラウド講師
英語(1)は毎週6時間2年継続授業(8単位)で必修である。
英語(2)及び英文学は高等学校英語科二級普通免許状取得のための必修科目であると共に一般学生の課外科目としての履修参加も認められている。
- 3 独、仏、中、西、露の各外国語は毎週4時間2年継続授業(8単位)で1ヶ国語を選択必修とする。
- 4 研究指導は毎週3時間、3学年度からの2年継続授業で卒業論文を含む。
- 5 憲法は才二学期より開講する。
- 2 学生は4年間在学し下記各項に示すところに従い、単位を取得することによつて卒業資格が与えられる。
(1) 一般教育科目は人文、社会、自然の3系列につき、それぞれ3科目12単位以上、合計36単位以上を履修しなければならない。尚、自然系列の数学は必修である。

又、文学の単位は外国文学、日本文学のうちいずれか1科目だけが卒業のための所要単位数に算入されることになっている。

憲法は教職志望者の必修科目である。

(2) 英語(1)は1・2年度の継続授業であつて各学年度、各教官毎に、試験に合格することによつて英語としての必修8単位が与えられる。

学生は以上の外英語以外の外国語1ヶ国語を選択必修として履修しなければならない。英語以外の外国語は毎週4時間1・2年度の継続授業である。

(3) 専門科目は84単位履修しなければならない。(但し職業指導を除く)。但し教職志望者については職業指導4単位を必修とする。

研究指導に参加しない者は他の科目を履修することによつて、研究指導の12単位を充足し合計84単位を取得しなければならない。

学生は3学年度から経済学専攻と商学専攻とに分れるが、他学科専攻の特殊専門科目は卒業の単位には算入されない。

専門科目は自分の所属している専攻の特殊専門科目と共通専門科目によつて84単位を取得しなければならない。

(4) 体育は実技2単位、講義2単位を必修とする。

(5) 高等学校の商業科教員養成課程の履修を条件として入学を許可された学生は上記の外、高等学校商業科二級普通免許取得の資格を得ることも卒業のための条件となつているから注意を要する。

以上の各項を表にまとめ補足してみると下記の通りである。

区分	A	B
	一般学生の卒業のための最低所要単位数	商業科教員養成課程履修を条件として入学を許可された者
一般教育科目	人文系列 12単位 社会系列 12単位 自然系列 12単位 (自然系列の数学は必修)	人文系列 12単位 社会系列 12単位 自然系列 12単位 (自然系列の数学及び社会系列の憲法は必修)
専門科目	84単位以上(他学科専攻の特殊専門科目及び職業指導を除く)	84単位以上及び職業指導4単位 計88単位以上(他学科専攻の特殊専門科目を除く)

外国語	英語(1) 8単位 英語以外の外国語1ヶ国語8単位 } 16単位	英語(1) 8単位 英語以外の外国語1ヶ国語8単位 } 16単位
体育	体育4単位(実技2単位、講義2単位)	体育4単位(実技2単位、講義2単位)単位
教職専門科目		14単位 { 教育原理3単位 教育心理3単位 教育実習2単位 商業科教育法3単位 } は必修
計	140単位	158単位

(6) 又本学では高等学校英語科教員の二級普通免許状並に中学校の英語科一級普通免許状取得の資格も希望者には得られるように学科課程が編成されている。この場合の履修方法は次の通りである。

一般教育科目	専門科目	外国語	体育	教職専門科目	計
人文系列12単位 社会系列12単位 自然系列12単位 36単位 (自然系列の数学、社会系列の憲法は必修)	84単位 (他学科専攻の特殊専門科目及び職業指導を除く)	英語(1)8単位 英語(2)16単位 英文学8単位 英語以外の外国語1ヶ国語8単位	実技2単位 講義2単位 4単位	14単位 (教育原理3単位 教育心理3単位 教育実習2単位 英語科3単位 教育法3単位 は必修)	178単位

(7) 一般学生のうち免許状取得を希望する者に対しても教職コースは開放されているが、この場合は免許状取得資格は卒業の条件とはならない。

(8) 昭和29年度生以前の学生については旧免許法によつて免許状取得の資格を得てもよい。詳細は教務課に照会すること。

才 4. 厚生補導

1. 欠席・休学等

1 欠席

引続き2週間以上欠席する場合は事由を詳記し(病気の場合は医師の診断書を添付して)保証人連署の上届出ること。

2 休学

本学学則第25条及び細則(4)の13により休学をしようとする場合は下記の事項に注意すること。

- (1) 休学の期間は当該年度限りとする。但し学長の許可を得てその期間を延長することが出来る。
- (2) 休学の事由が止み次年度から復学しようとするときはその旨願出で、学長の許可を得なければならない。

2. 諸証明書

1 身分証明書

- (1) 学生は身分証明書の交付を受け必ずこれを携行すること。
- (2) 身分証明書は本学職員の請求があつたときは何時でもこれを提示しなければならない。
- (3) 身分証明書の有効期間を1ヶ年とし毎学年初め提示査証を受けるものとする。
- (4) 学生が改姓、改名、転籍、転居等をした場合は本学規程により届出た外、身分証明書の再交付を受けること。
- (5) 身分証明書を紛失又は毀損した場合は直ちにその旨届出で再交付を受けること。
- (6) 身分証明書は卒業、転学、退学、除籍等の場合は直ちにこれを返納するものとする。

2 その他の各種証明書の発行

- (1) 諸証明書の交付を受けるには予め所定の下付用紙に所要事項を記入の上願出ること。
- (2) 学生割引証は原則として当分の間年間各人当り10枚以内とする。

- (3) 学生が休暇期に当つて帰省用割引証を希望する場合は遅くともその休暇の開始10日前までに願出すること。
- (4) 時間外急に割引証の必要を生じた場合は、本学当直員に申出で交付を受けること。

3. 学生活動

1 学生団体

- (1) 学生が団体を組織しようとするときは学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (2) 団体組織の届出書には下記の事項を記載しなければならない。
 - イ 団体の名称、目的及び活動
 - ロ 発起人の氏名または役員の名
 - ハ 顧問教官の氏名及びその承諾書
 - ニ 会 則
- (3) 団体が解散しようとするとき又は届出事項を変更しようとするときは遅滞なく学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (4) 学外の諸団体に加入し又はこれと協同する場合はその旨を遅滞なく学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (5) 団体に顧問教官をおく。顧問教官は本学の教育でなければならない。

2 集会

- (1) 団体が集会を主催し、学内において開催しようとするときは団体の代表役員は、下記の事項をその3日前までに届出なければならない。但し団体が団体固有の活動のため平常借用している場所で集会する場合はこの限りでない。
 - イ 集会の日時、場所及び予定される出席人員
 - ロ 集会の目的及び活動
 - ハ 主催団体の代表役員名
 - ニ 使用場所管理者の使用許可書
- (2) 団体が集会を主催し、学外においてこれを開催しようとするとき、又は学外の団体の集会に団体として参加しようとするときも前項に準ずる。

3 掲 示

- (1) 学生が学内において掲示をしようとするときは、団体名、責任者名を明記し、学生部長に届出で、届出済の印を受けて定められた場所に掲示するものとする。
- (2) 学生が学外において掲示をしようとするときは、あらかじめ学生部長に届出なければならない。
- (3) 掲示期間は特別の場合を除き1週間以内とする。
- (4) 学内掲示は原則として新聞紙1頁までとする。
- (5) 無届の団体は掲示することが出来ない。

4 出版物の頒布、金銭物品の募集

- (1) 学生が雑誌その他の印刷物を刊行頒布しようとするときは、あらかじめ所定の様式にしたがって学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (2) 印刷物を有償をもって頒布しようとするとき、又は金銭物品の募集をしようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。
- (3) 前項の場合にはその収支の結果を公示しなければならない。

5 学生活動の限界

学生の行為または学生団体の行動が本学の運営を妨げ、又は学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときはこれを禁止することがある。

4. 課外体育

学生各人が余暇を利用し健全なる心身の錬成に供するよう各種運動用具が設備されている。

1 借用法

学生部補導課において所定の用紙に氏名(年度別)、品名、個数を記入の上提出し、使用後返却と同時に借用書を係員から受取ること。

2 備えつけの用具

野球用具各種、庭球、籠球、排球、卓球、ソフトボール、バドミントン、ゲートボール、柔道着、剣道防具、陸上競技用具各種

3 貸出時間

平日 午前9時から午後4時30分まで
土曜日 正後まで
休暇中 午前9時から午後3時まで

なお上記以外のときに借用する場合はその旨申出で、係員の指示により

借用すること。

5. 学生生活実態調査

毎年2回(6月末、10月末)全学生に対し学生生活実態調査を行っている。この調査は学生生活の実態を正確に把握し、学生生活の安定向上をはかるための計画を立てる貴重な基礎資料となるものである。

6. 奨学生制度

現在本校で取扱っている奨学生は日本育英会の奨学生と道内各市条例に基づく奨学生その他である。

日本育英会の奨学生となる資格及びその手続等は下記の通りであるが、詳細な事項については掲示、説明会等により知らせている。

1 出願資格

本学学生(専攻科生も含む)で品行方正、学術優秀、身体強健で家庭の事情から学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

2 出願の手続と奨学生決定まで

- (1) 奨学生を志願する学生は指定期日(掲示で知らせる)までに学生部厚生課に申込み、後日の説明会に出席して出願手続用紙の交付を受け、学生部厚生課に提出して学長の推せんを受けなければならない。
- (2) 出願された学生に対して個々に面接を行い、補導委員会で人物、学業成績、健康状態、家庭状況等各方面から検討して推せん者を決定する。
- (3) 奨学金の貸与金額及び貸与期間

一般奨学生 (イ) 2,000円 採用から卒業まで
(ロ) 3,000円 (イ)の金額の貸与を受けている者の中から特に必要があると認められた者に対して貸与される。

7. 寄宿寮及び下宿

1 寄宿寮

本学の各寮の取容人員は下記の通りである。

オ1寮(北斗寮) 51人 オ2寮(正気寮) 40人
オ3寮(文行寮) 46人 オ4寮(玉の井寮) 41人

入寮を希望する学生は3月に入寮の理由を記載して学生部長に申出て選考の上許可を得なければならない。

退寮希望者は学生部厚生課より退寮願用紙の交付を受け寮補導教官及び寮長の認印を受け学生部長に願出て許可を受けなければならない。

2 学生の下宿

現在の小樽市内の下宿料金は大体次の通りである。

6畳間(3食付) 1人の場合 6,000円見当
2人の場合 5,500円見当

8. 内職及び就職

1 内 職

学生の内職に適した職種としては、家庭教師、事務、測量、筆耕、英文タイプ、雑役等で、賃金は1日200円～350円程度である。

2 就 職

補導委員会の中に就職委員会を置き、推せん者の選考を行い学生部長を経て求人先に推せんを行っている。

なお卒業後就職斡旋を申出る場合は下記の書類を学生部厚生課に提出しなければならない。

- (1) 就職斡旋依頼書
- (2) 家庭調査
- (3) 履 歴 書
- (4) 戸 籍 謄 本
- (5) 身体検査書
- (6) 写 真 (手札)
- (7) 就職連絡先調

9. 授業料減免猶予及び分割納入

学術優秀で真にやむを得ない事情のため学資支弁困難な学生に対しては補導委員会で選考の上授業料の全額または半額および月割分納入を決定している。

出願者は授業料納付期日前に学生部厚生課に申出て相談すること。

10. 保険及び福利厚生

1 身体検査

毎年全学生に対し定期身体検査(4月末)及び臨時身体検査(10月)を

行っている。また保健上必要ある場合は各種の予防接種を実施する。

2 健康相談及び診療

健康相談所(医務室)では毎月2回学医(内科医、歯科医)が学生の健康相談に応じており、また軽い疾病者等に対しては学医の指導の下に看護婦(半日勤務)が勤務している。外にレントゲン技師も毎月4回来校して学生の健康相談に応じている。

なお学医来診以外の日は、社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院(小樽市住之江町)及び原田歯科医院(小樽市緑町)で診療を行っているのので、受診の際は学生部厚生課に申出の上診療の手続をとること。

3 そ の 他

学生の福利厚生施設として学生集会所(倶楽部)学生ホール(食堂及び日用品販売)理髪室の外に靴、洋服等の新調、修理などの指定商店がある。

11. 諸 手 続

学生生活に必要な納入、願出、交付申込等の諸手続は下欄の通り各課を通じてそれぞれ正確に行うこと。

(1) 納 入

項 目	所管課(係)	金 額	納 期	備 考
授 業 料	会計課(出納係)	前期 4,500円	5月10日まで	昭和30～27年度生 半期 3,000円 昭和26～25年度生 半期 1,800円
		後期 4,500円	10月20日まで	
寄 宿 料	"	(1ヶ月)100円	毎月10日まで	入寮生のみ
体 育 費	"	500円	入学時	
プ リ ン ト 代	"	(1ヶ年)300円	4 月 中	
学 生 自 治 会 費	"	1,000円	4 月 中	
学 生 自 治 会 入 会 費	"	500円	入学時	

(2) 願 出

項 目	所管課 (係)	期 限	備 考
休 退 学 願	補導課	その都度	
復 学 願	"	学年始まで	
金 銭 物 品 募 集 許 可 願	"	その都度	後に収支結果を報告
印 刷 物 刊 行 許 可 願	"	"	但し有償配布の場合のみ
教 室 使 用 許 可 願	教務課	その都度	
入 寮 願	厚生課	3 月 中	
退 寮 願	"	その都度	
奨 学 生 願 書	"	年度毎に定める	
月 割 分 納 願 授業料延納、減免願	"	納期前	

(3) 申 込, 交 付

項 目	所管課	期 限	備 考
身 分 証 明 書	補導課	入 学 時	毎学年始査証を受ける
在 学 証 明 書	"	その都度	
通 学 証 明 書	"	"	(汽車、電車共)
旅 客 運 賃 割 引 証	"	"	
人 物 考 定 書	"	"	
成 績 に 関 する 証 明 書	教務課	"	
卒 業 に 関 する 証 明 書	"	"	
学 生 票	"	年度毎に定める	

(4) 届 出

項 目	所管課	期 限	備 考
欠 席 届	補導課	その都度	
改 姓 改 名 届	"	"	本人、保証人共 (戸籍抄本添付)
転 籍 届	"	"	"
住 所 変 更 届	"	"	本人、保証人共
保証人(副保証人)変更届	"	"	
学生団体結成、解散届	"	"	
集 会 届	"	"	
印 刷 物 刊 行 届	"	"	(無償の場合のみ) 印刷物添付
掲 示 届	"	"	届出済の印を受ける
履 修 届	教務課	年度毎に定める	
学生生活実態調査	厚生課	5月末、10月末	

(整 式)

休 学 願

昭和 年 次
氏 名

左記事由(又は病名)により休学したいと思いますから御許可を願ひ
ます(診断書を添えて) 願ひします

記

一、休学の事由

一、休学の期間 昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日 まで ヶ月間

右 本人
右 保証人

小樽医科大学長 殿

印 印
B-5

欠 席 届

昭和 年次
氏 名

左記事由（又は病名）により欠席したいと思いますのでお届けします（
病気の場合は診断書を添えて）

一、事 由 記

一、期 間 昭和 年 月 日 から
昭和 年 月 日 まで

右本人
右保証人

印

小樽医科大学長 殿 B-5

退 学 願

昭和 年次
氏 名

左記事由（又は病名）により退学したいと思いますから御許可下さるよ
う（診断書を添えて）お願いします

一、事 由 （詳細に）

昭和 年 月 日

右本人
右保証人

印

小樽医科大学長 殿 B-5

復 学 願

昭和 年次
氏 名

左記事由のため休学中のところ、この復学したいと思いますから御許
可下さるようお願いします（病休学の場合は医師の診断書添付のこと）

一、事 由 記

(休学期間)

昭和 年 月 日

右本人
右保証人

印

小樽医科大学長 殿 B-5

住 所 変 更 届

昭和 年次
氏 名

左記の通り住所変更しましたからお届けします

一、旧 住 所 記

一、新 住 所

昭和 年 月 日

氏 名

印

小樽医科大学長 殿 B-5

保証人住所変更届

昭和 年次
氏 名

この度左記の通り保証人住所に変更がありましたから保証人連署を以て
お届けします

一、旧住所 記
一、新住所

昭和 年 月 日

右本人
右保証人

小樽商科大学長 殿 印 印
B-5

保証人変更届

昭和 年次
氏 名

この度左記の通り保証人を発更しましたから新旧保証人連署を以て
お届けします

一、旧保証人住所 記
一、新保証人住所

一、変更した事由

昭和 年 月 日

新保証人 氏 名 印
旧保証人 氏 名 印

小樽商科大学長 殿 印 印
B-5

保証人(副保証人)転籍届(改姓、改名届も同様式による)

昭和 年次
氏 名

左記の通り転籍しましたからお届けします

一、旧本籍
一、新本籍

昭和 年 月 日

右本人
右保証人

小樽商科大学長 殿 印 印
B-5

転籍届(改姓、改名届も同様式による)

右の通り転籍しましたから戸籍抄本を添えてお届けします

一、旧本籍
一、新本籍

昭和 年 月 日

右本人
右保証人

小樽商科大学長 殿 印 印
B-5

学生団体結成届

左記により団体を結成したいと思いますのでお届けします

昭和 年 月 日

責任者(昭和 年次) 氏 名 印

同 氏 名 印

小樽商科大学長 殿
記

一、団体名

二、結成年月日

三、目的

四、事務所及び集会所

五、顧問教官氏名

六、役員並びに会員氏名(多数の場合は別添とすること)

添付書類

一、会 則

二、顧問教官承諾書(形式は任意)

(団体、会員、会則の変更も同様式による)

B-4

学生団体解散届

左記の通り団体を解散しましたのでお届けします

昭和 年 月 日

責任者(昭和 年次) 氏 名 印

小樽商科大学長 殿

記

一、団体名

二、解散年月日

三、解散の理由

B-5

集 会 届

左記により集会したいと思いますのでお届けします

昭和 年 月 日

団体名
責任者(昭和 年次) 氏 名 印

小樽商科大学長 殿

記

一、集会日時

二、集会場所

三、目的及び活動

四、出席人員

(使用場所管理者の使用許可書を添付のこと……学内)

B-5

印刷物刊行届 (無償頒布の場合)

左記の通り印刷物を刊行(配布)したいと思しますのでお届けします

昭和 年 月 日

責任者(昭和 年次) 氏 名 印

小樽商科大学長 殿

記

一、印刷物名
二、刊行部数
三、内容(印刷物添付)

B-5

印刷物刊行許可願 (有償頒布の場合)

左記の通り印刷物を刊行(配布)したいと思しますので御許可下さるようお願いいたします

昭和 年 月 日

責任者(昭和 年次) 氏 名 印

小樽商科大学長 殿

記

一、印刷物名
二、刊行部数
三、内容(印刷物添付)
(後に取交結果を公表のこと)

B-5

金銭・物名募集許可願

左記の通り金銭(又は物品)を募集したいと思しますので御許可下さるようお願いいたします

昭和 年 月 日

責任者(昭和 年次) 氏 名 印

小樽商科大学長 殿

記

一、募集の目的
二、募集期間
三、募集方法
(後に取交結果を公表のこと)

B-5

書 送

B-4 函館第一校大
B-5 函館第二校大

才 5. 学生部事務分掌

1. 補 導 課

○補 導 係

- 1 学生の累加記録に関する事。
- 2 学生の賞罰に関する事。
- 3 学生の出欠席、休学、退学および除籍に関する事。
- 4 学生の集会、掲示、出版に関する事。
- 5 学生の行事および学生団体に関する事。
- 6 学生部に属する諸証明に関する事。
- 7 学生補導に関する資料の収集、調査および統計に関する事。
- 8 その他学生の補導に関する事。

2. 厚 生 課

○厚 生 係

- 1 学生の保健衛生および身体検査に関する事。
- 2 健康相談所に関する事。
- 3 学生生活調査等に関する事。
- 4 卒業生の就職および学生の内職に関する事。
- 5 寄宿寮および学生の宿所に関する事。
- 6 学生の奨学資金に関する事。
- 7 授業料の減免の猶予および分割納入に関する事。
- 8 厚生、保険に関する資料の収集、調査および統計に関する事。
- 9 その他学生の福利厚生に関する事。

3. 教 務 課

○教 務 係

- 1 学生の学科履修に関する事。
- 2 学科課程に関する事。
- 3 授業および試験に関する事。
- 4 単位の認定および教員免許に関する事。

- 5 学生募集および入学、卒業に関する事。
- 6 聴講生および内地留学生に関する事。
- 7 社会教育講座に関する事。
- 8 教務に属する諸証明に関する事。
- 9 教務に関する資料の収集、調査および統計に関する事。
- 10 その他教務に関する事。

庶務課長	文部事務官	高橋辰治
庶務係長	"	西尾正一
人事係長	"	森井宏一
	"	大沢浩一
会計課長	"	雨官載二
総務係長	"	相吉富雄
出納係長	"	上野昭雄
用度係	"	鈴木誠
施設係長	文部技官	富崎秀夫
	文部事務官	斎藤仁太郎

才 8. 小樽商科大学学生自治会会則

(別刷として添付する)

才 9. 関係法規等

1. 教育基本法 (昭和22.3.31法律才25号) (抄)

われわれは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われわれは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

才1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

才2条 (教育の方針)

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

才3条 (教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力あるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

才6条 (学校教育)

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であつて自己の使命を自覚しその職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

才7条 (社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

才8条 (政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。

才9条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

才10条 (教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

2. 学校教育法 (昭和22.3.31法律才26号) (抄)

改正 昭和29.6.3法律才159号

才5章 大 学

才52条 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門

の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

オ55条 大学の修業年限は、4年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、4年を超えるものとする事ができる。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は6年以上とし、4年の専門課程とこれに進学するための2年以上の課程とする。

特別の事情あるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部と同項に規定する2年以上の課程を置くことができる。

オ56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

前条オ2項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する2年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力であると認められた者とする。

オ57条 大学には専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

オ59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

オ63条 大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

学士に関する事項は、監督庁が、これを定める。

オ65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

3. 学校教育法施行規則（昭和22.5.23文部省令オ11号）(抄)

改正 昭和31.4.1文部省令オ9号

オ5章 大 学

オ1節 設備、編制、學部及び學科

オ66条 大学（大学院を含む。）の設備、編制、学部及び学科の種類並びに学士に関する事項は、この節に規定するものの外、別に定める大学設置基準による。

オ66条の2 医学又は歯学の学部を置かない大学の学部は、学校教育法オ55条オ2項に規定する専門の課程（以下「専門の課程」という。）に進学するための課程（以下「進学の課程」という。）を置く場合には、当該大学は、次に掲げる事項について、同条オ3項の規定により専門の課程のみを置く大学と協議しなければならない。

- 1 進学の課程の教育課程に関する事項
- 2 取容定員に関する事項
- 3 進学の課程修了者の進学の方法に関する事項
- 4 その他必要な事項

オ66条の3 進学の課程においては、下表の左欄に掲げる科目につき同表の右欄に掲げる単位を含め64単位以上を修得しなければならない。

人文科学に関する科目のうち3科目	各 4
社会科学に関する科目のうち3科目	各 4
自然科学に関する科目のうち物理学、化学、生物学及び数学	各4（うち1は実習とする。但し、数学についてはこの限りでない。）
外国語に関する科目のうち「英語及びドイツ語」又は「英語及びフランス語」	いずれか 16
体育に関する科目（講義及び実技）	4

前項の表中自然科学に関する科目のうち3科目12単位並びに人文科学に関する科目及び社会科学に関する科目のうちそれぞれ3科目12単位は一般教育科目として修得するものとする。

才1項中単位は、その科目の種類に応じ、次の各号の基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。

- 1 1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程
- 2 2時間の授業につき1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程
- 3 前2号に掲げるものを除く外、予習又は復習を必要としない実習又は実技によるものについては、45時間の授業の課程

才2節 入學、退學、転學、休學、卒業その他

才67条 学生の入学、退学、転学、休学、進学の課程の修了及び卒業は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

才68条 学長は、教授、助教授、助手及び講師の資格に関する事項並びに学位に関する事項は、別にこれを定める。

才69条 学校教育法才56条才1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者
- 3 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令才13号）により、文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 4 その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた者

才69条の2 学校教育法才56条才2項の規定により、進学の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、才66条の3才1項に定める課程に相当する課程を含む学校教育における14年の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者

才70条 学校教育法才57条才2項（才67条において準用する場合を含む。）の規定により大学の専攻科（大学院を含む。）入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における16年（医学又は歯学を履修する課程への入学については、18年）の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者
- 3 その他大学の専攻科（大学院を含む。）において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4. 教育職員免許法（昭和24.5.31法律才147号）（抄） 改正 昭和29.6.3法律才158号

才4条 免許状は、普通免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、次のとおりとする。

- 1 小学校教諭免許状
- 2 中学校 "
- 3 高等学校 "
- 4 養護 "
- 5 盲学校 "
- 6 ろう学校 "
- 7 養護学校 "
- 8 幼稚園 "

3 普通免許状は、1級及び2級とする。

4 臨時免許状は、次のとおりとする。

（普通免許状と同一につき省略）

5 中学校及び高等学校の教員の免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

- (1) 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、保健家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産、及び前般のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける）及び宗教

(2) 高等学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、家庭、家庭実習、農業、農業実習、工業工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語に分ける）及び宗教

才5条 普通免許状は、別表才1若しくは才2に定める基礎資格を有し、且つ大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表才1若しくは才2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。但し、次の各号の1に該当する者には授与しない。

- 1 18才未満の者
- 2 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）但し、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 3 禁治産者及び準禁治産者
- 4 禁こ以上の刑に処せられた者
- 5 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許状は、国立又は公立の学校の教員にあつては、都道府県の教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事（以下「授与権者」という。）が授与する。

3 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、才1項各号の1に該当しない者で教育職員検定に合格した者に授与する。但し、高等学校助教諭免許状は、大学に2年以上在学せず、且つ、62単位以上を修得しない者には授与しない。

才9条 普通免許状は、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立又は公立の学校の場合を除く。以下本条中同じ。）において効力を有する。

2 臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

別表才1

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数		
			一般教育科目	専ら科目	
				教えるもの	教えられるもの
小学校教諭	1級 普通免許状	学士の称号を有すること	36	16	32
	2級 "	大学に2年以上在学し、62単位（内2単位は体育）以上を修得すること	18	8	22
中学校教諭	1級 "	学士の称号を有すること	36	甲40 乙32	14
	2級 "	大学に2年以上在学し、62単位（内2単位は体育）以上を修得すること	18	甲20 乙16	10
高等学校教諭	1級 "	イ、修士の学位を有すること ロ、大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上を修得すること	36	甲62 乙52	14
	2級 "	学士の称号を有すること	36	甲40 乙32	14
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭	1級 "	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること			20
	2級 "	上に同じ			10
幼稚園教諭	1級 "	学士の称号を有すること	36	16	28
	2級 "	大学に2年以上在学し、62単位（内2単位は体育）以上を修得すること	18	8	18

備考

1 単位は、科目について、その種類に応じ、次に掲げる基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。（別表才2から才7までの場合においても同様とする。）

- イ、1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程
- ロ、2時間の授業につき、1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程
- ハ、前2号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、45時間の授業の課程
- 1の2 この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない。(別表2の場合においても同様とする。)
- 1の3 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。(別表2の場合においても同様とする。)
- 2 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の2級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の1級及び2級の普通免許状の授与の所要資格に関しては、この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 3 この表中「甲」とは、中学校の教諭にあつては、社会、理科、家庭及び職業の、高等学校の教諭にあつては、社会、理科、家庭、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状の授与を受ける場合を「乙」とは、中学校の教諭にあつては、国語、数学、音楽、図画工作、保健体育、保健、職業指導、外国語及び宗教の、高等学校の教諭にあつては、国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、職業指導、外国語及び宗教の各教科についての免許状の授与を受ける場合をいう。(別表4の場合においても同様とする。)
- 4 この表の中学校及び高等学校の教諭の免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数については、当分の間、中学校にあつては、音楽及び図画工作、高等学校にあつては、音楽、図画、工作、書道、工業、商業、水産及び商船の各学科の免許状の授与の場合には、その半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができる。

5. 教育職員免許法施行規則

(昭和29.10.27文部省令第26号) (抄)

オ1章 単位の修得方法

オ1条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)(以下免許法という。)
オ5条別表オ1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類 一般教育 科目の区分	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の1級普通免許状。高等学校教諭免許状	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の2級普通免許状
	最低修得単位数	最低修得単位数
人文科学に関する科目 (音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む。)	12	6
自然科学に関する科目	12	6
社会科学に関する科目	12	6
計	36	18

オ2条 免許法オ5条別表オ1に規定する小学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、1級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の教科のうち6以上の教科に関する専門科目(音楽、図画工作及び体育に関する専門科目のうち2以上を含む。)について、それぞれ2単位以上を、2級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の教科のうち1以上の教科に関する専門科目(音楽、図画工作及び体育に関する専門科目のうち1以上を含む。)について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。

オ3条 免許法オ5条別表オ1に規定する中学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表のオ1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、オ2欄に掲げる専門科目について、それぞれオ3欄に掲げる単位を修得するものとする。

才1欄	才2欄	才3欄
免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	国語学 国文学(国文学史を含む。) 「漢文学, 書道」	4 8 4 計 16
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法学, 政治学, 社会学, 経済学, 公衆衛生学」 「哲学, 倫理学, 宗教学」	6 6 4 4 計 20
数学	代数学 幾何学 解析学 「統計学, 測量」	4 6 4 2 計 16
理科	物理学 化学 生物学 地学(天文学及び気象学を含む。) 「物理学実験, 化学実験, 生物学実験, 地学実験」	4 4 4 4 計 20
音楽	声楽(指揮法を含む。) 器楽 音楽理論及び音楽史	8又は6 8又は6 2 計 16
図画工作	絵画及び図案 工芸及び彫塑 美術理論及び美術史	8又は6 8又は6 2 計 16
保健体育	体育実技 「体育原理, 体育管理」 生理学(運動生理学及び解剖学を含む。) 「学校保健, 衛生学」	4 4 4 4 計 16
保健	「生理学細菌学, 栄養学」 衛生学(公衆衛生学救急処置及び看護法を含む。) 学校保健	6 6 4 計 16
家庭	「食品学, 栄養学」 「被服学, 衣料学」 「家庭管理, 住居学, 家族関係」 「育児, 家庭, 看護学」 「調理実習, 衣服実習」	6又は4 6又は4 6又は4 2 4 計 20

職業	産業概説 職業指導 「農業, 工業, 商業, 水産」 「農業実習, 工業実習, 商業実習, 水産実習商 船実習」	2 4 10 4 計 20
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理	4 8 4 計 16
英語	英語学(作文及び会話を含む。) 英文学	8 8 計 16
宗教	宗教学 宗教史 「教理学, 哲学」	6 6 4 計 16

備考

- 才2欄に掲げる教科に関する専門科目は、一般包括的な内容を含むものでなければならない。
- 英語以外の外国語の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合に準ずる。
- 「」内のものは、専門科目群とし、専門科目群の修得方法は、「」内の専門科目1以上にわたって才3欄に掲げる単位を修得するものとする。(以下同様とする。)但し、「農業, 工業, 商業, 水産」の修得方法は、これら科目のうち2以上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
- 音楽に関する専門科目単位の修得方法は、声楽8単位以上、器楽6単位以上及び音楽理論及び音楽史2単位以上又は声楽6単位以上、器楽8単位以上及び音楽理論及び音楽史2単位以上を修得するものとする。(図画工作又は家庭に関する専門科目の単位の修得方法についても同様とする。)
- 2 免許法才5条別表才1に規定する中学校教諭1級普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許教科の種類に応じ、大学の加える教科に関する専門科目についても修得することができる。

才4条 免許法才5条別表才1に規定する高等学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表の才1欄に掲

げる免許教科の種類に応じ、才2欄に掲げる専門科目について、それぞれ才3欄に掲げる単位を修得するものとする。

才1欄	才2欄	才3欄
免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	国語学 国文学(国文学史を含む。) 漢文学	4 8 4 計 16
社会 数 理 音 楽	中学校の場合と同じ	中学校の場合と同じ
図画	絵画及び図案 「工芸、彫塑」 「美術理論、美術史」	10 4 2 計 16
工 作	工芸及び彫塑 「絵画、図案」 「工芸理論、工芸史」	10 4 2 計 16
書 道	書道 書道及び美術史 「国文学、漢文学」	8 4 4 計 16
保健体育 保 健 家 庭	中学校の場合と同じ	中学校の場合と同じ。
農 業	農業の関係科目 職業指導	16 4 計 20
工 業	工業の関係科目 職業指導	16 4 計 20
商 業	商業の関係科目 職業指導	16 4 計 20
水 産	水産の関係科目 職業指導	16 4 計 20
商 船	商船の関係科目 職業指導	16 4 計 20
職業指導 英 語 宗 教	中学校の場合と同じ	中学校の場合と同じ

備考 前条才1項の表備考才1号、才2号及び才4号の規定は、この表の場合に準用する。

2 前条才2項の規定は、前項の場合に準用する。

才5条 免許法才5条別表才1に規定する幼稚園教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する専門科目について修得するものとし、この場合において小学校の教科のうち音楽、図画工作及び体育に関する専門科目について、1級普通免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ4単位以上を、2級普通免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ2単位以上を、含めて修得しなければならない。

才6条 免許法才5条別表才1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表に定めるところによる。

教職に関する 免許状の 種 類	専門科目	最低修得単位数						
		教育 原理	教育心 理学、 児童心 理学	教育心 理学、 青年心 理学	教材 研究	教科 教育法	保 育 内 容 の 研 究	教 育 実 習
小学校教諭	1級 普通免許状	4	4		16			4
	2級 "	2	2		12			4
中学校教諭	1級 "	3 (2)		3 (2)		3 (2)		2 (1)
	2級 "	2 (2)		2 (2)		2 (1)		2
高等学校教諭	1級 "	3 (2)		3 (2)		3 (2)		2 (1)
	2級 "	3 (2)		3 (2)		3 (2)		2 (1)
幼稚園教諭	1級 "	4	4				12	4
	2級 "	2	2				8	4

備 考

1 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学、児童心理学及び教育実習は、小学校及び幼稚園の教育の中

心とするものとする。

- 2 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学、青年心理学、教科教育法及び教育実習は、中学校及び高等学校の教育を中心とするものとする。
- 3 教材研究の単位の修得方法は、小学校教諭1級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の8教科の教材研究についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭2級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の教科のうち6以上の教科（音楽、図画工作及び体育のうち2以上を含む。）の教材研究についてはそれぞれ2単位以上を修得しなければならない。
- 4 教科教育法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
- 5 保育内容の研究の単位のうち、半数までは、小学校の教科の教材研究についての単位をもつてこれにあてることができる。
- 6 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校又は幼稚園（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部又は幼稚部及び附則才16項才1号又は才4号に規定する小学校又は幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育原理、教育心理学、児童心理学、教材研究、保育内容の研究又は2項に掲げる他の科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 7 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校又は高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部又は高等部及び附則才16項才2号又は才3号に規定する中学校又は高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育原理、教育心理学、青年心理学、教科教育法又は才2項に掲げる他の科目に関する単位をもつてこれに替えることができる。
- 8 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理教育心理学又は教育実習の単位は、それぞれ2単位まで、中学校又は

高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とする教育原理教育心理学又は教育実習の単位をもつてあてることができる。

- 9 中学校又は高等学校の教諭普通免許状の授与を受ける場合の教育原理教育心理学又は教育実習の単位は、教育原理及び教育心理学にあつてはそれぞれ2単位まで教育実習にあつては1単位は、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とする教育原理、教育心理学又は教育実習の単位をもつてあてることができる。
- 10 かつこ内の数字は、免許法才5条別表才1備考才4号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。
- 2 前項の規定により修得した単位以外の教職に関する専門科目の単位は、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育関係法規、教育財政学、教育統計学、教育評価、教育心理学、学校教育の指導及び管理、学校保健、学校建築、社会教育、視聴覚教育、図書館学、職業指導その他大学の加える教職に関する専門科目についても修得することができる。

6. 公認会計士試験

(1) 公認会計士法（昭和23年7月6日号外法律才103号）（抄）

才2条 公認会計士は、他人の求に応じ報酬を得て、財務書類を監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求に応じ報酬を得て財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。但し、他の法律において、この業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 才1項の規定は、公認会計士が他の公認会計士の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

才3条 会計士補は、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補の名称を用いて、前条才1項の業務について、公認会計士を補助する。

2 会計士補は、他人の求に応じ報酬を得て、会計士補の名称を用いて、業として前条才2項の業務を営むことができる。

3 前条第2項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第5条 公認会計士試験を分けて、これを第1次試験、第2次試験及び第3次試験とする。

2 第2次試験に合格した者又は第9条各号の規定による第2次試験の免除が全科目に及ぶ者は、会計士補となる資格を有する。

3 第3次試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

(第1次試験)

第6条 第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、国語、数学及び論文について、これを行う。

(第1次試験の免除)

第7条 左の各号の1に該当する者に対しては、第1次試験は、これを免除する。

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業した者又は同法第57条第2項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者。

2 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学予科又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を卒業し、又は修了した者。

3 高等試験予備試験又は司法試験第1次試験に合格した者。

4 前2号に該当する者の外、政令の定めるところにより前2号の1に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者。

(第2次試験)

第8条 第2次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、会計学(簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。)経営学、経済学並びに商法(海商手形及び小切手に関する部分を除く。)についてこれを行う。

2 第2次試験は、第1次試験に合格した者又は前条の規定により第1次試験を免除された者に限り、これを受けることができる。

(第3次試験)

第10条 第3次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力

を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、財務に関する監査、分析その他の実務(税に関する実務を含む。以下同じ。)について、これを行う。

(第3次試験要件)

第11条 第3次試験は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者であつて、第12条の規定による実務補習を受けた期間が1年をこえ、且つ会計士補となる資格を取得した後における左の各号に掲げる期間(同条の規定による実務補習を受けた期間と重複する期間を除く。)が通算して2年をこえる者に限り、これを受けることができる。

1 第2条第1項の業務について公認会計士を補助した期間。

2 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間。

(実務補習)

第12条 実務補習は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の事務所、その組織する団体その他大蔵大臣の認定する機関において、これを行う。

2 実務補習について必要な事項は大蔵省令をもつてこれを定める。

(2) 公認会計士法施行令(昭和27年8月14日政令第343号)(抄)

改正 昭和31年1月17日政令第3号

第1条 公認会計士法(以下「法」という。)第7条第4号に規定する同条第2号又は第3号に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者は、左の各号の1に該当する者とする。

1 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学学部(に)学生として在学した者。

2 文部大臣が旧高等試験令第7条及び第8条に関する省令(大正7年文部省令第3号)の規定により、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科又は旧大学令による大学予科と同等以上と指定した学校を卒業した者。

3 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において、一般教養科目(中)学士の称号を得るのに必要な科目について所定の数の単位を取得した者。

- 4 旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による専門学校卒業程度検定試験に合格した者。
- 5 大蔵大臣が公認会計士審査会の議を経て、前各号に定める者と同等以上の一般的学力を有すると認めた者。

(3) 公認会計士試験規則 (昭和25年5月4日号外 公認会計士管理委員会規則第3号) (抄)

改正 昭和30年7月30日大蔵省令第41号

第10条 第2次試験は毎年1回第1次試験終了後、東京都、大阪市、札幌市、仙台市、名古屋市、金沢市、広島市、高松市、福岡市及び熊本市において行う。

第11条 第2次試験を受けようとする者は、第2次試験受験願書に、左の書類を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局を経由して、公認会計士審査会長に提出しなければならない。

- 1 履歴書
- 2 法第8条第2項又は法第66条に規定する受験資格を証する証書の写又は書面
- 3 法第9条の各号の1に該当するときは、その旨及びこれを証する証書の写又は書面
- 4 写真

2 前項の願書には、受験手数料に充てるため、1,000円の収入印紙をはらなければならない。

第12条 第2次試験は法第8条第1項に掲げる科目につき筆記により行う。

第13条 法第9条の各号の1に該当するかどうかは、大蔵大臣が認定するものとする。

7. 国家公務員（6級職）採用試験

参考までに昭和31年度採用試験公告を掲載する。

昭和31年5月19日

人事院事務総局 (東京都千代田区霞が関1-2)

この試験は、「一般職の職員の給与に関する法律」による一般俸給表の職務の級6級の官職またはこれと同格とみなされる官職への採用試験です。

1 試験区分

試験は次の24種に分けて行います。

- | | | | | |
|------|------|--------|--------|--------|
| 1行政 | 2法律 | 3経済 | 4心理 | 5数理統計 |
| 6物理 | 7地質 | 8電気 | 9通信 | 10機械 |
| 11土木 | 12建築 | 13応用化学 | 14造船 | 15金属 |
| 16鉱山 | 17農学 | 18農業経済 | 19農芸化学 | 20農業工学 |
| 21畜産 | 22林学 | 23水産 | 24職系 | |

以上のうち任意の1種を受験できます。なお、「物理」の区分には「地球物理」を含みます。

2 受験資格

男女を問わず、次の各号の一つに該当する者が受験できます。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）昭和29年3月以後に卒業した者または昭和32年3月31日までに卒業する見込の者（年令を問いません。）
- (2) 学校教育法による短期大学を昭和29年3月以前に卒した者で、昭和4年4月2日以降に生れた者
- (3) 人事院事務総長が上記(1)または(2)に該当する者と同等と認めた者
- (4) 上記各号に掲げる者のほか、昭和4年4月2日から昭和8年4月1日までに生れた者（学歴を問いません。）

但し、次の各号の一つに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者および準禁治産者

- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 才 1 次 試 験

(1) 方 法

才1次試験では教養試験と専門試験(才1部および才2部)を大学卒業程度において行います。

(i) 教 養 試 験

試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能および教養について択一式による筆記試験を行います。

(ii) 専 門 試 験

試験区分に応じて次に掲げる事項について、才1部として択一式による筆記試験を行い、才2部として記述式(論文、計算、製図等)による筆記試験を行います。

試験区分	才 1 部	才 2 部
1 行 政	政治・経済・産業・労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識・判断力その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力	才1部に同じ
2 法 律	憲法・行政法・民法・商法・刑法・労働法・経済学・財政学	憲法・行政法・民法
3 経 済	経済原論・経済学史・財政学・経済政策・経済事情・法律(憲法・民法・商法)	経済原論・財政学 経済政策
4 心 理	心理学概論・心理学史・実験心理・教育心理・発達心理・社会心理・産業心理・人格心理・臨床心理・社会調査・統計	心理学概論・心理学史 実験心理等を含む一般心理の課題
5 数理統計	数学・記述統計・確率論・検定・推定・標本調査・統計応用	数学・確率論・検定・推定・標本調査

4 才 2 次 試 験

(1) 方 法

才2次試験では口述試験と身体検査を行います。

(i) 口 述 試 験

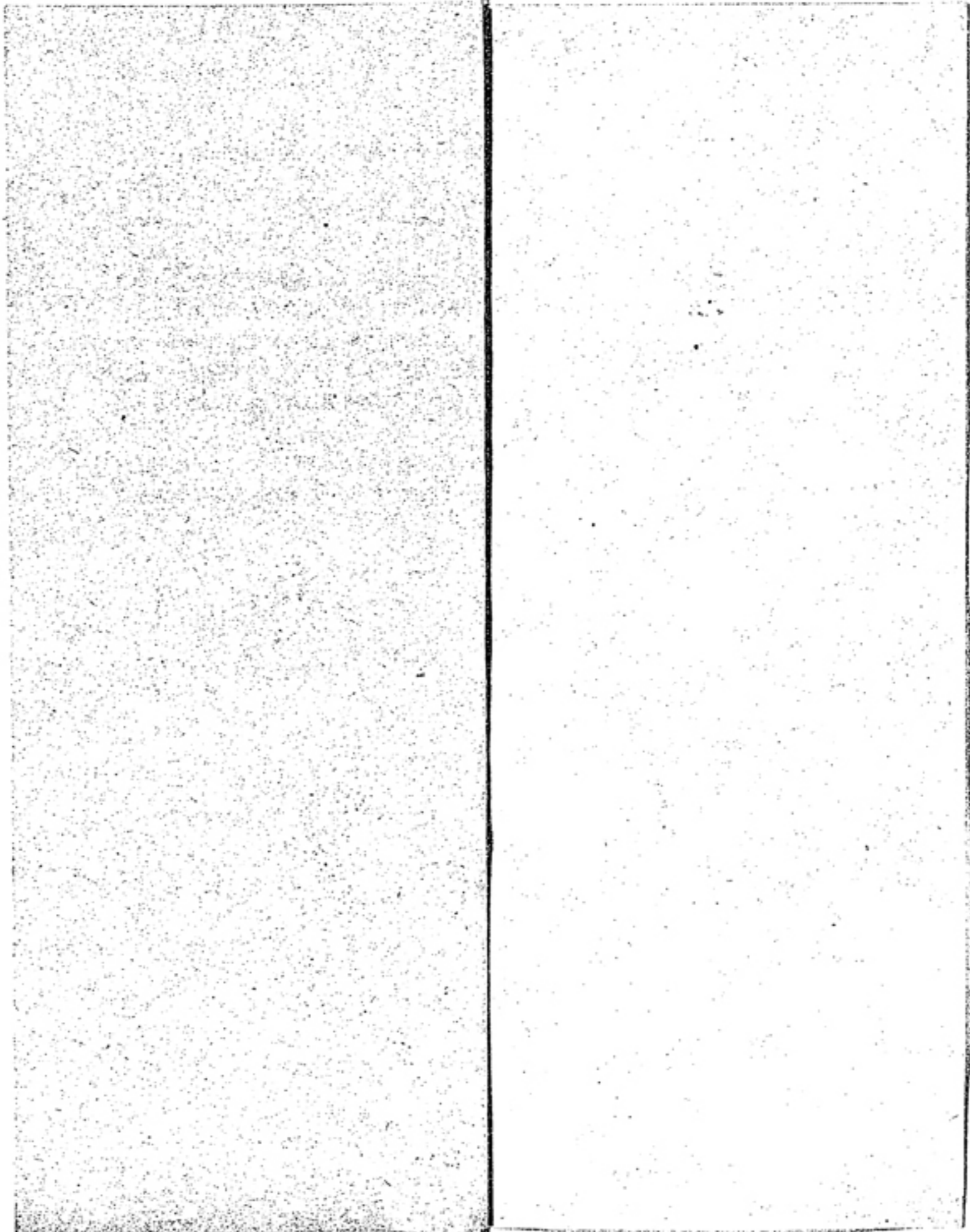
主として人物について個別面接および集団討論による試験を行います。

(ii) 身 体 検 査

胸部疾患の有無に重点をおいて行います。

5 合格から採用まで

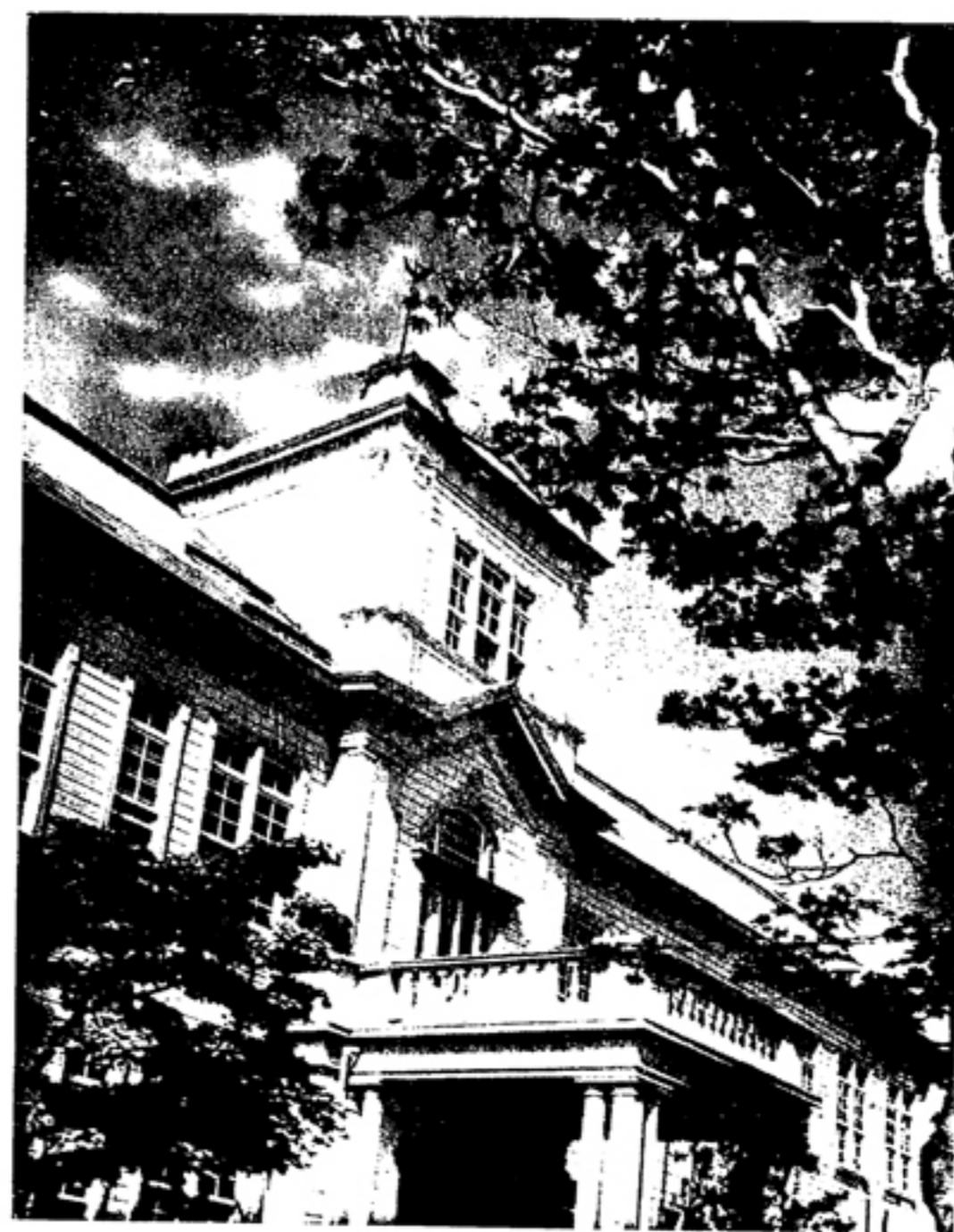
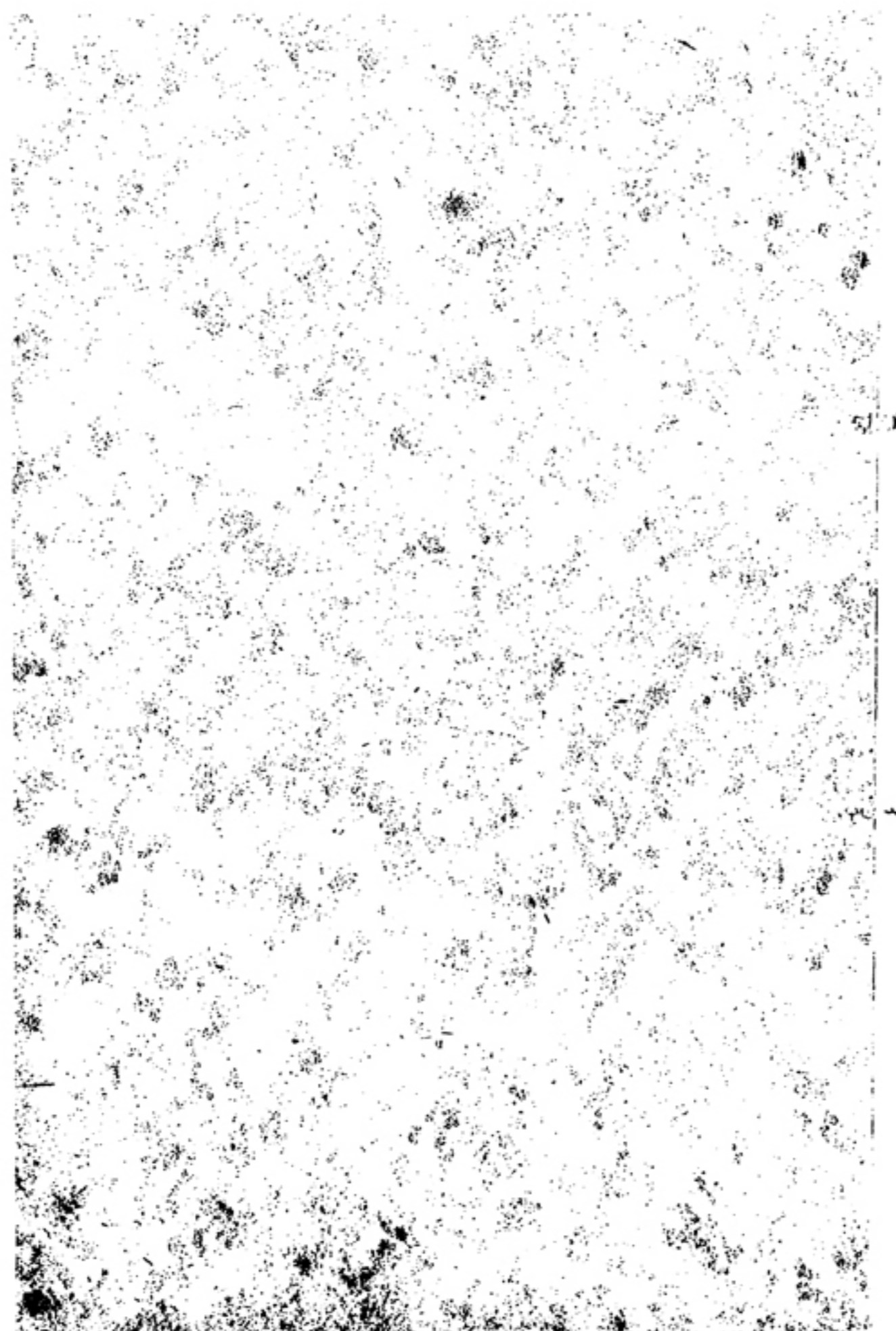
- (1) 最終合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載されます。人事院は各官庁からの請求に応じて合格者の志望を考慮のうえ成績順に推薦し、各官庁では推薦された者についてさらに面接等を行って採用者を決定します。ここで採用にならないときは次の推薦を待つこととなります。この名簿は原則として昭和32年4月以降の採用に対するもので1年間有効です。
- (2) 給与は原則として6級1号俸(俸給月額 8,700円)で、このほか給与法等の定めに従い、扶養手当・勤務地手当・期末手当・勤勉手当等が支給されます。



学 生 便 覧

昭和33年度

小樽商科大学



(本学正面)

小樽商科大学校歌 (1932年1月15日作)

作詞 時雨音羽
作曲 杉山長谷夫

希望に燃えてゆくやの行進風に

金鱗 - とどろ 湧 - ター
の あけぼの - た、ふ なみ - の うた
エルムのはな に わかうどの はてなき
のぞみかざ - か ざ ひめ - て
め - うるはし の ち - みどり が - をか
よ

小樽商科大学校歌

時雨音羽 作詞
杉山長谷夫 作曲

- 一、金鱗をどる御々の
あけぼの称ふ浪の唄
エルムの花に若人の
涯なきのぞみ数々秘めて
夢うるはしの緑ヶ丘よ
- 二、夕陽映ゆる白樺の
梢をわたる風の唄
慈愛の山のふところに
銀翼みがき駿足秘めて
唄はがらかの緑ヶ丘よ
- 三、蒼穹はてず道つきず
はるかに仰ぐ北斗星
榮冠迎ふこの腕に
飛躍の力ひとよき秘めて
花咲き匂ふ緑ヶ丘よ
- 四、健腕拓く五大洲
凱歌はあがる我母校
感激みてる若人の
血潮に清き教へを秘めて
春永遠の緑ヶ丘よ

進軍歌

- | | |
|--|--|
| 1. 栄光今や燦然として
抜きたる破邪の剣を照らす
進軍の譜は高くひびけり
いざや進まん半千の軍
夕焼美し緑ヶ丘よ
若人の血の燃えて流るる | 2. 恨ぞこもる白楊の樹下
桜星の軍膝下に伏せば
陣頭の風そよかに吹きて
春宵の夢あわれはかなし
夕焼美し緑ヶ丘よ
若人の血の燃えて流るる |
|--|--|

感激の歌

- | | |
|---|---|
| 1. 勝たずば楯に乗るべしと
誓いて出でし我等なり
夷微塵に砕かずば
などて再び丘をみん | 2. 空に夕映えうつろいて
斗星瞬く春宵や
汲みて尽きせぬ感激の
調べと共にいや高し |
|---|---|

残念歌

こつばみじんに、打ち破り
勝利の栄冠、我にあり
残念か、残念か
残念なら又来んせ

應援歌

(I)

立て、立て、立て 健男児
剛氣ある健児よ
自きよの楯をば振りかざし
破邪の剣取りて立て
打てよこらせよ我等が敵を
打ちて雄姿を示すはこの時ぞ

應援歌

(II)

- | | |
|--|---|
| 1. 北斗の星の燦めきて
鈴蘭の花薫る地に
今や嵐の叫ぶあり
龍虎怒りて雲呼べば
幌都の月は覆はれん | 3. 風雲得たる校龍の
胸に勝利の火は燃えて
挙ぐる凱歌の雄叫びが
荒野万河に伝われば
晚鐘のごと薄れ行く |
| 2. 花らんまんの朝にも
月玲瓏の夕にも
熱血躍るますらをが
鍛えあげたる鉄腕ぞ
みよ、今日の日の迫戦を | |

学園讃歌

When I came, When I came to Otaru
Otaru my heart was swelling high
Up there in Midorigaoka, you will
find the reason why.
When I came, When I came to Otaru
Otaru my heart was swelling high.

With the beautiful Otaru - Shodai,
Otaru - Shodai very soon in love we
fell. But with the Kind Sensei and
cherry trees and Otaru - bells as well.
With the beautiful Otaru - Shodai,
Otaru - Shodai very soon in love we fell.

小樽商大 若人道逢の歌

高島 茂 作詞
宮内 泰 作曲

Poco Adagio (♩=54)

ロウカントクル リョツキウ ノ
ハルアケ ホノヲ サマヨヘ バ
ロマンノ モヤニ マチシズ ミ
カビユウ キウノ コトバアリ
ランゲノ サクラ フグキツ ツ
アワタゲ シクモ ユクハル ノ
デントウ フルキ マナビヤ ニ

ヒラケ ル ウミノ ハテシナ キ
 永生ゆ 落 涙 桜 感 惱 流 ボ 秋 呀 オ オ 断 ま み ハ 夏
 劫 命 く 星 月 寒 雪 葉 ぼ け 傷 み 転 プ 蕭 ゆ タ タ 崖 た め イ 白
 の を 音 鐘 に行 け 海 四 行 だ に ふ 思 行 に の ラ 奈 三 北 の イ ち き は の 美 白 棒 二
 杯 惜 春 ち 港 路 れ に 方 と た こ 惟 旅 か 思 斗 嶺 遠 て し き を 詩 嘖 や
 酌 し の て の 遠 げ 傾 ま む あ 影 お け 藤 む 哲 登 と を 夢 い い くに 波 く の き ま 口 頭 て
 ん 若 し も と れ と き う 愁 ず な 誰 に る 濃 くに 帆 く の き ま 口 頭 て
 と 人 音 な め ど か て か ら み か か 似 雲 き に う の 帆 く の き ま 口 頭 て
 す は に し あ り な て れ 知 て 消 え ぶ あ れ け と ざ さ ぶ ば ほ し の
 り

小樽商大
若人道逢の歌
高島 茂 作詞
宮内 泰 作曲

小樽商科大学学生便覧

目 次

第1 沿革	1
第2 本学諸規程	2
1 小樽商科大学学則	2
2 学則に関する細則	9
(1) 授業細則	9
(2) 研究指導細則	9
(3) 科目修了の認定に関する細則	10
(4) 入学、休学及び退学に関する細則	10
(5) 授業料減免猶予並びに分割納入に関する細則	12
(6) 委託生及び聴講生に関する細則	13
(7) 専攻科に関する細則	14
3 教務委員会規程	15
4 補導委員会規程	16
5 図書委員会規程	16
6 附属図書館規程	17
7 附属図書館借覧細則	19
8 寄宿寮規程	21
9 寄宿寮規程細則	22
10 寄宿料徴収規程	22
11 経済研究所規程	23
第3 学科目履修方法	24
第4 厚生補導	29
1 休学、欠席等	29
2 諸証明書発行	29
3 学生活動	30
4 課外体育	31
5 学生生活実態調査	32

6	奨学生制度	32
7	寄宿寮及び下宿	32
8	内職及び就職	33
9	授業料減免猶予及び分割納入	33
10	保健及び福利厚生	33
11	諸手続(附様式)	34
第5	学生部事務分掌	46
第6	小樽商科大学事務機構図	48
第7	職員	49
1	教育職員	49
2	事務職員	51
第8	小樽商科大学学生自治会々則	53
第9	関係法規等	58
1	教育基本法(抄)	58
2	学校教育法(抄)	59
3	学校教育法施行規則(抄)	61
4	教育職員免許法(抄)	63
5	教育職員免許法施行規則(抄)	67
6	公認会計士試験(抄)	74

第 1. 沿 革

本学は昭和24年5月法律第150号国立学校設置法によつて新制大学として設置されたものであるが、その起源は遠く明治43年3月勅令第66号文部省直轄諸学校官制改正によつて小樽高等商業学校が設置されたのに始まる。

明治44年5月5日の開校にかかり、大正15年4月から(文部省告示203号をもつて)昭和5年3月まで第14臨時教員養成所を併設、昭和19年3月勅令第165号文部省直轄諸学校官制改正によつて4月1日小樽経済専門学校と改称した。

諸般の施設とともに内容の改善充実を図り、逐年拡充発展し、開校以来38年にわたる古い歴史と伝統をもつこの学校を母体とし、昭和24年5月小樽商科大学として新たに発足したものである。

なお、昭和27年3月法律第22号国立学校設置法の一部改正によつて本学に短期大学部が併設された。

第2. 本学諸規程

1. 小樽商科大学学則

第1章 総 則

- 第1条 本学は産業の興隆並びに文化の発展に貢献すべき教養識見を備えた人格者の養成を目的とする。
- 第2条 本学の修業年限は4年とする。
- 第3条 本学学生は第3年度以後においては商業学科又は経済学科の何れかを専攻しなければならない。
- 第4条 本学に専攻科を置く。
- 第5条 本学に附属図書館及び経済研究所を置く。

第2章 学年・学期及び休業日

- 第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第7条 学年を2学期に分け、学年の始めより9月30日までを第1学期とし、10月1日より学年の終りまでを第2学期とする。
- 第8条 学年中授業を行わない日(休業日)は国の定める祝日・日曜日・本学創立記念日のほか次の通りとする。

- 春季休業 3月21日より4月10日まで
 夏季休業 7月20日より8月31日まで
 冬季休業 12月10日より翌年1月20日まで
 臨時休業 その都度これを定める。

第3章 講座及び学科目

- 第9条 本学に次の講座及び学科目を置く。

講 座 名	科 目 名
1. 人文科学講座	哲学, 倫理学, 心理学, 文学, 歴史学
2. 社会科学第1講座	社会科学概論, 社会学, 教育, 地理学
3. 社会科学第2講座	法学概論, 憲法, 経済学概論, 商業概論, 政治学
4. 自然科学講座	数学, 物理学, 化学, 生物学, 地学

5. 法学第1講座	憲法, 民法
6. 法学第2講座	商法I, 商法II, 国際法, 経済法
7. 統計学講座	統計学, 数理統計学, 経済統計学
8. 経済学第1講座	経済原論, 経済変動論
9. 経済学第2講座	経済学史, 計量経済学
10. 経済史講座	経済史概論, 日本経済史
11. 経済政策講座	経済政策, 工業経済学, 農業経済学, 社会政策
12. 財政学講座	財政学
13. 国際経済講座	国際経済論, 貿易論, 商業英語, 経済地理
14. 金融講座	金融経済論, 国際金融論, 金融機関論
15. 商学第1講座	配給論, 証券市場論, 商品学
16. 商学第2講座	交通論, 保険論
17. 経営学講座	経営経済学, 工場経営, 財務管理, 産業心理学
18. 会計学第1講座	簿記学, 原価計算, 商業数学
19. 会計学第2講座	会計学, 監査論
20. 外国語講座	英語, 英文学, 独語, 仏語, 中国語, 西語, 露語
体 育 (講座外)	実技, 講義
研究指導 (講座外)	研究指導
職業指導 (講座外)	職業指導

- 第10条 学科目はこれを一般教育科目, 専門科目, 外国語及び体育に分ける。

- 第11条 一般教育科目及びその単位数は次のとおりとする。

A 人文科学関係	B 社会科学関係	C 自然科学関係
哲 学「4」	社会科学概論「4」	数 学「4」
倫 理 学「4」	社 会 学「4」	物 理 学「4」
心 理 学「4」	教 育「4」	化 学「4」
文 学「4」	地 理 学「4」	生 物 学「4」
歴 史 学「4」	法 学 概 論「4」	地 学「4」
	憲 法「2」	
	経 済 学 概 論「4」	
	商 業 概 論「4」	
	政 治 学「4」	

「 」内の数字は単位数を示す。

第12条 専門科目の系列，その科目及び単位数は次のとおりとする。

経済学科

憲法「4」 財政学「4」 経営経済学「4」
 民法「4」 国際経済論「4」 産業心理学「4」
 商法Ⅰ「4」 貿易論「4」 簿記学「4」
 商法Ⅱ「4」 商業英語「4」 商業数学「4」
 国際法「4」 経済地理「4」 会計学「4」
 経済法「4」 金融経済論「4」 経済学史「4」
 統計学「4」 国際金融論「4」 日本経済史「4」
 数理統計学「4」 金融機関論「4」 工業経済学「4」
 経済統計学「4」 配給論「4」 農業経済学「4」
 経済原論「4」 証券市場論「4」 社会政策「4」
 経済変動論「4」 交通論「4」 研究(卒業論文)「12」
 計量経済学「4」 保険論「4」 指導(を含む)
 経済史概論「4」 職業指導「4」
 経済政策「4」 (教職志望者に限る)

商業学科

憲法「4」 国際経済論「4」 簿記学「4」
 民法「4」 貿易論「4」 商業数学「4」
 商法Ⅰ「4」 商業英語「4」 会計学「4」
 商法Ⅱ「4」 経済地理「4」 商品学「4」
 国際法「4」 金融経済論「4」 工場経営「4」
 経済法「4」 国際金融論「4」 財務管理「4」
 統計学「4」 金融機関論「4」 原価計算「4」
 数理統計学「4」 配給論「4」 監査論「4」
 経済統計学「4」 証券市場論「4」 研究(卒業論文)「12」
 経済原論「4」 交通論「4」 指導(を含む)
 経済変動論「4」 保険論「4」 職業指導「4」
 計量経済学「4」 経営経済学「4」 (教職志望者に限る)
 経済史概論「4」 産業心理学「4」
 経済政策「4」
 財政学「4」

第13条 外国語の種類及びその単位数は次のとおりとする。

英語(1)「12」 英語(2)「12」
 英文学「8」 独語「8」
 仏語「8」 中国語「8」
 西語「8」 露語「8」

第14条 体育の単位数は講義2単位，実技2単位とする。

第15条 授業は1学年を30週とし講義及び研究指導については毎週1時間15週をもつて1単位とし数学演習，語学演習等は毎週2時間以上15週をもつて1単位とし実験，実習，実技は毎週3時間15週をもつて1単位とする。

第4章 履修規則

第16条 数学，外国語(英語(1)を含め2ヶ国語)及び体育は必修とする。

商業教員養成課程の学生については前項の外憲法(社会科学系列)職業指導を必修とする。

第17条 学生は一般教育科目のうち人文科学，社会科学及び自然科学関係の各系列につき，それぞれ3科目以上合計9科目36単位以上，並びに専門科目については原則として第3年度以降においてそれぞれ専攻学科につき84単位以上を履修しなければならない。

上記のほか外国語につき20単位以上，及び体育につき4単位を履修しなければならない。

英語科教員免許状の取得を希望するものは更に教育職員免許法による所定の教科科目の単位を修得しなければならない。

第18条 商業教員養成課程の学生及び商業又は英語の教員免許状の取得を希望する者は，前条の単位の外更に教育職員免許法による所定の教職科目の単位を修得しなければならない。

教職に関する専門科目及び単位数は次のとおりとする。

教職に関する専門科目 (免許教科は商業・英語)			
必修科目	単位数	選択科目	単位数
教育心理学	3	教育社会学	3
教育原理	3	教育方法論	3
教科教育法	3	教育統計	3
教育実習	2		

第19条 学生は科目の選択履修については一定の期間内に届け出て承認を受けなければならない。

第20条 科目修了の認定を経て単位を取得せしめる。

第21条 授業・研究指導及び科目修了の認定に関する細則は別にこれを定める。

第5章 学士称号

第22条 本学に4年以上在学し所定の単位数を取得したときは学士試験に合格したもとする。

本学の学士試験に合格した者は商学士と称することができる。

学士試験に合格した者には証書を授与する。

第6章 入学、休学、退学及び除籍

第23条 入学の時期は毎学年の始めとする。

第24条 入学資格者は、高等学校以上の課程を修了した者若しくはこれと同等の学力があると認められた者とし、選考の上入学を許可する。

第25条 学生が休学、転学又は退学する場合には学長の許可を得なければならない。

第26条 学生は次の各号の1に該当する場合は除籍される。

- 1 疾病その他の事由で成業の見込がないと認められたとき。
- 2 授業料の納付を怠つたとき。

第7章 学生の收容定員及び職員組織

第27条 学生の入学定員は次のとおりとする。

商学部 165名(内商業教員養成課程25名)
専攻科 10名

第28条 本学の職員組織は国立学校設置法及び同施行規則の定めるところによる。

第8章 専攻科

第29条 専攻科の専攻課程は経理経営学専攻とし経理経営に関する特別の専門技能者を養成し、もつて産業文化の発展に貢献することを目的とする。

第30条 修業年限は1年とする。

第31条 入学資格は次のとおりとし選考の上入学を許可する。

- 1 新制大学を卒業した者
- 2 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

第32条 一年以上在学し所定の学科目について30単位を修得したときは修了証を授与する。

第33条 学科目及び履修方法に関する細則は別に定める。

第34条 本章に定めるもののほか専攻科の学生に関し必要な事項は他章の規定を準用する。

第9章 聴講生

第35条 本学所定の学科目中の1科目又は数科目の聴講を出願する者があるときは、その学力を考査し1年を限り聴講を許可することができる。

聴講生は1単位毎に聴講料を納めなければならない。

第36条 聴講生よりその履修した学科目の学業成績証明書の請求があつたときはこれを交付する。

第10章 公開講座

第37条 本学に随時公開講座を設けることがある。

第11章 検定料、入学料、授業料及び聴講料

第38条 入学を志願する者は、検定料1,000円を納付しなければならない。

第39条 入学を許可された者は、入学料1,000円を所定の期日までに納付しなければならない。

第40条 授業料は、年額金9,000円とする。但し、昭和26年度以前に入学した学生については、年額金3,600円とし、昭和30年度以前に入学した学生については、年額金6,000円とする。

第41条 授業料は、毎年4月、10月において2分の1を所定の期日までに納付しなければならない。但し、学長において特別の事由があると認めた学生については月割分納を認めることができる。

既納の授業料は、これを還付しない。

第42条 退学又は除籍の場合における授業料は、その納期に属する分を徴収する。

停学中の学生については、その期間分の授業料を徴収する。

第43条 休学中の学生については、その休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料は、これを徴収しない。但し、既納の授業料については第41条の第2項の規定を準用する。

第44条 学資の支払が困難な学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

第45条 前条の規定により授業料の免除又はその徴収の猶予を受くべき学生は、毎期ごとにこれを定める。

第46条 聴講生は聴講料として1単位金 300円を納付しなければならない。聴講生としての検定料及び入学金は第38条及び第39条の規定にかかわらず金 500円とする。

第1項及び第2項に関する費用の徴収については授業料に関する規定を準用する。

第12章 賞 罰

第47条 学業又は他の業績の優秀な学生に対しては学長はこれを表彰することがある。

第48条 本学の規則に違背し又は学生の本分に反する行為があつた学生に対しては学長はこれを懲戒する。

懲戒は誹責、停学及び退学とする。

第13章 寄宿舎及び厚生施設

第49条 本学に寄宿舎、学生集会所及び学生食堂を置く。

第50条 本学に健康相談所を置く。

第14章 補 則

第51条 本則を改正せんとするときは教授会の議を経なければならない。

第52条 本則の施行に必要な細則は別にこれを定める。

附 則

1 本則は昭和24年6月1日から施行する。

- 2 本則中の改正は昭和27年8月20日から施行する。
- 3 本則中の改正は昭和28年4月27日から施行する。
- 4 本則中の改正は昭和29年4月1日から施行する。
- 5 本則中の改正は昭和31年4月1日から施行する。
- 6 本則中の改正は昭和32年4月1日から施行する。
- 7 本則中の改正は昭和33年4月1日から施行する。

2. 学則に関する細則

(1) 授業細則

第1条 毎学年の開講科目、担当者及び授業時間数は学年始めまでに教授会においてこれを定める。

第2条 一般教育科目、外国語及び体育は前2年間に、専門科目は後2年間に於いて履修することを原則とする。

研究指導については別に定める。

第3条 履修を届出た科目についてはその履修の中止又は変更を認めない。

第4条 1科目の併立講義についてはいずれかその一つのみを以つて学則第17条による所要最低単位数に算入する。その講義については予めその旨を届け出なければならない。

第5条 外国語の履修について英語を含めた2ヶ国語以外は所要最低単位数には算入されない。

第6条 臨時講義及び特別講義を開く場合にはその都度単位数を決定する。

附 則

1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。

2 この細則の改正は昭和32年4月1日から施行する。

(2) 研究指導細則

第1条 学生は所定の期日までに担当教官の承認を得て研究指導を受けることができる。

第2条 前条によつて研究指導を受ける場合は後2年に亘るものとする。

第3条 研究指導を受ける場合は最終期に當つて、所定の期日までに卒業論文を提出しなければならない。

第4条 学生は研究指導の途中において任意にその所属を変更することができない。

附 則

- 1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- 2 この細則の改正は昭和32年4月1日から施行する。

(3) 科目修了の認定に関する細則

- 第1条 科目修了の認定は科目試験及び卒業論文審査によつてこれを行う。
- 第2条 科目試験は履修科目につき適宜これを行う。
やむを得ない事情のため受験できない場合はその旨を届け出なければならない。
- 第3条 試験に欠席した者に対する追試験は原則としてこれを行わない。
- 第4条 科目試験に合格しなかつた者で当該科目の再修を願出た場合は新たに当該科目を選択したものととして取扱う。
- 第4条の2 卒業年度における不合格科目が12単位以内で、その科目に合格することにより卒業できた者に限り、本人の申出によつて6月の再試験を受けることができる。但し、研究指導については再試験を行わない。(昭和29年4月1日追加)
- 第5条 卒業論文は最終学年年度の1月31日までに担当教官に提出しなければならない。
- 第6条 試験の成績は科目試験及び卒業論文審査ともに、優、良、可、不可に分け可以上を合格とする。
- 第7条 入学生は本学より学生票の交付を受け毎学年始め並びに学年末においてこれを提出しなければならない。
学年始めにおいては、その学年に履修を承認した学科目を記入し、学年末においては科目修了認定の結果を記入してそれぞれ本人に返付する。

附 則

- 1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。
- 2 この細則の改正は昭和33年4月1日から施行する。

(4) 入学、休学及び退学に関する細則

第1条 次の各号の1に該当する者は本学に入学を志願することができる。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 4 文部大臣の指定した者
- 5 その他本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第2条 入学者の選考は入学試験による。

第3条 入学を志願する者は次の書類に検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- 1 本学所定の入学願書
- 2 卒業又は卒業見込に関する当該学校長の証明書又は入学資格を証明する書類
- 3 卒業又は卒業見込の学校の校長の調査書
- 4 最近の半身手札型写真
一旦納入した検定料は返還しない。

第4条 入学を許可された者は入学料を納付しなければならない。

一旦納入した入学料は返還しない。

第5条 次の各号の1に該当する者が入学又は転学を志願したときは選考の上許可することができる。

- 1 学士の称号を有する者
- 2 本学の学籍を離れた者
- 3 他の大学の学生

前項の志願者は入学又は転学願書及び履歴書を提出しなければならない。但し、第1号に定める者は学士号試験合格証明書を、第3号に定める者はその現に在学する大学の学長又は学部長の承認書及び履修科目の成績証明書を添えなければならない。

この場合に入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき科目並びに単位数は教授会においてこれを定める。

第6条 前条の入学又は転学における検定料及び入学料については第3条及び第4条の規定を準用する。

第7条 本学の学生が他の大学に転学せんとするときは学長に許可願を提出

しなければならない。

第8条 入学を許可された者はすべて保証人連署の誓約書及び戸籍抄本を所定の期日までに提出しなければならない。

第9条 保証人が遠隔の地に居住する場合には小樽市、或は小樽市近郊に居住する副保証人を立てなければならない。

第10条 保証人及び副保証人はいずれも独立の生計を営み確実に保証の責を履行できる成年者でなければならない。

第11条 保証人又は副保証人が死亡し又は前条の資格を失つたときは遅滞なく改めて保証人及び副保証人を立てて誓約書を差換えなければならない。

第12条 学生、保証人又は副保証人が氏名を改め又は転居したときは直にその旨を届け出なければならない。

第13条 疾病その他やむを得ざる事由で3ヶ月以上就学できない学生は事由を具し保証人連署の上休学願を学長に提出し許可を得てその学年間休学することができる。

第14条 学生は8年を超えて在学することができない。但し、休学の期間は在学年数に算入しない。

第15条 学生が退学せんとするときはその事由を具して学長に許可願を提出しなければならない。

附 則

この細則は昭和24年9月1日から施行する。

(5) 授業料減免猶予並びに分割納入に関する細則

第1条 学術優秀で真にやむを得ない事情で学資の支弁困難な学生に対しては(規定に定める金額の範囲内において)授業料の全部又は一部を免除する。但し、奨学生及び新入学生に対しては原則として免除しない。

第2条 特別の事情ある学生に対しては願出により授業料の納付をその期の末まで猶予又は月割納入を許可することができる。

第3条 第1条、第2条の許可はその限りとする。

第4条 授業料の減免を受けようとする者は次の書類を学長に提出しなければならない。

- 1 授業料減免願書
- 2 市町村の証明書

3 その他参考となる資料

第5条 前条の願書はその期の授業料納付期限内に提出しなければならない。

第6条 授業料減免については学長は選考委員会に諮問の上これを決定する。

第7条 月割納入を許可された学生は毎月10日(休暇期間中も)までに必ず納付しなければならない。

第8条 次の各号の1に該当した場合は許可を取り消しその金額を直ちに納付させる。

- 1 第4条の書類に虚偽の事実が判明したとき
- 2 第7条の納付を怠つたとき
- 3 第1条、第2条の事由のやんだとき

附 則

1 この細則は昭和24年6月1日から施行する。

2 この細則の改正は昭和24年8月15日から施行する。

(6) 委託生及び聴講生に関する細則

第1条 委託生及び聴講生の入学は学年の始めとする。

第2条 聴講生を志願する者は高等学校卒業程度以上の学力を有する者でなければならない。

第3条 聴講生を志願する者は所定の期間内に聴講願書に履歴書及び所定の検定料を添えて提出しなければならない。

第4条 聴講科目は学年始めにおいてその都度これを定める。

第5条 聴講を許可された者は別に定めるところにより聴講料を納付しなければならない。

一旦納付した聴講料は返還しない。

第6条 聴講生に対しては原則として試験を行わない。但し、学則第9章第36条に規定する学業成績証明書が必要とする者については願出により試験を行うことがある。

附 則

この細則は昭和24年6月1日から施行する。

(7) 専攻科に関する細則

- 第1条 専攻科の科目及びその単位数は別表のとおりとする。
- 第2条 開設科目及び担当者はその学年始めまでに教授会の議を経てこれを定める。
- 第3条 専攻科学生は学年始めにおいて選択履修しようとする科目を所定の期間内に届け出て学長の承認を受けなければならない。
承認を受けた科目についてはその履修の中止又は変更を認めない。
- 第4条 専攻科学生は経営学演習のいずれか一つに参加し所定の期間内に指導教官に論文を提出しなければならない。
- 第5条 演習参加については指導を受けようとする教官の承認を受け所定の時期内にその旨を届け出なければならない。
演習は中途において任意にその所属を変更することはできない。
- 第6条 科目修了の認定については「科目修了の認定に関する細則」を準用する。
- 第7条 学部の学科目の聴講を希望する者は学長の許可を受けなければならない。

別表 科目及び単位数

経営経済特殊問題 4	貿易特殊問題 4
工場経営 4	貿易・為替特殊問題 4
財務管理 4	金融特殊問題 4
産業経済特殊問題 4	農業金融問題 4
産業心理学 4	産業統計 4
会計学 4	産業経済史特殊問題 4
監査論 4	商法特殊問題 4
工業簿記 4	経営学演習 10
商業経済特殊問題 4	会計学演習 10
市場論 4	
工業経済特殊問題 4	
交通・保険特殊問題 4	
国際金融特殊問題 4	

附 則

この細則は昭和29年4月1日から施行する。

3. 教務委員会規程

- 第1条 本学の教育課程、授業、試験、教官補充計画その他教務に属する事項に関し学長の諮問事項及び委員の提議事項等を審議するため教務委員会（以下委員会という。）を置く。
- 第2条 委員会は次に掲げる6名の委員をもって組織する。
 - 1 教授会において教授、助教授及び専任講師のうちより選出した5名の教官
 - 2 学生部長
- 第3条 前条第1号の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第4条 委員会の委員長は第2条第1号の委員の互選とし、学長が委嘱する。
- 第5条 委員会は委員長が招集し議長となる。
 - 2 委員長事故あるときは委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。
- 第6条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことが出来ない。
 - 2 議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第7条 委員会は必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聴くことが出来る。
- 第8条 委員会は毎月1回開く。但し、委員長が必要と認めるとき、もしくは委員の2分の1以上から申出があつたときは臨時に招集する。
- 第9条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。
 - 2 幹事は学生課長とする。

附 則

この規程は昭和31年10月1日より施行する。

4. 補導委員会規程

第1条 本学学生の補導、厚生に関し、学長の諮問事項及び委員の提議事項等を審議するため補導委員会（以下委員会という。）を置く。

第2条 委員会は次に掲げる6名の委員をもって組織する。

- 1 教授会において教授、助教授及び講師のうちより選出した5名の教官
- 2 学生部長

第3条 前条第1号の委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 委員会の委員長は学生部長とする。

第5条 委員会は委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長事故あるときは委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

第6条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7条 委員会は必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

第8条 委員会は毎月1回開く。但し、委員長が必要と認めるとき、若しくは委員の2分の1以上から申出のあつたときは臨時に招集する。

第9条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

- 2 幹事は学生課長及び厚生課長とする。

附 則

この規程は、昭和31年10月1日から施行する。

5. 図書委員会規程

第1条 本学附属図書館の購入図書を選定その他運営に関し学長の諮問事項、及び委員の提議事項等を審議するため図書委員会（以下委員会という。）をおく。

第2条 委員会は附属図書館長及び図書委員をもって組織する。

第3条 図書委員は教授会において教授、助教授及び専任講師のうちより3

名を選出し学長が委嘱する。

第4条 図書委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 委員会の委員長は附属図書館長とする。

第6条 委員会は委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長事故あるときは委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

第7条 委員会は必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

第8条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

- 2 幹事は附属図書館事務長とする。

附 則

この規程は、昭和31年10月1日から施行する。

6. 附属図書館規程

第1条 小樽商科大学附属図書館（以下単に本学図書館と称する。）は、小樽商科大学にこれを設置する。

第2条 本学図書館は本学において研究及び教授上必要な図書及び資料を収集し、本学の職員及び学生の勉学に資するとともに学外の研究者の利用にも供し広く社会に貢献するものとする。

第3条 本学図書館は、学内又は学外の者から、図書の保管の委託を受けることができる。

前項の保管については本学所属の図書に準じて取扱うものとする。

第4条 本学図書館の図書を研究又は参考のため本学図書館以外の学内の場所に長期間備付けようとするときはその主管部課長から所定の借用証を館長に提出し、その承認を得なければならない。

前項の規定により館長が承認したときは、その管理をその主管部課長に委任するものとする。

第5条 本学図書館の図書は所定の閲覧室で閲覧しなければならない。

第6条 本学教官は館長に申出て、書庫内の図書を検索することができる。

第7条 次に掲げる者に対して館長は日時を定め書庫内の図書の検索を許可することができる。

- 1 本学事務職員
- 2 本学学生で特に指導教官の保証した者
- 3 本学卒業生で特に本学教官の保証した者

第8条 前条各号以外の者でも、学長の承認があれば館長は書庫内の図書の検索を許可することができる。

第9条 次に掲げる者に対し、館長は、図書の館外貸出を許可することができる。

- 1 本学教官
- 2 本学事務職員
- 3 本学学生で特に指導教官の保証したもの
- 4 本学卒業生で小樽市内に居住し、特に本学教官の保証したもの

第10条 前条各号以外の者でも、学長の承認があれば館長は図書館の館外貸出を許可することができる。

第11条 前2条の規定にかかわらず、貴重図書、準貴重図書及び特定図書と指定してあるもの並びに館長が管理上必要ありと認めたものは、館外貸出を許可することができない。

第12条 館外貸出中の図書及び管理を委任している図書で館長が管理上必要ありと認めたときは随時これを点検し、又は返納させることがある。

第13条 図書閲覧者は図書を汚染、破損、紛失したときは館長は図書閲覧者に対して代本を納付させるか又はこれに相当する代金を弁償させる。弁償金の額は、学長がこれを定める。

第14条 図書閲覧者がこの規程又は館長の定める規定に違反したときは、学長はこれに対して図書の閲覧又は館外貸出を停止又は禁止し若しくはその他の処置をすることができる。

第15条 本学図書館は時宜に応じて、良書の紹介、展示会又は読書指導等を行う。

第16条 この規定の外、本学図書館運営について必要な事項は館長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和24年6月1日から施行する。

7. 附属図書館借覧細則

第1章 閱 覧

第1条 本学附属図書館備付の図書を閲覧できるのは次の者に限る。

- 1 本学教官
- 2 本学事務職員
- 3 本学学生
- 4 図書特別閲覧票所持者

第2条 つぎの者に対しては図書館長が承認の上、図書特別閲覧票を交付する。

- 1 本学卒業生で本学教官の保証ある者
- 2 公務員、教官及び公社、銀行等の役員で本学教官の保証ある者

第3条 閲覧室は国民の祝日、日曜日及び臨時休館の場合を除き毎日開く。但し、臨時休館の日及び平日の開閉時刻の変更等はその都度掲示する。

第4条 書庫に入つて図書検索のできる者は本学教官に限る。

第5条 本学学生または図書特別閲覧票所持者は図書館員の指図を受け閲覧室で図書を閲覧することができる。

第6条 閲覧者は所定の図書借用証に閲覧図書の著者名、書名、番号、閲覧者氏名その他必要な記入をして身分証明書または図書特別閲覧票を添えて館員に提出しなければならない。

第7条 一時に借覧出来るのは3冊までとする。但し、特に必要と認めた場合には適當冊数の閲覧を許すことがある。

第8条 閲覧図書は必ず借覧当日中に返本するものとする。

第9条 閲覧図書は閲覧室外に持出してはならない。

一時閲覧室を離れる時は、借覧中の図書を館員に預け、且つ、その旨を告げることを要する。

第10条 閲覧図書は又貸は禁止する。

第11条 閲覧室では静粛を守り、他人の妨げになるような行為を慎むのは勿論喫煙、音読、談話などは許されない。

第12条 閲覧図書は丁寧に取扱い、一切「書き入れ」、又は「切り抜き」「汚損」「破損」「紛失」等のないよう注意しなければならない。

上記に反する行為があるときは、修繕、若しくは弁償を要求する。

第13条 閲覧者は本館の掲示に注意し、これを守るべきものとする。

第14条 以上の規定を守らない時は一定の期間閲覧を禁止する。但し、本学学生に対しては本学学則第48条を適用する。

第2章 館外貸出

第15条 本学図書館備付図書の貸出は原則としては行わない。但し、次の者を除く。

- 1 本学教官
- 2 本学事務職員
- 3 研究指導上必要と認められた本学学生
- 4 その他図書特別閲覧票所持者で特に館長の許可を受けた者

第16条 図書の貸出は次の要領による。

- 1 本学教官は6ヶ月を限度として30冊以内
- 2 本学事務職員は1ヶ月を限度として5冊以内
- 3 研究指導を受ける学生の場合は1ヶ月を限度として3冊以内

第17条 次の図書は貸出を行わない。

- 1 貴重図書及び特定の図書
- 2 辞書類
- 3 統計表類
- 4 研究文庫及び教養文庫としての備付図書
- 5 受入後1ヶ月以内の図書

第18条 貸出を受けた図書は期日までに必ず返却するものとする。

尚同一図書の貸出継続を望む者は他に貸出希望者がいない場合に限り図書借用証の書替によつて再び貸出を受けることが出来る。

第19条 貸出期間中でも、図書整理、製本、物品検査、其他のために一時、

図書の回収を求めることがある。

第20条 図書の貸出を受ける者は貸出図書一部毎に、図書借用証に著者名、書名、番号、借出者住所氏名（押印のこと）、返済年月日、その他必要な事項をインクで記入の上、館員に提出しなければならない。但し、研究指導を受ける学生は更に各自の指導教官の保証を必要とする。

第21条 前章第10条、第12条及び第14条の規定は本章にも適用される。

第3章 研究文庫及び教養文庫

第22条 学生の研鑽に資するために研究文庫及び教養文庫を置く。

第23条 研究文庫及び教養文庫の図書は簡単な手続によつて閲覧が出来る。

附 則

- 1 この細則は、昭和24年6月1日から施行する。
- 2 この細則の改正は、昭和33年4月1日から施行する。

8. 寄宿寮規程

第1条 本学に寄宿寮を置き、その管理は学生部長があたる。

第2条 寄宿寮は協同生活を営み自治精神を養うことを目的とする。

第3条 各寮に寮補導教官を置く。

寮補導教官は寮生の生活及び寮の運営について補導を行う。

第4条 入寮又は退寮しようとするものは所定の願書を学生部長に提出しなければならない。

入寮は選考の上これを許可する。

第5条 寄宿料は月額100円とし、その納入の方法は寄宿料徴収規程による。

第6条 つぎの各号の1に該当する場合には退寮させることがある。

- 1 寄宿料の納付を怠つたとき。
- 2 第2条の目的に添わないと認められたとき、その他寮生活に不相当と認められたとき。

第7条 寄宿寮の建物及び施設を毀損又は紛失したのものには、これを賠償さ

せることがある。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

9. 寄宿寮規程細則

第1条 本学に次の寄宿寮を置く。

- 第1寮 (北斗寮)
- 第2寮 (正気寮)
- 第3寮 (文行寮)
- 第4寮 (玉の井寮)

第2条 寄宿寮の運営は寮生の自治による。その方法については各寮規程によるものとする。

第3条 各寮の共通する運営事項については全寮協議会に計る。
全寮協議会規程は別に定める。

第4条 入寮の許可は学生部長が行い、その選考には寮生代表が加わる。

第5条 寄宿寮規程第6条の退寮については審議の上きめる。
この審議に当っては寮生代表の意見を徴する。

附 則

この細則は昭和28年4月1日から施行する。

10. 寄宿料徴収規程

第1条 寄宿料は毎月10日までに当月分を納めなければならない。

第2条 長期休暇中の分はその休暇開始前に納めなければならない。

第3条 寄宿料は入寮及び退寮当月の分はこれを徴収する。

第4条 休暇中のみの退寮は認めない。

第5条 長期休暇開始前2ヶ月以内の退寮願出はその休暇終了後6ヶ月以内に入寮しないことを条件とする場合にのみこれを許可することができる。

第6条 寄宿料の納付を怠つたときは退寮される。

第7条 一旦納付した寄宿料は返還しない。

附 則

この規程は、昭和28年4月1日から施行する。

11. 経済研究所規程

第1条 本学に経済研究所を置く。

第2条 本所は経済商業に関する学術の進歩を図るため、その調査研究を行うと同時に、北海道産業の振興に必要な実証的研究をなすことを目的とする。

第3条 本所は次の事業を行う。

- 1 経済商業に関する調査研究
- 2 経済商業に関する資料の蒐集整理
- 3 北海道産業に関する調査研究及びその資料の蒐集整理
- 4 前記各号に関する調査研究の成果の刊行
- 5 講演会、講習会その他集会の開催
- 6 その他本所の目的を達成するに適當な事業

第4条 所員は本学の教授、助教授、講師中より学長が委嘱する。

第5条 所長には小樽商科大学学長があたる。

第6条 本所に総務部、資料部、編集部を置く。

第7条 本所に北海道産業研究室、その他の研究室を特設する。

第8条 本学教職員、学生及びその他所長の許可を受けた者は本所々蔵の資料を閲覧することができる。

附 則

1 この規程は、昭和24年6月1日から施行する。

2 この規程の改正は、昭和28年4月1日から施行する。

第 3. 学科目履修方法

1 昭和33年度の開設科目は次の通りである。

区分	学 科 目	単 位	担 当 教 官	備 考		
一 般 教 育 科 学	哲 学	4	川 村 教 授	(北大文学部助教授)		
	理 学	4	" "			
	心 理 学	4	野 沢 助 教 授			
	文 学 { 日本文学 外国文学 }	4	広 田 助 教 授			
		4	松 尾 教 授			
	歴 史 学	4	赤 井 講 師			
	社 会 科 学	社会科学概論	2		藤 沢 助 教 授	(北大法学部助教授)
		社会学	4		浜 林 助 教 授	
		法 学 概 論	4		藤 沢 講 師	
		憲 法	2		桑 原 講 師	
経 済 学 概 論		4	木 村 助 教 授			
※政 治 学		2	岡 本 講 師			
自 然 科 学	数 学	4	武 隈 教 授	(北学大助教授)		
	物 理 学	4	小 宮 講 師			
	化 学	4	川 原 教 授			
	生 物 学	4	向 川 講 師			
外 国 語	英 語 (1) { I II }	12	(備考参照)	(北大文学部助教授)		
	英 語 (2)	8	(備考参照)			
	英 文 学	4	清 水 教 授			
	独 語 I	4	清 水 助 教 授			
		4	高 橋 講 師			
	仏 語 I	8	フーベル講師			
		8	松 尾 教 授			
	中 国 語 I	8	マチルド講師			
		8	川 上 助 教 授			
	西 語 I	8	" "			
8		一 色 助 教 授				
露 語 I	8	" "				
	8	松 木 講 師				

体 育	実 技	講 義	単 位	担 当 教 官	備 考
			2	杉 山 講 師	(非常勤講師)
専 門 科 目	民 商 法 I 民 商 法 II 国 際 法 統 計 学 数 理 統 計 学 経 済 統 計 学 経 済 原 論 計 量 経 済 学 経 済 史 概 論 経 済 政 策 学 財 政 学 国 際 経 済 論 貿 易 論 商 業 英 語 経 済 地 理 論 金 融 経 済 論 国 際 金 融 論 金 融 機 関 論 配 給 市 場 論 証 券 市 場 論 交 通 險 論 保 險 經 済 学 ※産 業 心 理 学 ※簿 記 学 ※会 計 学 ※職 業 指 導 ※研 究 指 導	4	木 部 講 師	(小樽商大短期大学部教授)	
		4	" "	(" ")	
		4	" "	(" ")	
		4	桑 原 講 師	(北大経済学部助教授)	
		4	竹 内 講 師		
		4	武 隈 助 教 授		
		2	竹 内 講 師		
		4	藤 井 助 教 授		
		4	古 瀬 助 教 授		
		4	浜 林 助 教 授		
		4	麻 田 助 教 授		
		4	早 見 講 師		
		4	麻 田 助 教 授		
		4	木 曾 教 授	(北大経済学部助教授)	
		4	大 爺 講 師		
		4	阪 口 助 教 授		
		4	" "		
		4	藤 沢 助 教 授		
		4	岡 本 助 教 授		
		4	久 木 教 授		
4	" "				
4	室 谷 教 授				
4	津 久 井 講 師				
4	石 河 教 授	(中央大助教授)			
4	石 河 教 授				
4	阿 部 講 師				
4	阿 部 講 師				
12	専門科目担当教官				
2	大 塚 講 師		(慶応大教授) 予定		
4	室 谷 教 授				
4	吉 武 講 師				
4	" "				
経 済 学 専 攻 目	※経 済 学 史		2	大 塚 講 師	(慶応大教授) 予定
	日 本 経 済 史	4	室 谷 教 授		
	工 業 経 済 学	4	吉 武 講 師		
	社 会 政 策	4	" "		

商攻 学科 専目	工場経営 原価計算	4 4	古瀬助教授 久野講師	
教職に 関する 専門科目	教育原理	3	鈴木講師	(小樽商大短期大学部教授) (小樽商大短期大学部講師) (小樽商大短期大学部教授) (小樽商大短期大学部講師)
	教育心理	3	野沢助教授	
	商業科教育法	3	金巻講師	
	英語科教育法	3	玉井助教授 北村講師	
	教育実習	2	金巻講師 玉井助教授 北村講師	
	教育方法論	3	鈴木講師	
特別講義	世界文化史		学 長	
備 考				
(1) ※を付した科目は集中講義を示す。				
(2) 英語(1)の担当教官は次の通りである。 木曾教授, 清水教授, 玉井助教授, 速川助教授, 久納講師, 北村講師 (本学短大講師), 北市講師(本学短大講師), 野尻講師(北大助教授), マクラウド講師(外人講師) 英語(2)の担当教官は次の通りである。 速川助教授, マクラウド講師 英語(2)および英文学は高等学校英語科二級普通免許状取得のための必修科目であると共に一般学生の課外科目としての履修参加も認められている。				
(3) 憲法(社会科学)は前期に, 社会科学概論および経済統計学は後期にそれぞれ開講される。				

2 学生は4年間在学し下記各項に示すところに従い, 単位を取得することによって卒業資格が与えられる。

(1) 一般教育科目

一般教育科目は人文科学, 社会科学, 自然科学の3系列につき, それぞれ3科目12単位以上を履修しなければならない。

なお自然科学系列の数学は全学生に対し必修であり, 社会科学系列中の

憲法(2単位)は, 高等学校商業科(および英語科)二級普通免許状を取得する学生についてのみ必修となっている。

また, 文学の単位は外国文学, 日本文学のうちいずれか1科目だけが卒業のための所要単位数に算入されることになっている。

(2) 外国語

英語(1)は1年度, 2年度の各年度毎に毎週6時間履修し, 担当教官(各クラス3名)の総合成績が合格することによって, 年度毎の6単位が与えられ, 合計12単位を必修とする。(別表参照)

英語以外の外国語(独, 仏, 中, 西, 露の各外国語)は1ヶ国語選択必修とし, 毎週4時間, 年度毎(1, 2年度)4単位宛, 計8単位を履修しなければならない。

(3) 体育は実技2単位(1年度), 講義2単位(2年度)を必修とする。

(4) 専門科目

専門科目は84単位以上(職業指導を除き)を履修しなければならない。但し, 教職志願者(商業科)については職業指導4単位を必修とする。研究指導は毎週3時間, 3学年度からの2ヶ年継続授業12単位(卒業論文を含む)で, 専門科目84単位中に含まれる。

研究指導に参加しない者は研究指導12単位分を, 他の専門科目の履修によって充足し, 84単位以上を修得しなければならない。

学生は3学年度から経済学科専攻と商業学科専攻とに分れるが, 他学科専攻の特殊専門科目は卒業の単位には算入されない。従って, 専門科目は各人の所属する専攻の特殊専門科目と共通専門科目によって84単位以上を修得しなければならないことになる。

(5) 教職課程

商業教員養成課程の履修を条件として入学を許可された学生は, 上記の外高等学校商業科二級普通免許状取得の資格を得ることも卒業のための条件となっているから注意を要する。

その他単位の修得要領については別表を参照すること。

単位修得要領一覽表 (最低所要単位数)

種別	科目区分 年度別	一般教育科目				体育		英語			計	専科	門目	教職に関する専門科目	総計
		人文社会科学	自然科学	社会	総合	英語(1)	英語(2)	英語以外の外国語							
								I	II						
A. 一般学生	30年度生	12	12	2	2	4	4	4	8	4	4	8	16	84	140
	31年度生	12	12	2	2	4	4	4	10	4	4	8	18	(他学専攻の特別卒業指目及び職業指目を除く)	142
	32年度生	12	12	2	2	4	6	6	12	6	6	20	88	(職業指導4単位を含む) 他学専攻の特別卒業指目を除く	144
B. 商業課程の専攻者	30年度生	12	12	2	2	4	4	4	8	4	4	8	16	14	158
	31年度生	12	12	2	2	4	4	4	10	4	4	8	18	教育原理3単位 教育心理3" 教育法3" 教育実習2" 以上は必修	160
	32年度生	12	12	2	2	4	6	6	12	6	6	20	84	教育原理3単位 教育心理3" 教育法3" 教育実習2" 以上は必修	162
C. 高等通商課程の専攻者	30年度生	12	12	2	2	4	4	4	16	4	4	8	40	14	178
	31年度生	12	12	2	2	4	4	4	14	4	4	8	40	教育原理3単位 教育心理3" 教育法3" 教育実習2" 以上は必修	178
	32年度生	12	12	2	2	4	6	6	12	6	6	20	84	教育原理3単位 教育心理3" 教育法3" 教育実習2" 以上は必修	178

6. 英語の履修
 (1) 上表の各年度別の単位数は、当該年度の学生が学則に基づいて、理想的な履修を行った場合のものである。
 (2) 昭和32年度末において英語(I)の内I、IIの何れか一方を履修し終えた者
 (3) 昭和32年度末において英語(I)の内I、II何れも履修し終えていない者

第4. 厚生補導

1. 欠席、休学等

- 欠席
引続き2週間以上欠席する場合は事由を詳記し(病気の場合は医師の診断書を添付して)保証人連署の上届け出ること。
- 休学
本学学則第25条及び細則(4)の13により休学をしようとする場合は下記の事項に注意すること。
 (1) 休学の期間は当該年度限りとする。但し学長の許可を得てその期間を延長することが出来る。
 (2) 休学の事由が止み次年度から復学しようとするときはその旨願出で、学長の許可を得なければならない。

2. 諸証明書

- 身分証明書
 (1) 学生は身分証明書の交付を受け、必ずこれを携帯すること。
 (2) 身分証明書は本学職員の請求があつたときは何時でもこれを提示しなければならない。
 (3) 身分証明書の有効期間を1ヶ年とし毎学年初め提示査証を受けるものとする。
 (4) 学生が改姓、改名、転籍、転居等をした場合は本学規程により届け出る外、身分証明書の再交付を受けること。
 (5) 身分証明書を紛失又は毀損した場合は直ちにその旨届出で再交付を受けること。
 (6) 身分証明書は卒業、転学、退学、除籍等の場合は直ちにこれを返納するものとする。
- その他の各種証明書の発行
 (1) 諸証明書の交付を受けるには予め所定の下付用紙に所要事項を記入の上願出ること。
 (2) 学生割引証は原則として当分の間年間各人当り10枚以内とする。

- (3) 学生が休暇に当って帰省用割引証を希望する場合は遅くともその休暇の開始10日前までに願出すること。
- (4) 時間外急に割引証の必要を生じた場合は、本学当直員に申出で交付を受けること。

3. 学 生 活 動

1 学 生 団 体

- (1) 学生が団体を組織しようとするときは学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (2) 団体組織の届出書には下記の事項を記載しなければならない。
 - イ 団体の名称、目的及び活動
 - ロ 発起人の氏名または役員の名
 - ハ 顧問教官の氏名及びその承諾書
 - ニ 会 則
- (3) 団体が解散しようとするとき又は届出事項を変更しようとするときは遅滞なく学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (4) 学外の諸団体に加入し又はこれと協同する場合はその旨を遅滞なく学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (5) 団体に顧問教官をおく。顧問教官は本学の教官でなければならない。

2 集 会

- (1) 団体が集会を主催し、学内において開催しようとするときは団体の代表役員は、下記の事項をその3日前までに届出なければならない。但し団体が団体固有の活動のため平常借用している場所で集会する場合はこの限りでない。
 - イ 集会の日時、場所及び予定される出席人員
 - ロ 集会の目的及び活動
 - ハ 主催団体の代表役員名
 - ニ 使用場所管理者の使用許可書
- (2) 団体が集会を主催し、学外においてこれを開催しようとするとき、又は学外の団体の集会に団体として参加しようとするときも前項に準ずる。

3 掲 示

- (1) 学生が学内において掲示をしようとするときは、団体名、責任者名を明記し、学生部長に届出で、届出済の印を受けて定められた場所に掲示するものとする。
- (2) 学生が学外において掲示をしようとするときは、あらかじめ学生部長に届出なければならない。
- (3) 掲示期間は特別の場合を除き1週間以内とする。
- (4) 学内掲示は原則として新聞紙一頁大までとする。
- (5) 無届の団体は掲示することが出来ない。

4 出版物の頒布、金銭物品の募集

- (1) 学生が雑誌その他の印刷物を刊行頒布しようとするときは、あらかじめ所定の様式にしたがって学生部長を経て学長に届出なければならない。
- (2) 印刷物を有償をもって頒布しようとするとき、又は金銭物品の募集をしようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。
- (3) 前項の場合にはその収支の結果を公示しなければならない。

5 学生活動の限界

学生の行為または学生団体の行動が本学の運営を妨げ、又は学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときはこれを禁止することがある。

4. 課 外 体 育

学生各人が余暇を利用し健全なる心身の錬成に供するよう各種運動用具が設備されている。

1 借 用 法

体育教官室において所定の用紙に氏名(年度別)、品名、個数を記入の上提出借用し、使用後返却と同時に借用書を係員から受取ること。

2 備えつけの用具

野球用具各種、庭球、籠球、排球、卓球、ソフトボール、バドミントン、ゲートボール、柔道着、剣道防具、陸上競技用具各種

3 貸 出 時 間

平日	午前10時から午後4時まで
土曜日	正午まで
休暇中	午前10時から午後3時まで

なお上記以外のときに借用する場合はその旨申出で、係員の指示により借用すること。

5. 学生生活実態調査

毎年2回(6月末, 10月末)全学生に対し学生生活実態調査を行っている。この調査は学生生活の実態を正確に把握し、学生生活の安定向上をはかるための計画を立てる貴重な基礎資料となるものである。

6. 奨学生制度

現在本学で取扱っている奨学生は日本育英会の奨学生と道内各市条例に基づく奨学生その他である。

日本育英会の奨学生となる資格及びその手続等は下記の通りであるが、詳細な事項については掲示、説明会等により知らせている。

1 出願資格

本学学生(専攻科生も含む)で品行方正、学術優秀、身体強健で家庭の事情から学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

2 出願の手続と奨学生決定まで

- (1) 奨学生を志願する学生は指定期日(掲示で知らせる)までに学生部厚生課に申込み、後日の説明会に出席して出願手続用紙の交付を受け、学生部厚生課に提出して学長の推せんを受けなければならない。
- (2) 出願された学生に対して個々に面接を行い、補導委員会で人物、学業成績、健康状態、家庭状況等各方面から検討して推せん者を決定する。
- (3) 奨学金の貸与金額及び貸与期間
一般奨学生 (イ) 2,000円 採用から卒業まで
(ロ) 3,000円 (イ)の金額の貸与を受けている者の中から特に必要があると認められた者に対して貸与される。

7. 寄宿寮及び下宿

1 寄宿寮

本学の各寮の収容人員は下記の通りである。

第1寮(北斗寮) 51人 第2寮(正気寮) 40人

第3寮(文行寮) 46人 第4寮(玉の井寮) 41人

入寮を希望する学生は3月に入寮の理由を記載して学生部長に申出て選考の上許可を得なければならない。

退寮希望者は学生部厚生課より退寮願用紙の交付を受け寮補導教官及び寮長の認印を受け学生部長に願出て許可を受けなければならない。

2 学生の下宿

現在の小樽市内の下宿料金は大体次の通りである。

6畳間(3食付)1人の場合 6,000円見当

2人の場合 5,500円見当

8. 内職及び就職

1 内職

学生の内職に適した職種としては、家庭教師、事務、測量、筆耕、英文タイプ、雑役等で、賃金は1日200円~350円程度である。

2 就職

補導委員会の中に就職委員会を置き、推せん者の選考を行い学生部長を経て求人先に推せんを行っている。

なお卒業後就職善後を申出の場合は下記の書類を学生部厚生課に提出しなければならない。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 就職善後依頼書 | (2) 家庭調査 |
| (3) 履歴書 | (4) 戸籍謄本 |
| (5) 身体検査書 | (6) 写真(手札) |
| (7) 就職連絡先調 | |

9. 授業料減免猶予及び分割納入

学術優秀で真にやむを得ない事情のため学資支弁困難な学生に対しては補導委員会で選考の上授業料の全額または半額および月割分割納入を決定している。

出願者は授業料納付期日前に学生部厚生課に申出て相談すること。

10. 保健及び福利厚生

1 身体検査

毎年全学生に対し定期身体検査（4月末）及び臨時身体検査（10月）を行っている。また保健上必要ある場合は各種の予防接種を実施する。

2 健康相談及び診療

健康相談所（医務室）では毎月2回学医（内科医、歯科医）が学生の健康相談に応じており、また軽い疾病者等に対しては学医の指導の下に看護婦（半日勤務）が勤務している。外にレントゲン技師も毎月4回来校して学生の健康相談に応じている。

なお学医来診以外の日は、社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院（小樽市住之江町）及び原田歯科医院（小樽市緑町）で診療を行っているので、受診の際は学生部厚生課に申出の上診療の手続をとること。

3 その他

学生の福利厚生施設として学生集会所（倶楽部）学生ホール（食堂及び日用品販売）理髪室の外に靴、洋服等の新調、修理などの指定商店がある。

11. 諸 手 続

学生生活に必要な納入、願出、交付申込等の諸手続は下欄の通り各課各係を通じてそれぞれ正確に行うこと。

(1) 納 入

項 目	所管課(係)	金 額	納 期	備 考
授 業 料	会計課(出納係)	前期 4,500円	4 月 中	昭和30~27年度生 半期 3,000円 昭和26~25年度生 半期 1,800円
		後期 4,500円	10 月 中	
寄 宿 料	"	(1ヶ月)100円	毎月10日まで	入寮生のみ
体 育 費	"	500円	入 学 時	
プ リ ン ト 代	"	(1ヶ年)300円	4 月 中	
学 生 自 治 会 費	"	1,000円	4 月 中	
学 生 自 治 会 入 会 費	"	500円	入 学 時	

(2) 願 出

項 目	所管課(係)	期 限	備 考
休、退 学 願	学生課(学生係)	その都度	
復 学 願	"	学年始まで	
金 銭 物 品 募 集 許 可 願	"	その都度	後に取支結果を報告
印 刷 物 刊 行 許 可 願	"	"	但し有償配布の場合のみ
教 室 使 用 許 可 願	学生課(教務係)	その都度	
入 寮 願	厚生課	3 月 中	
退 寮 願	"	その都度	
奨 学 生 願 書	"	年度毎に定める	
月 割 分 納 願 授業料延納、減免願	"	納 期 前	

(3) 申 込、交 付

項 目	所管課(係)	期 限	備 考
身 分 証 明 書	学生課(学生係)	入 学 時	毎学年始め査証を受ける
在 学 証 明 書	"	その都度	
通 学 証 明 書	"	"	(汽車、電車共)
旅 客 運 賃 割 引 証	"	"	
人 物 考 定 書	"	"	
卒 業 に 関 する 証 明 書	"	"	
成 績 に 関 する 証 明 書	学生課(教務係)	"	
学 生 票	"	年度毎に定める	

(4) 届 出

項 目	所管課 (係)	期 限	備 考
欠 席 届	学生課 (学生係)	その都度	
改 姓 改 名 届	"	"	本人、保証人共 (戸籍抄本添付)
転 籍 届	"	"	"
住 所 変 更 届	"	"	本人、保証人共
保証人(副保証人)変更届	"	"	
学生団体結成、解散届	"	"	
集 会 届	"	"	
印 刷 物 刊 行 届	"	"	(無償の場合のみ) 印刷物添付
掲 示 届	"	"	届出済の印を受け る。
履 修 届	学生課 (教務係)	年度毎に定める	
学生生活実態調査	厚生課	6月末、10月末	

(様 式)

昭和 年 月 日
小樽商科大学長 殿
昭和 年度生 氏 名 印
欠 席 届
下記事由(又は病名)により欠席したいと思
いますのでお届けします。(病気の場合は診断書
を添えて)
1. 事 由
2. 期 間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
記
B-5

昭和 年 月 日
小樽商科大学長 殿
昭和 年度生 氏 保 証 人 印 印
退 学 願
下記事由(又は病名)により退学したいと思いま
すから御許可下さるよう(診断書を添えて)お願
いします。
記
1. 退学の事由
B-5

昭和 年 月 日
小樽商科大学長 殿
昭和 年度生 氏 保 証 人 印 印
休 学 願
下記事由(又は病名)により休学したいと思いま
すから御許可下さるよう(診断書を添えて)お願
いします。
記
1. 休学の事由
2. 休学の期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

昭和 年度生 氏 名 印

住所変更届

下記のとおり住所変更いたしましたからお届けします。

記

旧住所
新住所

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

昭和 年度生 氏 名 印

復学願

下記事由のため休学中のところ、このたび復学したいと思えますから御許可下さるようお願いいたします。(病氣休学の場合は医師の診断書添付のこと)

1. 事由 (休学期間)

記

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

昭和 年度生 氏 名 印

保証人住所変更届

このたび下記のとおり保証人住所に変更がありましたから保証人選署を以てお届けします。

記

旧住所
新住所

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

昭和 年度生 氏 名 印

新保証人 旧保証人 印 印

保証人変更届

このたび下記のとおり保証人を変更しましたから新旧保証人選署を以てお届けします。

記

旧保証人 氏 名
新保証人 氏 名
変更した事由

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

昭和 年度生 氏 保 証 人 名 印

保証人（副保証人）転籍届

下記のとおり転籍しましたからお届けします。

記

旧 本 籍
新 本 籍

(改姓, 改名届も同様式による)

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

本人 氏 氏 氏 氏 印 印
保証人 氏 氏 氏 氏 印 印

転 籍 届

下記のとおり転籍しましたから戸籍抄本を添えて
お届けします。

記

1. 旧本籍
1. 新本籍

(改姓, 改名届も同様式による)

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

責任者(昭和 年度生) 氏 名 印
責任者(昭和 年度生) 氏 名 印

学 生 団 体 結 成 届

下記により団体を結成したいと思いますのでお届けします。

記

1. 団 体 名
2. 結成年月日
3. 目 的
4. 事務所及び集会所
5. 顧問教官氏名
6. 役員及び会員氏名(多数の場合は別添とすること)

添付書類

1. 会 則
2. 顧問教官承諾書(形式は任意)

(団体, 会員, 会則の変更も同様式による)

B-4

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

団体名
責任者 (昭和 年度生) 氏 名 印

集 会 届

下記により集会したいと思っておりますのでお届けします。

記

1. 集会日時
2. 集会場所
3. 目的及び活動
4. 出席人員

※使用場所管理者の許可印 (印)
(※印は学内のみ)

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

責任者 (昭和 年度生) 氏 名 印

学生団体解散届

下記のとおり団体を解散しましたのでお届けします。

記

1. 団体名
2. 解散年月日
3. 解散の理由

B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

責任者 (昭和 年度生) 氏 名 印

印刷物刊行許可願

下記のとおり印刷物を刊行 (配布) したいと思っておりますから御許可下さるようお願いいたします。

記

1. 印刷物名
2. 刊行部数
3. 内容 (印刷物添付)
(後に収支結果を公示のこと)

(有償頒布の場合) B-5

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

責任者 (昭和 年度生) 氏 名 印

印刷物刊行届

下記のとおり印刷物を刊行 (配布) したいと思っておりますのでお届けします。

記

1. 印刷物名
2. 刊行部数
3. 内容 (印刷物添付)

(無償頒布の場合) B-5

授業料免除軽減願

昭和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

昭和 年度生

本人氏名 ⑤

現住所 ⑥

保証人氏名 ⑥

現住所

下記の事由により昭和 年度前後期分の授業料を免除軽減していただきたいので関係書類を添えてお願いいたします。

記

学資支弁困難な理由 (詳細記入のこと)

B-4

小樽商科大学長 殿

昭和 年 月 日

責任者 (昭和 年度生)

氏 名 印

金銭・物品募集許可願

下記のとおり金銭 (又は物品) を募集したいと思
いますから御許可下さるようお願いいたします。

記

- 募集の目的
- 募集期間
- 募集方法

(後に取支結果を公示のこと)

B-5

入 寮 願

昭和 年 月 日

小樽商科大学々生部長殿

昭和 年度入学

氏 名 ⑤

下記事由により入寮を許可していただきたいので
家計調書を添えてお願い致します。

- 入寮を希望する事由

お り め

この欄の内容については厚生課の備付用
紙に記載されてある。

上記のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日

昭和 年度入学 ⑤

氏 保 証 人 ⑥

(父兄)氏名

B-4

補導 教官 寮長	
----------------	--

(認印)

小樽商科大学々生部長殿

昭和 年度生

本人氏名 ⑤

転居先 ⑤

連帯保証人氏名

現住所

この度下記事由により第 寮を退寮いたしましたく
お願いいたします。

記

- 事 由

B-5

第 5. 学生部事務分掌

1. 学 生 課

○ 学 生 係

- 1 学生の累加記録に関する事。
- 2 学生の賞罰に関する事。
- 3 学生の出欠席, 休学, 退学および除籍に関する事。
- 4 学生の集会, 掲示, 出版に関する事。
- 5 学生の行事および学生団体に関する事。
- 6 学生部に属する諸証明に関する事。
- 7 学生補導に関する資料の収集, 調査および統計に関する事。
- 8 その他学生の補導に関する事。

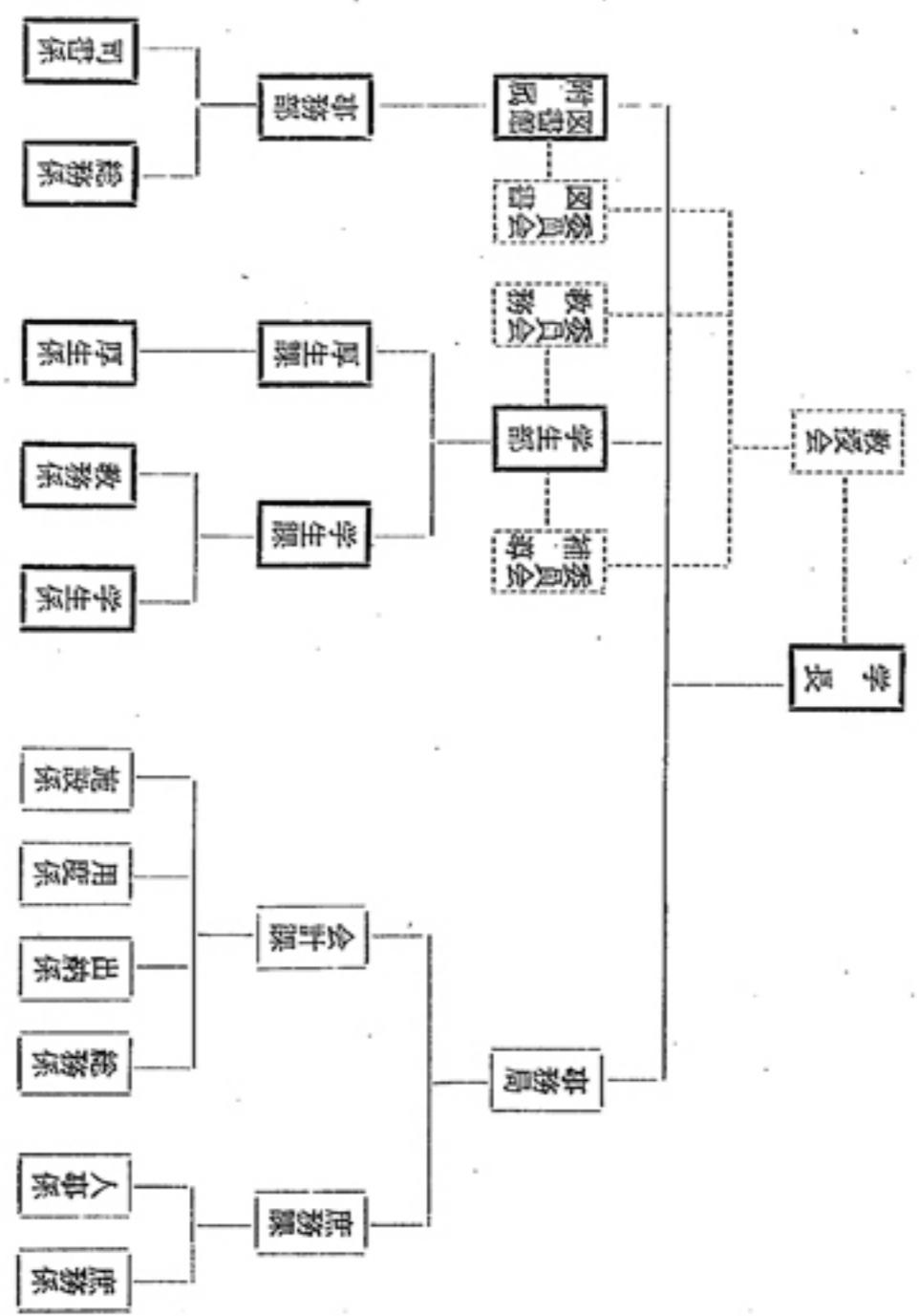
○ 教 務 係

- 1 学生の学科履修に関する事。
- 2 学科課程に関する事。
- 3 授業および試験に関する事。
- 4 単位の認定および教員免許に関する事。
- 5 学生募集および入学, 卒業に関する事。
- 6 聴講生および内地留学生に関する事。
- 7 社会教育講座に関する事。
- 8 教務に属する諸証明に関する事。
- 9 教務に関する資料の収集, 調査および統計に関する事。
- 10 その他教務に関する事。

2. 厚 生 課

○ 厚 生 係

- 1 学生の保健衛生および身体検査に関する事。
- 2 健康相談所に関する事。
- 3 学生生活調査等に関する事。
- 4 卒業生の就職および学生の内職に関する事。
- 5 寄宿寮および学生の宿所に関する事。
- 6 学生の奨学資金に関する事。
- 7 授業料の減免の猶予および分割納入に関する事。
- 8 厚生, 保健に関する資料の収集, 調査および統計に関する事。
- 9 その他学生の福利厚生に関する事。



第6. 小樽商科大学事務機構図

第7. 職員

学長 加茂儀一

1. 教育職員

昭和33年度担当科目	官職	氏名
国際金融論	教授	大野 純一
経営経済学	"	室谷 賢治郎
日本経済学	"	松尾 正久
外国文学	"	久木 曾栄
保険論, 交通論	"	川原 鳳策
貿易論, 商業英語	"	岡本 理一
化学	"	石河 英夫
商業概論	"	川村 三千雄
配給論	"	武隈 良一
会计学, 簿記学	"	清水 春雄
哲学	"	玉井 武浩
倫理学	"	速川 浩
数学	"	阪口 伸六郎
数理統計学	"	古瀬 大六
英語, 英文学	" (併)	広田 二郎
英語, 英語科教育法	助教授	川上 久寿
英語, 英文学	"	藤沢 正也
英語, 英文学	"	
金融経済論	"	
国際金融論	"	
工場経済学	"	
計量経済学	"	
日本文学	"	
中国語	"	
金融機関論	"	
社会科学概論	"	

商法(留学中)	助教	喜多	了祐
经济政策	"	麻田	四郎
国际经济	"	木村	增三
证券市场	"	浜林	正夫
经济史	"	野沢	忠辰
心理学, 教育心理学	"	一吉	武清
西语	講師	地主	重美
工业经济	"	竹内	清路
经济变动(留中)	"	桑原	輝秀
统计	"	鈴木	山登
国际法, 宪法	"	藤井	栄一
教育方法	"	松本	忠司
体育实践	"	早見	弘
经济原	"	久野	光朗
露政	"	久納	泰之
财政	"	関部	和夫
簿记	"	清水	川緋
英语	"	アロイズ・ゲルハルト・フーベル	
独学教室	助手	イアン・ゴードン・マツクラウド	
统计	"		
独学	外国人教師		
英语	"		

历史学	非常勤講師	赤井	彰夫
法政	"	藪永	重陽
政治	"	小井	之助
生物学	"	向川	英太郎
商业教育法, 教育実習	"	金卷	賢一
英语教育法, 英语実習	"	野尻	吉之
英语教育法, 英语実習	"	北村	正司
英语	"	北市	陽一
英仏体育(実技)	"	太黒	マチルド
民法	"	須貝	忠吉
经济法	"	木部	之助
经济地理学	"	大塚	栄一
产业心理学	"	津久井	喜男
产业指	"	阿部	利雄

2. 事務職員

学生部	教授	石河	英夫
部長(併)		原	憲一
学生課	文部事務官	木間	幸雄
課長		斎藤	善次
学生係	文部事務官	山	良三
係長			
教務係	文部教官 文部事務官(併)		
係長			
厚生課	文部事務官		
課長			

厚生係 係長	文部事務官	早坂時保 田村孫一
附属図書館 館長(併)	教授	室谷賢治郎
事務部 事務長	文部事務官	臼井得二
司書係 係長	"	田島候兼 池田三重子
事務局 局長	文部事務官	清水邦夫
庶務課 課長	文部事務官	高橋辰治
庶務係 係長	"	西尾正一
人事係 係長	"	森井宏浩 大沢浩一
会計課 課長	"	永井 巖
総務係 係長	"	相吉富雄
出納係 係長	"	上野昭雄
用度係 係長	"	鈴木 誠
施設係 係長	文部技官	富崎秀夫

第 8. 小樽商科大学学生自治会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は小樽商科大学学生自治会と称する。

第 2 条 本会は小樽商科大学学生の自治と団結により、学園の民主化、学問の自由な発展並びに、学生生活の向上を計る事を目的とする。

第 3 条 本会は本学全学生によつて構成される。但し、本会会員たるの資格は、本学入学と同時に効力を発し、卒業、転学及び退学の場合にのみこれを失う。

第 4 条 本会は、その事務所を小樽商科大学内に置く。

第 2 章 組 織

第 5 条 本会は左の機関を持つ。

- 1. 学生大会 1. 代議員会 1. 執行委員会 1. 連絡協議会
- 1. セミナール協議会 1. 新聞会 1. クラブ

(学生大会)

第 6 条 学生大会は本会の最高議決機関である。

第 7 条 学生大会は左の場合に執行委員長長の招集により開かれる。

- 1. 定期大会 毎年5月に1回
- 1. 全会員の中、50名以上の署名による要求があつた場名
- 1. 代議員会の要求があつた場合
- 1. 執行委員会が必要と認め決議した場合

第 8 条 学生大会は全会員の5分の2以上の出席をもつて成立する。

第 9 条 学生大会は、その都度3名よりなる議長団を選出する。学生大会の記録は書記局がこれをなす。

第 10 条 本大会の運営は、代議員により選出された5名の議事運営委員がこれにあたる。

第 11 条 学生大会の決議は出席者の過半数をもつて決定し、可否同数の場合は議長団がこれを決定する。

(代議員会)

第 12 条 代議員会は、学生大会に次ぐ議決機関である。

第13条 代議員会は、全学生を代表する選挙された代議員でこれを組織する。

(2) 代議員の選出方法によりこれを定める。

第14条 代議員会は、原則として月1回議長の召集により開くものとする。但し2分の1以上の代議員の要求のあつた場合、並びに執行委員会の要求のあつた場合、臨時にこれを開くことができる。

第15条 代議員会の定足数は2分の1以上とし、議事は出席者の過半数をもつて決定される。

第16条 代議員会の議長は、代議員中より互選し、副議長は議長が指名する。記録は書記局がこれにあたる。

第17条 代議員の任期は、5月10日より翌5月9日までとする。但し1年次代議員は9月に改選されるものとする。

第18条 会員10名以上の発議により、全会員の2分の1以上の連署による解散要求があつた場合は、代議員会は1週間以内に解散しなければならない。

(2) 代議員は選出母胎の不信任決議があつた場合は辞任しなければならない。

(3) 代議員は、学生大会に信を問うことができる。

第19条 代議員会は、必要に応じて特別委員会を設け、執行委員会と連携しその遂行にあたる。

(執行委員会)

第20条 執行委員会は、学生大会及び代議員会の決議に従い会務を執行する。

第21条 執行委員会は、左の役員をおく。

執行委員長1名 副執行委員長1名 執行委員2名 書記長1名
書記3名 会計1名 会計補佐1名 計10名

なお役員は、代議員を兼ねることはできない。

第22条 執行委員長、書記長、会計は全会員の選挙により選出される。選挙法は別にこれを定める。

第23条 執行委員長は、自治会を代表し会務の責任を有する。

第24条 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、委員長事故ある場合は、この任にあたる。副執行委員長は、委員長がこれを指名し、代議員会の承認

をうるものとする。

第25条 執行委員2名は、代議員会の推薦によるものとする。

第26条 書記局は、本会に関する書類の作成及び保管、その他内外の事務折衝にあたる。書記は、書記長がこれを指名し代議員会の承認をうるものとする。

第27条 会計及び会計補佐は、本会の会計事務を管理し予算案の作成、決算及び予算の学生大会、代議員会に於ける発表の任にあたる。会計補佐は、会計が指名し代議員会の承認をうるものとする。

第28条 役員は任期は11月1日より翌10月31日までとする。役員が解任した場合は、辞後1週間以内に補欠選挙又は指名の措置をとらなければならない。

第29条 本会会員30名以上の発起人の連署、又は代議員会の決議による執行委員会に対する解散要求が全会員の2分の1以上の賛成連署を得た場合は執行委員会は、1週間以内に解散しなければならない。

(2) 役員に対する解散要求は前項に準ずる。

第30条 執行委員会は、1ヶ月に2回以上委員長召集により開催され、5名以上の役員の出席により成立するものとする。

第31条 執行委員会は、学生大会及び代議員会に会務を発表し、その承認を得る義務を有する。時に緊急を有する事項については、代議員会に事後承認を求めることができる。

(連絡協議会)

第32条 連絡協議会は、学校と学生の円滑なる調和と協調をはかるために左記の問題につき話し合うものとする。

1 学生大会、代議員会で決議された事項のうち、その実行にあつて学校当局の援助又は認可が必要な問題

1 その他

第33条 連絡協議会は、学生部代表数名、執行委員会代表3名、代議員会代表3名により構成される。

第34条 連絡協議会には最終的決定権はなく、この会で修正案が出た場合は直ちに代議員会を開き討議するものとする。

第35条 連絡協議会は、毎月1回、学生部長の召集により開くものとする。

(2) 学生大会又は代議員会の要求があつた場合は、執行委員長がこれを開くことを得る。

(ゼミナール協議会)

第36条 ゼミナール協議会は、本会の目的にそつて学術文化の向上をはかるための諸活動を行う。細則は別に定める。

(新聞会)

第37条 新聞会は、本会の報道機関として厳正なる事実の報道にあたる。

第38条 新聞会は、有志(又は入会希望者)により構成され、綱領、役員その他細則は別に定める。

第39条 新聞会の活動は、学内の如何なる役員の影響を受けることはない。

(クラブ)

第40条 クラブは、本会の目的にそつて、自主的に活動する責任を有する。

第41条 クラブは学友団体たる文化部、体育部、応援団を含むものとする。

第42条 クラブの結成は、発起人により所定の様式によつて作成された申請書を所定期間内に代議員会に提出し、その過半数の賛成をもつて成立するものとする。書記局は成立したクラブ名を公示しなければならない。

第43条 既存クラブの廃止は、代議員会の4分の3以上の賛成をもつてなされる。

第44条 各クラブは、部長を互選し、部長はその部を代表する。

第45条 応援団は、全学年によつて構成され、幹部は、各学年より5名の選出されたリーダーによつて構成される。但し、任期は1年とする。

第3章 会 計

第46条 本会の経費は、会費、基金の収入で支弁する。(但し基金とは、入会金、前年度繰越金、臨時収入よりなるものをいう。)

第47条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第48条 会計は、年度末及び10月末迄に会計監査委員会の監査を経て、その内容を掲示を以つて公表しなければならない。

第49条 会計監査委員会は3名とし、代議員会の決定を経て執行委員長がこれを委嘱する。

第50条 会計事務は、必要ある部分を本学会計課に委嘱する。

補 則

第51条 本規約の改廃は学生大会に於ける過半数の賛成を以つてなされる。

第52条 パンフレット、掲示は、自治会活動の範囲にあるものは承認を要しない。

附 則

本規約は、1956年6月29日より施行する。

会 計 細 則

第1条 本会会員は、会費を納入する義務を有する。

第2条 会費は、毎年5月末迄に本学会計課を通じて納入しなければならない。入会金は、本学入学と同時に納入するものとする。

第3条 会計2名、代議員4名からなる財政小委員会は、12月末迄に予算案を作成する。

第4条 予算案は、各クラブ代表1名を発言者とする公聴会を開いたのち、代議員会の過半数の賛成を以つてその効力を発する。

第5条 次会計年度予算案は2月末迄に決定しなければならない。

第6条 会計は代議員会の要求があつたときには、関係書類を公開しなければならない。

第7条 本会の会費は、年額1人1,000円とする。但し、休学中又は、1年以上にわたる停学中の会員は、その期間中は会費納入の義務はない。

第8条 本会の入会金は、1人500円とする。

第9条 この会計細則の改廃は、学生大会の承認を得なければならない。

第9. 関係法規等

1. 教育基本法 (昭和22.3.31法律第25号) (抄)

われわれは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものがある。

われわれは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第2条 (教育の方針)

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条 (教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力あるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第6条 (学校教育)

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は全体の奉仕者であつて自己の使命を自覚しその職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第7条 (社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条 (政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。

第9条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第10条 (教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

2. 学校教育法 (昭和22.3.31法律第26号) (抄)

改正 昭和32.6.1 第149号

第5章 大 学

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門

の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第55条 大学の修業年限は、4年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の学部については、その修業年限は、4年を超えるものとするができる。

医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は6年以上とし、4年の専門課程とこれに進学するための2年以上の課程とする。

特別の事情のあるときは、監督庁の定めるところにより、医学若しくは歯学の学部に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する専門の課程のみを置き、又は医学若しくは歯学の学部以外の学部に同項に規定する2年以上の課程を置くことができる。

第56条 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

前条第2項に規定する専門の課程に進学することのできる者は、同項に規定する2年以上の課程を修了した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第57条 大学には専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

大学の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第63条 大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

学士に関する事項は、監督庁が、これを定める。

第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

3. 学校教育法施行規則（昭和22.5.23文部省令第11号）（抄）

改正 昭和31.12.18 第33号

第5章 大 学

第1節 設備、編制、学部及び学科

第66条 大学（大学院を含む。）の設備、編制、学部及び学科の種類並びに学士に関する事項は、この節に規定するものの外、別に定める大学設置基準による。

第66条の2 医学又は歯学の学部を置かない大学の学部に学校教育法第55条第2項に規定する専門の課程（以下「専門の課程」という。）に進学するための課程（以下「進学の課程」という。）を置く場合には、当該大学は、次に掲げる事項について、同条第3項の規定により専門の課程のみを置く大学と協議しなければならない。

- 1 進学の課程の教育課程に関する事項
- 2 収容定員に関する事項
- 3 進学の課程修了者の進学の方法に関する事項
- 4 その他必要な事項

第66条の3 進学の課程においては、下表の左欄に掲げる科目につき同表の右欄に掲げる単位を含め64単位以上を修得しなければならない。

人文科学に関する科目のうち3科目	各 4
社会科学に関する科目のうち3科目	各 4
自然科学に関する科目のうち物理学、化学、生物学及び数学	各4（うち1は実習とする。但し、数学についてはこの限りでない。）
外国語に関する科目のうち「英語及びドイツ語」又は「英語及びフランス語」	いずれか 16
体育に関する科目（講義及び実技）	4

前項の表中自然科学に関する科目のうち3科目12単位並びに人文科学に関する科目及び社会科学に関する科目のうちそれぞれ3科目12単位は一般教育科目として修得するものとする。

第1項中単位は、その科目の種類に応じ、次の各号の基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。

- 1 1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程
- 2 2時間の授業につき1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程
- 3 前2号に掲げるものを除く外、予習又は復習を必要としない実習又は実技によるものについては、45時間の授業の課程

第2節 入学、退学、転学、休学、卒業その他

第67条 学生の入学、退学、転学、休学、進学の課程の修了及び卒業は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

第68条 学長、教授、助教授、助手及び講師の資格に関する事項並びに学位に関する事項は、別にこれを定める。

第69条 学校教育法第56条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者
- 3 大学入学資格検定規則（昭和26年文部省令第13号）により、文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 4 その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認めた者

第69条の2 学校教育法第56条第2項の規定により、進学の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、第66条の3第1項に定める課程に相当する課程を含む学校教育における14年の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者

第70条 学校教育法第57条第2項（第67条において準用する場合を含む。）の規定により大学の専攻科（大学院を含む。）入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における16年（医学又は歯学を履修する課程への入学については、18年）の課程を修了した者
- 2 文部大臣の指定した者
- 3 その他大学の専攻科（大学院を含む。）において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4. 教育職員免許法 (昭和24.5.31法律第147号) (抄) 改正 昭和29.6.3法律 第158号

第4条 免許状は、普通免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、次のとおりとする。

- 1 小学校教諭免許状
- 2 中学校 "
- 3 高等学校 "
- 4 養護 "
- 5 盲学校 "
- 6 ろう学校 "
- 7 養護学校 "
- 8 幼稚園 "

3 普通免許状は、1級及び2級とする。

4 臨時免許状は、次のとおりとする。

(普通免許状と同一につき省略)

5 中学校及び高等学校の教員の免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

- (1) 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、保健家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産、及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける）及び宗教

(2) 高等学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、家庭、家庭実習、農業、農業実習、工業工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語に分ける）及び宗教

第5条 普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、且つ大学若しくは文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。但し、次の各号の1に該当する者には授与しない。

- 1 18才未満の者
- 2 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）但し、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 3 禁治産者及び準禁治産者
- 4 禁こ以上の刑に処せられた者
- 5 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 免許状は、国立又は公立の学校の教員にあつては、都道府県の教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事（以下「授与権者」という。）が授与する。

3 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号の1に該当しない者で教育職員検定に合格した者に授与する。但し、高等学校助教諭免許状は、大学に2年以上在学せず、且つ、62単位以上を修得しない者には授与しない。

第9条 普通免許状は、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立又は公立の学校の場合を除く。以下本条中同じ。）において効力を有する。

2 臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

別表第1

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数		
			一般教育科目	専門科目	特に関するもの
小学校教諭	1級 普通免許状	学士の称号を有すること	36	16	32
	2級 "	大学に2年以上在学し、62単位（内2単位は体育）以上を修得すること	18	8	22
中学校教諭	1級 "	学士の称号を有すること	36	甲40 乙32	14
	2級 "	大学に2年以上在学し、62単位（内2単位は体育）以上を修得すること	18	甲20 乙16	10
高等学校教諭	1級 "	イ、修士の学位を有すること ロ、大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上を修得すること	36	甲62 乙52	14
	2級 "	学士の称号を有すること	36	甲40 乙32	14
盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭	1級 "	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること			20
	2級 "	上に同じ			10
幼稚園教諭	1級 "	学士の称号を有すること	36	16	28
	2級 "	大学に2年以上在学し、62単位（内2単位は体育）以上を修得すること	18	8	18

備考

1 「単位」は、科目について、その種類に応じ、次に掲げる基準により定める課程を履修した場合に与えるものとする。（別表第2から第7までの場合においても同様とする。）

- イ、1時間の授業につき2時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、15時間の授業の課程
- ロ、2時間の授業につき、1時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、30時間の授業の課程
- ハ、前2号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものについては、45時間の授業の課程
- 1の2 この表の専門科目の単位は、文部大臣が、教育職員養成審議会に諮問して、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める課程において修得したものでなければならない。(別表第2の場合においても同様とする。)
- 1の3 この表中「大学」とは、大学の正規の課程、大学院及び大学の専攻科の課程並びに文部大臣がこれらの課程に相当すると認める他の課程をいう。(別表第2の場合においても同様とする。)
- 2 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の2級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の1級及び2級の普通免許状の授与の所要資格に関しては、この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 3 この表中「甲」とは、中学校の教諭にあつては、社会、理科、家庭及び職業の、高等学校の教諭にあつては、社会、理科、家庭、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状の授与を受ける場合を「乙」とは、中学校の教諭にあつては、国語、数学、音楽、図画工作、保健体育、保健、職業指導、外国語及び宗教の、高等学校の教諭にあつては、国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、職業指導及び外国語の各教科についての免許状の授与を受ける場合をいう。(別表第4の場合においても同様とする。)
- 4 この表の中学校及び高等学校の教諭の免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数については、当分の間、中学校にあつては、音楽及び図画工作、高等学校にあつては、音楽、図画、工作、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各学科の免許状の授与の場合には、その半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができる。

5. 教育職員免許法施行規則

(昭和29.10.27文部省令第26号) (抄)

第1章 単位の修得方法

第1条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)(以下免許法という。)

第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類 一般教育 科目の区分	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の1級普通免許状。高等学校教諭免許状	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の2級普通免許状
	最低修得単位数	最低修得単位数
人文科学に関する科目 (音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む。)	12	6
自然科学に関する科目	12	6
社会科学に関する科目	(日本国憲法2単位を含む。) 12	(左に同じ) 6
計	36	18

第2条 免許法第5条別表第1に規定する小学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、1級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の教科のうち6以上の教科に関する専門科目(音楽、図画工作及び体育に関する専門科目のうち2以上を含む。)について、それぞれ2単位以上を、2級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の教科のうち4以上の教科に関する専門科目(音楽、図画工作及び体育に関する専門科目のうち1以上を含む。)について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。

第3条 免許法第5条別表第1に規定する中学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる専門科目について、それぞれ第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	国語学 国文学(国文学史を含む。) 「漢文学、書道」	4 8 4 計 16
	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法学、政治学、社会学、経済学、公衆衛生学」 「哲学、倫理学、宗教学」	6 6 4 4 計 20
数学	代数学 幾何学 解析学 「統計学、測量」	4 6 4 2 計 16
	物理学 化学 生物学 地学(天文学及び気象学を含む。) 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	4 4 4 4 4 計 20
音楽	声楽(指揮法を含む。) 器楽 音楽理論及び音楽史	8又は6 8又は6 2 計 16
	絵画及び図案 工芸及び彫塑 美術理論及び美術史	8又は6 8又は6 2 計 16
保健体育	体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学及び解剖学を含む。) 「学校保健、衛生学」	4 4 4 4 計 16
	「生理学、細菌学、栄養学」 衛生学(公衆衛生学救急処置及び看護法を含む。) 学校保健	6 6 4 計 16
家庭	「食品学、栄養学」 「被服学、衣科学」 「家庭管理、住居学、家族関係」 「育児、家庭、看護学」 「調理実習、衣服実習」	6又は4 6又は4 6又は4 2 4 計 20

職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、 商船実習」	2 4 10 4 計 20
	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理	4 8 4 計 16
英語	英語学(作文及び会話を含む。) 英文学	8 8 計 16
	宗教学 「教理学、哲学」	6 6 4 計 16
備考		
1 第2欄に掲げる教科に関する専門科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。		
2 英語以外の外国語の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合に準ずる。		
3 「」内のものは、専門科目群とし、専門科目群の修得方法は、「」内の専門科目1以上にわたって第3欄に掲げる単位を修得するものとする。(以下同様とする。)但し、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。		
4 音楽に関する専門科目単位の修得方法は、声楽8単位以上、器楽6単位以上及び音楽理論及び音楽史2単位以上又は声楽6単位以上、器楽8単位以上及び音楽理論及び音楽史2単位以上を修得するものとする。(図画工作又は家庭に関する専門科目の単位の修得方法についても同様とする。)		

2 免許法第5条別表第1に規定する中学校教諭1級普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許教科の種類に応じ、大学の加える教科に関する専門科目についても修得することができる。

第4条 免許法第5条別表第1に規定する高等学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲

げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる専門科目について、それぞれ第3欄に掲げる単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
免許教科	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	国語学 国文学(国文学史を含む。) 漢文学	4 8 4 計 16
社会 数学 理科 音楽	中学校の場合と同じ	中学校の場合と同じ
図画	絵画及び図案 「工芸、彫塑」 「美術理論、美術史」	10 4 2 計 16
工作	工芸及び彫塑 「絵画、図案」 「工芸理論、工芸史」	10 4 2 計 16
書道	書道 書道史及び美術史 「国文学、漢文学」	8 4 4 計 16
保健体育 保健 家庭	中学校の場合と同じ	中学校の場合と同じ
農業	農業の関係科目 職業指導	16 4 計 20
工業	工業の関係科目 職業指導	16 4 計 20
商業	商業の関係科目 職業指導	16 4 計 20
水産	水産の関係科目 職業指導	16 4 計 20
商船	商船の関係科目 職業指導	16 4 計 20
職業指導 英語 宗教	中学校の場合と同じ	中学校の場合と同じ

備考 前条第1項の表備考第1号、第2号及び第4号の規定は、この表の場合に準用する。

2 免許法第5条別表第1に規定する高等学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位数は、前項に規定するもののほか、免許教科の種類に応じ、大学の加える教科に関する専門科目についても修得することができる。

3 免許法第5条別表第1に規定する高等学校教諭1級普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、社会、理科、家庭、農業、工業、商業、水産及び商船の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては22単位以上を、国語、数学、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、職業指導、外国語及び宗教の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては20単位以上を、同表高等学校教諭1級普通免許状の項基礎資格の欄に定める資格を取得する課程において修得するものとする。

第5条 免許法第5条別表第1に規定する幼稚園教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する専門科目について修得するものとし、この場合において小学校の教科のうち音楽、図画工作及び体育に関する専門科目について、1級普通免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ4単位以上を、2級普通免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ2単位以上を、含めて修得しなければならない。

第6条 免許法第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表に定めるところによる。

免許状の種類	教職に関する専門科目	最低修得単位数						
		教育原理	教育心理学 「児童心理学」	教育心理学 「青年心理学」	教材研究	教科教育法	保育内容研究	教育実習
小学校教諭	1級普通免許状	4	4		16			4
	2級 "	2	2		12			4

中学校教諭	1級 "	3 (2)		3 (2)		3 (2)		2 (1)
	2級 "	2 (2)		2 (2)		2 (1)		2
高等学校教諭	1級 "	3 (2)		3 (2)		3 (2)		2 (1)
	2級 "	3 (2)		3 (2)		3 (2)		2 (1)
幼稚園教諭	1級 "	4	4				12	4
	2級 "	2	2				8	4

備 考

- 1 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学、児童心理学及び教育実習は、小学校及び幼稚園の教育を中心とするものとする。
- 2 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学、青年心理学、教科教育法及び教育実習は、中学校及び高等学校の教育を中心とするものとする。
- 3 教材研究の単位の修得方法は、小学校教諭1級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の8教科の教材研究についてそれぞれ2単位以上を、小学校教諭2級普通免許状の授与を受ける場合にあつては、小学校の教科のうち6以上の教科（音楽、図画工作及び体育のうち2以上を含む。）の教材研究についてはそれぞれ2単位以上を修得しなければならない。
- 4 教科教育法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
- 5 保育内容の研究の単位のうち、半数までは、小学校の教科の教材研究についての単位をもつてこれにあてることができる。
- 6 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校又は幼稚園（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部又は幼稚部及び附則第16項第1号又は第4号に規定する小学校又は幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育原理、教育心理学、児童心理学、

教材研究、保育内容の研究又は第2項に掲げる他の科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

- 7 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校又は高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部又は高等部及び附則第16項第2号又は第3号に規定する中学校又は高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育原理、教育心理学、青年心理学、教科教育法又は第2項に掲げる他の科目に関する単位をもつてこれに替えることができる。
- 8 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学又は教育実習の単位は、それぞれ2単位まで、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とする教育原理、教育心理学又は教育実習の単位をもつてあてることができる。
- 9 中学校又は高等学校の教諭普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学又は教育実習の単位は、教育原理及び教育心理学にあつてはそれぞれ2単位まで教育実習にあつては1単位は、小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とする教育原理、教育心理学又は教育実習の単位をもつてあてることができる。
- 10 かつこの数字は、免許法第5条別表第1備考第4号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。
- 2 前項の規定により修得した単位以外の教職に関する専門科目の単位は、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育関係法規、教育財教学、教育統計学、教育評価、教育心理学、学校教育の指導及び管理、学校保健、学校建築、社会教育、視聴覚教育、図書館学、職業指導その他大学の加える教職に関する専門科目についても修得することができる。

6. 公認会計士試験

(1) 公認会計士法 (昭和23年7月6日法律第103号) (抄)

第2条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類を監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。但し、他の法律において、この業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第1項の規定は、公認会計士が他の公認会計士の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

第3条 会計士補は、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補の名称を用いて、前条第1項の業務について、公認会計士を補助する。

2 会計士補は、他人の求めに応じ報酬を得て、会計士補の名称を用いて、業として前条第2項の業務を営むことができる。

3 前条第2項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第5条 公認会計士試験を分けて、これを第1次試験、第2次試験及び第3次試験とする。

2 第2次試験に合格した者又は第9条各号の規定による第2次試験の免除が全科目に及ぶ者は、会計士補となる資格を有する。

3 第3次試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

(第1次試験)

第6条 第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、国語、数学及び論文について、これを行う。

(第1次試験の免除)

第7条 左の各号の1に該当する者に対しては、第1次試験は、これを免除する。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業した者又は同法第57条第2項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者。
- 2 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学予科又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を卒業し、又は修了した者。
- 3 高等試験、予備試験又は司法試験第1次試験に合格した者。
- 4 前2号に該当する者の外、政令の定めるところにより前2号の1に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者。

(第2次試験)

第8条 第2次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、会計学(簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。)経営学、経済学並びに商法(海商手形及び小切手に関する部分を除く。)についてこれを行う。

2 第2次試験は、第1次試験に合格した者又は前条の規定により第1次試験を免除された者に限り、これを受けることができる。

(第3次試験)

第10条 第3次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、財務に関する監査、分析その他の実務(税に関する実務を含む。以下同じ。)について、これを行う。

(第3次試験要件)

第11条 第3次試験は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者であつて、第12条の規定による実務補習を受けた期間が1年をこえ、且つ会計士

補となる資格を取得した後における左の各号に掲げる期間（同条の規定による実務補習を受けた期間と重複する期間を除く。）が通算して2年をこえる者に限り、これを受けることができる。

- 1 第2条第1項の業務について公認会計士を補助した期間。
- 2 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間。

（実務補習）

第12条 実務補習は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対して、公認会計士となるのは必要な技能を修習させるため、公認会計士の事務所、その組織する団体その他大蔵大臣の認定する機関において、これを行う。

- 2 実務補習について必要な事項は大蔵省令をもってこれを定める。

(2) 公認会計士法施行令（昭和27年8月14日政令第343号）（抄）
改正 昭和32年8月13日第261号

第1条 公認会計士法（以下「法」という。）第7条第4号に規定する同条第2号又は第3号に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められる者は、左の各号の1に該当する者とする。

- 1 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学学部に学生として在学した者。
- 2 文部大臣が旧高等試験令第7条及び第8条に関する省令（大正7年文部省令第3号）の規定により、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校高等科又は旧大学令による大学予科と同等以上と指定した学校を卒業した者。
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において、一般教養科目中学の士称号を得るのに必要な科目について所定の数の単位を取得した者。
- 4 旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による専門学校卒業程度検定試験に合格した者。
- 5 大蔵大臣が公認会計士審査会の職を経て、前各号に定める者と同等以上の一般的学力を有すると認めた者。

(3) 公認会計士試験規則（昭和25年5月4日公認）（抄）
（会計士管理委員会規則第3号）
改正 昭和32年8月31日第71号

第10条 第2次試験は毎年1回第1次試験終了後、東京都、大阪市、札幌市、仙台市、名古屋市、金沢市、広島市、高松市、福岡市及び熊本市において行う。

第11条 第2次試験を受けようとする者は、第2次試験受験願書に、左の書類を添付し、試験を受けようとする場所を管轄する財務局を経由して、公認会計士審査会長に提出しなければならない。

- 1 履 歴 書
- 2 法第8条第2項又は法第66条に規定する受験資格を証する証書の写又は書面
- 3 法第9条の各号の1に該当するときは、その旨及びこれを証する証書の写又は書面
- 4 写 真

2 前項の願書には、受験手数料に充てるため、1,000円の収入印紙をはらなければならない。

第12条 第2次試験は法第8条第1項に掲げる科目につき筆記により行う。

第13条 法第9条の各号の1に該当するかどうかは、大蔵大臣が認定するものとする。

昭和33年4月10日印刷

昭和33年4月19日発行

発行 小樽商科大学
小樽市緑町5丁目番外地

編集 小樽商科大学学生部学生課

印刷所 光 盛 堂

